

ごあいさつ

急速な高齢化の進展と少子化による人口の減少や疾病構造の変化など、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化してきており、一人ひとりが心豊かにいきいきと暮らしていくためには、いかにして健康を保ち続けられるかが大きな課題となっています。

本市では、平成 28 年 10 月に川西市健幸まちづくり条例を施行しました。市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持つとともに、本市の持つ市民力と地域力をいかして、まちづくり全体に健康の視点を取り入れ、市民一人ひとりが健康で幸せに暮らし続けられる“健幸”まちづくりを推進しているところです。



この取り組みは、社会参加や地域交流による生きがいづくりや、楽しみながら暮らせるまちづくりなどを通じて、誰もが健やかで幸せに暮らすことで健康寿命の延伸を推進する「スマートウエルネスシティ」の考え方を取り入れています。

本市では、平成 30 年度より、第 5 次川西市総合計画の後期基本計画がスタートしますが、後期重点プロジェクトの一つに「いきいき健康プロジェクト」を掲げて、市民の健康増進につながる施策を展開するとともに、保健医療福祉の連携体制の強化を図ってまいります。

このたび策定した「川西市健幸まちづくり計画」は、今回で第 2 次となる市食育推進計画も包含し、健康の礎となる食と運動と休養などの日々の様々な営みと、それを取り巻く地域の仕組みを総合的にとらえ、市民、市民公益活動団体、事業者、保健福祉医療関係者等と市の協働により、健幸まちづくりの推進に関する基本となる計画となっております。

「健幸都市＝かわにし」の実現に向けまして、今後とも、市民の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画策定にあたりまして、アンケート調査やワークショップにご協力いただきました市民の皆さまをはじめ、ご審議を賜りました川西市健康づくり推進協議会、川西市食育推進会議の委員の皆さま、その他関係者の方々に、心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

川西市長 大塩民生

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の策定にあたって	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間及び進行管理	5
4 計画の基本理念	5
5 計画の体系	6
6 計画の推進	8
第2章 計画の背景	10
1 川西市の現状	10
2 市民アンケート調査結果の現状	22
第3章 市民みんなの健康づくり	29
基本施策1 栄養・食生活	29
基本施策2 身体活動・運動	33
基本施策3 休養・心の健康	36
基本施策4 たばこ	40
基本施策5 アルコール	44
基本施策6 健康診査・各種検診・健康管理	48
第4章 子どもの健康づくり	52
基本施策1 親と子の健康（母子保健）	52
基本施策2 思春期保健対策の充実（学校保健等）	57
第5章 歯と口の健康づくり	60
基本施策1 生涯を通じた歯科疾患の予防と歯と口の働きの維持・向上	60
基本施策2 支援が必要な人の健康づくり	69
ライフステージに応じた健康づくり	72

第6章 食育推進による健幸まちづくり～（第2次川西市食育推進計画） 74

基本施策1	“食”からひろがる健やかな体と豊かな心づくり ～家庭や学校・保育所等における食生活と食文化の継承～	76
基本施策2	“食”からひろがる地域のつながり ～地域における健全な食環境と循環～	82
基本施策3	次世代へつながり、ひろがる食育の“輪” ～食育を育み 守り継ぐしくみ～	86
	ライフステージに応じた食育の取り組み	92

第7章 スマートウェルネスシティの健幸まちづくり 94

基本施策1	健幸まちづくりの推進	94
-------	------------	----

第8章 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり 100

基本施策1	救急・災害医療の充実	100
基本施策2	地域医療の基盤づくりと疾病対策	102

参考資料 106

1	川西市健康づくり推進協議会委員名簿	106
2	川西市食育推進会議委員名簿	107
3	川西市健幸まちづくり計画策定経過	108
4	川西市健幸まちづくり条例	109

第 1 章 計画の基本的な考え方



1 計画の策定にあたって

(1) 計画の趣旨

我が国は、生活水準の向上や社会保障制度の充実、医療技術の進歩等により平均寿命が大幅に延び、世界有数の長寿国となりました。しかし、平均寿命が延びることにより、慢性疾患や複数の疾病を抱える高齢者が増加しました。

国民の生活習慣に着目すると、食生活の欧米化や長時間労働、交通手段等の多様化による運動不足など様々な要因が重なり、悪性新生物や循環器疾患などの生活習慣病が増加しています。

これら年齢構造及び疾病構造の変化に伴い、日常生活に支障を余儀なくされる高齢者が増えており、健康で自立した生活を送ることができる健康寿命の延伸が必要です。

また、国民生活基礎調査によると、日本の子どもの相対的貧困率は 13.9%（平成 27 年）となっています。このような環境におかれた子どもたちは、食生活や生活習慣の乱れなど、健やかな育ちを妨げる影響を受けることが懸念されます。

本市では、健康政策の計画として「川西市健康づくり計画」（初回策定：平成 15 年、第二回改訂：平成 21 年、第三回改訂：平成 25 年）を通じ、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策や、平均寿命・健康寿命の延伸に向けた生活習慣の改善に取り組んできました。

しかし、急速な高齢化の進展や疾病構造の変化等、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化してきており、一人ひとりが心豊かにいきいきと暮らしていくためには、いかにして健康で過ごすことができる期間を長く保つことができるかが、大きな課題となっています。

このため、市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、食生活の改善や運動の習慣化等を通じた健康づくりに主体的に取り組むことにより、生涯にわたる生活の質を高めていくことが必要です。また、個人の健康は、家庭や学校、地域、職場等の社会環境の影響を大きく受けることから、地域社会全体の取り組みとして健康をささえ、守るための環境を整備していかなくてはなりません。

本市では、健康で幸せに暮らし続けることを「健幸」と定義し、「健幸」につながる幅広い視点から、平成 28 年 10 月に施行した「川西市健幸まちづくり条例」に基づき、新たな健康課題などに対応し、さらなる健康づくりを推進するため「川西市健幸まちづくり計画」を策定するものです。

(2) 健康づくりの国の動向

国は、平成 12 年に「健康日本 21」を策定し、平成 15 年 5 月には国民の健康増進の総合的な推進に関して基本的な事項を定めるとともに、より積極的に国民の健康づくり・疾病予防の推進を図るため「健康増進法」を制定し、国民保健の向上を図るための根拠法として整備しました。

その後、「健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」「社会全体が相互にささえあいながら健康を守る環境の整備」「社会生活を営むために必要な機能の維持・向上」等を新たに盛り込んだ「健康日本 21（第 2 次）」が平成 25 年度から施行されました。特に、「休養・こころの健康づくり（働く世代のうつ病の対策等）」や、将来的な生活習慣病発症を予防するための取り組みの推進、生活習慣に起因する要介護状態の予防のための取り組みの推進など、新たな課題への方向性を示しています。

平成 18 年には、「がん対策基本法」が制定され、法に基づく「がん対策推進基本計画」では、全体の目標として「平成 28 年までにがんの年齢調整死亡率（75 歳未満）の 20%減少」を掲げ、がん検診受診率を 50%以上とする目標に取り組むなど、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

さらに、歯と口の健康を保つことは、国民が健康で質の高い生活を営むうえで基礎的かつ重要な役割を果たしているとの考え方にに基づき、平成 23 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、総合的に歯科口腔保健を推進しています。

健康づくりと密接な関係のある栄養・食生活の分野においても、「食育基本法」が平成 17 年 6 月に制定されました。平成 28 年 3 月には第 3 次食育推進基本計画が策定され、今後、5 年間に特に取り組むべき重点課題「若い世代を中心とした食育の推進」「多様な暮らしに対応した食育の推進」「健康寿命の延伸につながる食育の推進」「食の循環や環境を意識した食育の推進」「食文化の継承に向けた食育の推進」が掲げられました。



2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

本計画は、平成 28 年 10 月に施行した「川西市健幸まちづくり条例」に基づき、市民や市民公益活動団体、事業者、学校等、保健医療福祉関係者、市の取り組み、その推進のための基本となる事項を定めることにより、「健幸」で活力ある社会の実現に寄与することを目的とする計画です。

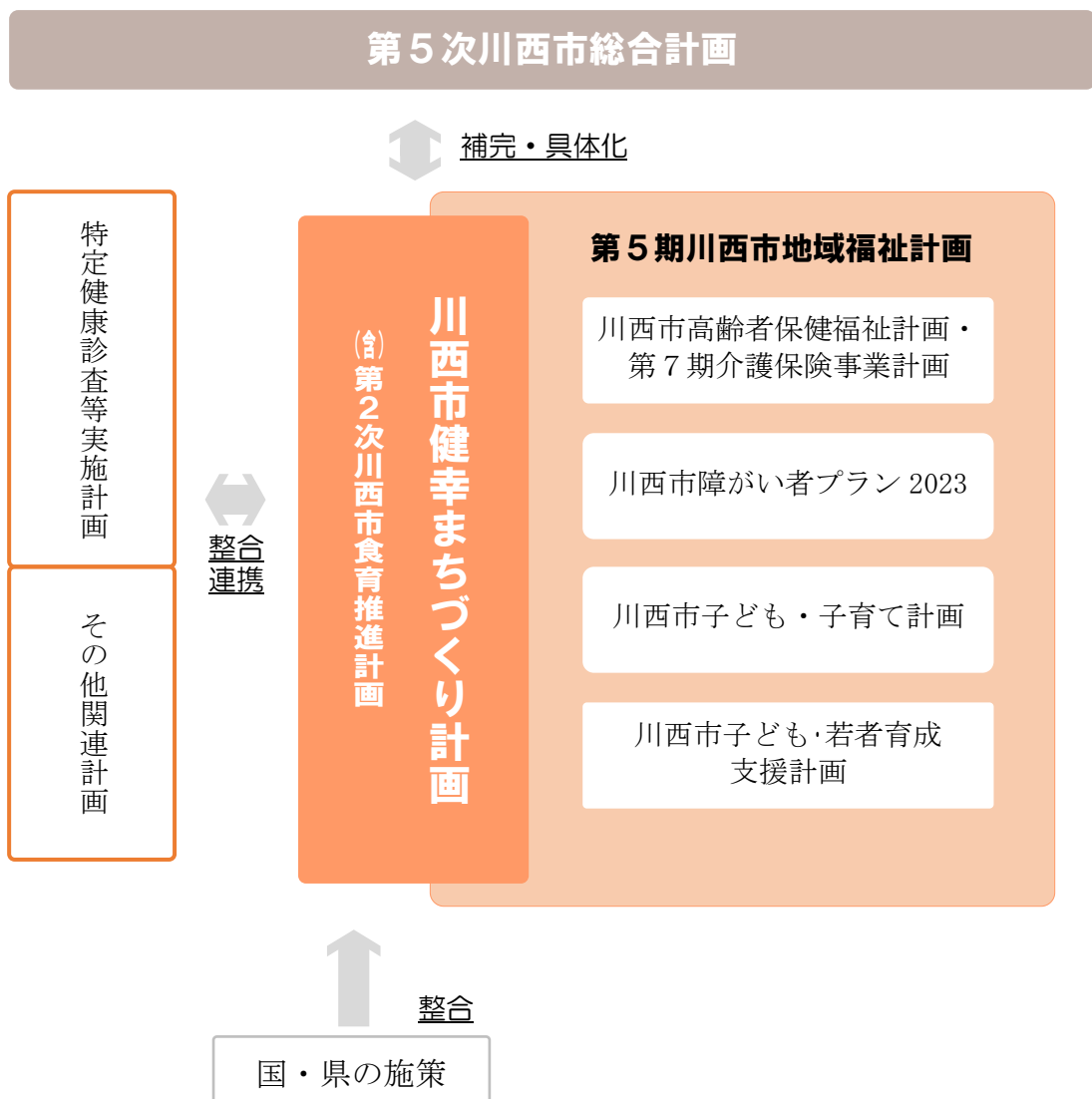
あわせて、健康増進法第 8 条第 2 項に規定する「健康増進計画」「母子保健計画」に位置づけ、市民の健康課題とこの解決に向けた健康目標及び行動目標の明確化を図った「笑顔でささえあう 健幸まちづくり」をめざして一体的に推進していくものです。

また、平成 23 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されたことから、総合的に歯科口腔保健を推進していく計画として位置づけます。

(2) 他の計画との関係

本計画は、上位計画である「第5次川西市総合計画」を補完・具体化するものであるとともに、関連諸計画である「第5期川西市地域福祉計画」「川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」「川西市障がい者プラン 2023」「川西市子ども・子育て計画」等との整合・連携を図ります。

また、これまで「川西市食育推進計画」として推進した計画については、本計画の策定趣旨から、栄養・食生活の健康に直接かかわる部分として密接な計画であることから「第2次川西市食育推進計画」として、本計画に包含する形で推進していくものとしします。





3 計画の期間及び進行管理

本計画は、平成 30 年度から平成 34 年度の 5 年間に計画期間とします。

なお、社会状況の変化や法制度・計画などの改定に伴い、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

また、この計画の進行管理にあたっては、計画で設定した指標や取り組み内容をもとに、点検・評価を行い、その結果を踏まえて工夫・改善しながら計画の推進を図るものとし、毎年度、川西市健康づくり推進協議会の中で進捗状況を評価していきます。



4 計画の基本理念

健康は、心身の健康を指すだけでなく、病気や障がいがある人を含め、自分の人生をいかに充実して心豊かに過ごすかという生活の質を高めることも重要と考えられます。こうした健康概念を踏まえると、すべての人にとって、生きがいと活力のある生活を送ることができる期間を可能な限り長くし健康寿命を延伸することが、健康づくりの目標であるといえます。

そこで、健康で幸せに暮らし続けることを「健幸」と定義し、「健幸」につながる幅広い視点から、本市の強みである市民力や地域力を活かした、健康づくりや人づくり、まちづくり、すなわち「健幸まちづくり」に取り組むことが重要です。

そのために、市民一人ひとりが健康についての正しい知識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことにより、壮年期死亡（早世）と要介護状態となることを予防し、人生の各ライフステージにおける生活の質を高めていくことが重要です。

また、健康づくりの取り組みを展開していく上で、行政として、個人の健康づくり活動や地域組織の活動を支援し、身近な健康課題を解決していく力をつけていくために、市民公益活動団体や事業者、学校等、保健医療福祉関係機関が協力しあい、市民の健康格差を縮小し、健康でいきいきと心豊かに暮らせるまちをめざします。

この様な考え方にに基づき、“笑顔でささえあう 健幸まちづくり”を基本理念とします。

笑顔でささえあう 健幸まちづくり



5 計画の体系

本計画では、基本理念を実現するための基本目標として、市民一人ひとりが生涯にわたり生活習慣の改善に努め、いつまでも健康に過ごすことを目標とした「ライフステージに応じた健康づくり」と「“食”からひろがる『健幸』づくり」に加えて、個人だけでなく地域を含む社会全体で健康づくりを支援することを目標とした「『健幸』につながるまちづくり」を進めます。

「ライフステージに応じた健康づくり」では、疾病予防を目的に原因をもとから断つための生活習慣の改善などとともに、疾病の重症化予防のため早期発見・早期治療を目的とした二次予防に関する施策を展開します。また、育児に関する不安や負担を持つ家庭の増加や乳幼児の事故防止、児童虐待の増加、思春期保健対策等の母子保健に関する施策についても推進します。

基本目標 1 市民みんなの健康づくり

基本目標 2 子どもの健康づくり

基本目標 3 歯と口の健康づくり

「“食”からひろがる『健幸』づくり」では、これまで「川西市食育推進計画」において、家庭から、学校、地域へと食育活動の取り組みをひろげてきました。今後も、「第2次川西市食育推進計画」として食育の活動を継続的に展開していくことをめざします。

基本目標 4 食育推進による健幸まちづくり（第2次川西市食育推進計画）

「『健幸』につながるまちづくり」では、スマートウェルネスシティ（SWC）の概念に基づき、個人の健康づくりに加え、個人を支援する環境及び体制を整備・充実させます。また、地域における感染症等の健康危機管理についての施策、健康づくりに関するニーズの多様化に対応するための地域保健に関する施策を展開します。

基本目標 5 スマートウェルネスシティの健幸まちづくり

基本目標 6 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり

【 基本理念 】

【 基本目標 】

【 基本施策 】

笑顔でささえあう 健幸まちづくり

ライフステージに応じた健康づくり

1 市民みんなの健康づくり

- 1 栄養・食生活
- 2 身体活動・運動
- 3 休養・心の健康
- 4 たばこ
- 5 アルコール
- 6 健康診査・各種検診・健康管理

2 子どもの健康づくり

- 1 親と子の健康（母子保健）
- 2 思春期保健対策の充実（学校保健等）

3 歯と口の健康づくり

- 1 生涯を通じた歯科疾患の予防と歯と口の働きの維持・向上
- 2 支援が必要な人の健康づくり

“食”からひろがる『健幸』づくり

4 食育推進による健幸まちづくり（第2次川西市食育推進計画）

- 1 “食”からひろがる健やかな体と豊かな心づくり
- 2 “食”からひろがる地域のつながり
- 3 次世代へつながり、ひろがる食育の“輪”

『健幸』につながるまちづくり

5 スマートウェルネスシティの健幸まちづくり

- 1 健幸まちづくりの推進

6 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり

- 1 救急・災害医療の充実
- 2 地域医療の基盤づくりと疾病対策



6 計画の推進

市民一人ひとりが主体となって、自らの健康や生活習慣に関心を持ち、それぞれの健康状態やライフステージに応じて生活の質を高めるよう取り組むことが大切です。

そのためには、「川西市健幸まちづくり条例」に基づき、地域社会全体の取り組みとして、市民、市民公益活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者と市が相互に連携を図りながら協働して推進することが求められます。

(1) 市民の取り組み

健康づくりへの理解を深めるとともに、自らの健康状態を把握し健康的な生活習慣を身につけることで、それぞれのライフステージにおける個人や家族の状況に応じた健康づくりを積極的に実践するよう努めます。

また、学校等や地域、職場等において行われる健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する事業に参加するよう努めます。

(2) 市民公益活動団体の取り組み

それぞれの持つ地域とのつながりや知識、専門性を活かして、市民公益活動団体が健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めます。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、市民公益活動団体が協力するよう努めます。

(3) 事業者の取り組み

事業者は、従業員等が受診しやすいように配慮した健康診断や検診等の機会の確保や健康に配慮した職場環境の整備等に努めるとともに、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めます。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、事業者が協力するよう努めます。

(4) 学校等の取り組み

子どもたちの基本的な生活習慣は、家庭とともに学校等においても培っていく必要があります。特に、学校等は教育の場でもあり、心身の健康の保持増進を図るために必要な知識態度を習得させるための健康教育を実践することにより、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めます。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、学校等が協力するよう努めます。

(5) 保健医療福祉関係者の取り組み

それぞれの専門性を活かし、保健医療福祉に関する正しい情報を市民に提供するとともに、保健指導や健康診断、検診、栄養・食事相談、介護予防、その他の保健医療福祉サービスを市民がそれぞれの必要性に応じ適切に受け取ることができるよう努めます。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、保健医療福祉関係者は協力するよう努めます。

(6) 市の取り組み

市は、健幸まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定して実施するものとし、実施するに当たっては、検証等による評価・見直しを行い、効率的かつ効果的な施策の推進を図ります。

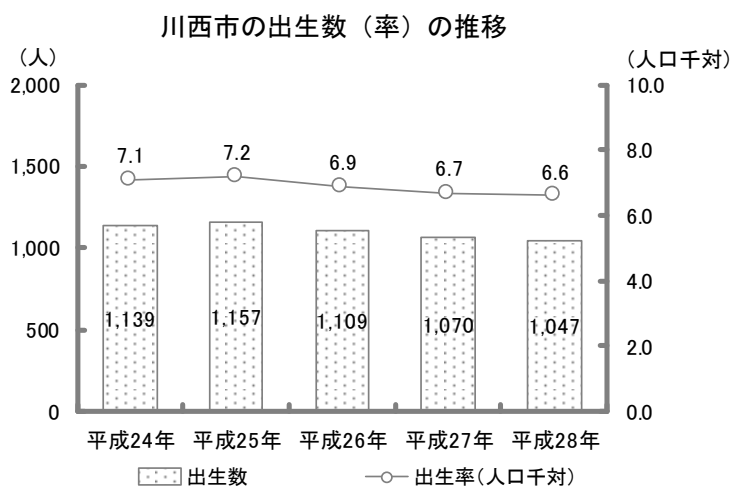
第2章 計画の背景

1 川西市の現状

(1) 人口動態

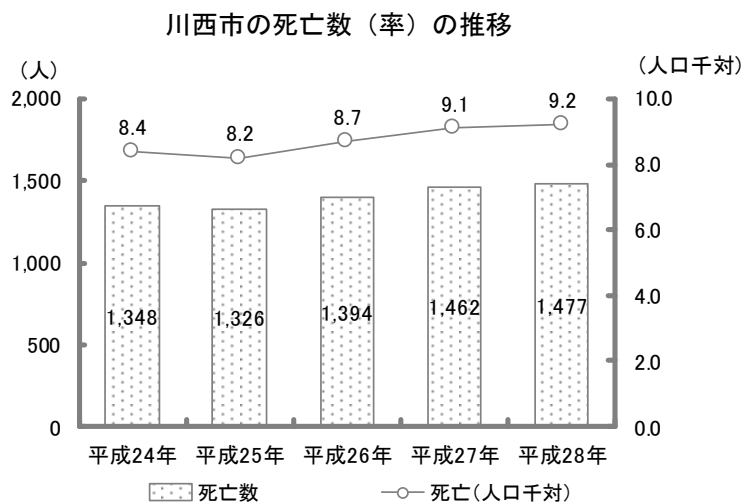
① 出生数（率）と死亡数（率）の推移

本市の出生数は、平成 26 年から減少傾向にあります。出生率（人口千対）も出生数同様に減少傾向にあり、平成 28 年の出生数は 1,047 人、出生率は 6.6 となっています。



資料：人口 住民基本台帳（各年 9 月末日現在）
出生数 兵庫県保健統計年報

死亡数・死亡率（人口千対）は平成 25 年にやや減少したものの、その後増加しています。平成 28 年の死亡数は 1,477 人、死亡率は 9.2 となっています。



資料：人口 住民基本台帳（各年 9 月末日現在）
死亡数 兵庫県保健統計年報

②平均寿命と健康寿命の推移

本市の平均寿命は、年々長くなる傾向にあります。平成 27 年では男性 82.3 歳、女性 87.5 歳と平成 2 年に比べ男性 5.6 歳、女性 5.2 歳長くなっており、各年男女ともに全国・兵庫県を上回っています。また、平成 27 年の健康寿命も、全国及び兵庫県を上回っていますが、平均寿命と健康寿命の差は全国より長いという結果になっています。

平均寿命の推移^{※1}

単位：歳

	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
全国	75.9	81.9	76.4	82.9	77.7	84.6	78.8	85.8	79.6	86.3	80.8	87.0
兵庫県	75.6	81.6	75.5	81.8	77.6	84.3	78.7	85.6	79.6	86.1	80.9	87.1
川西市	76.7	82.3	77.3	83.0	78.8	85.0	80.0	86.9	81.2	87.0	82.3	87.5

資料：厚生労働統計・兵庫県保健統計年報

平均寿命と健康寿命（平成 27 年）

単位：歳

	平均寿命		健康寿命		平均寿命-健康寿命	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
全国（平成 25 年）	78.9	85.7	77.6	82.6	1.3	3.1
兵庫県 ^{※2}	81.1	87.2	79.6	84.0	1.5	3.2
川西市 ^{※2}	83.1	87.7	81.5	84.5	1.6	3.2

資料：兵庫県健康づくり推進実施計画

③合計特殊出生率^{※3}の推移

本市の合計特殊出生率は、低い状況にあり、平成 27 年では 1.36 と、昭和 60 年に比べ 0.15 ポイント減少しており、それぞれ全国及び兵庫県を下回っています。

川西市の合計特殊出生率^{※3}の推移

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
全国	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45
兵庫県	1.75	1.53	1.41	1.38	1.25	1.41	1.48
川西市	1.51	1.22	1.09	1.20	1.12	1.30	1.36

資料：兵庫県保健統計年報

※1 厚生労働省の算定方法に基づき算定したもの。

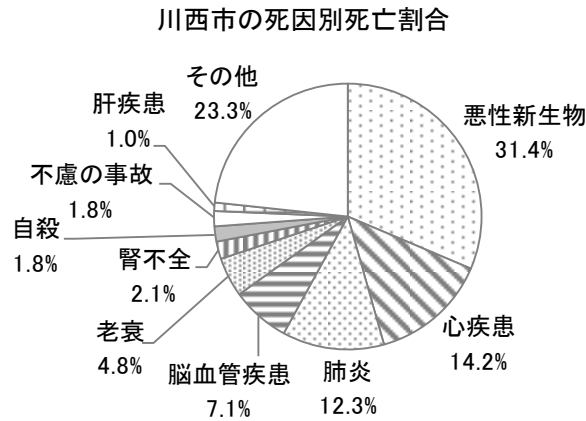
※2 兵庫県の算定方法に基づき算定したもの。

※3 合計特殊出生率：1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。

(2) 保健と医療の概況

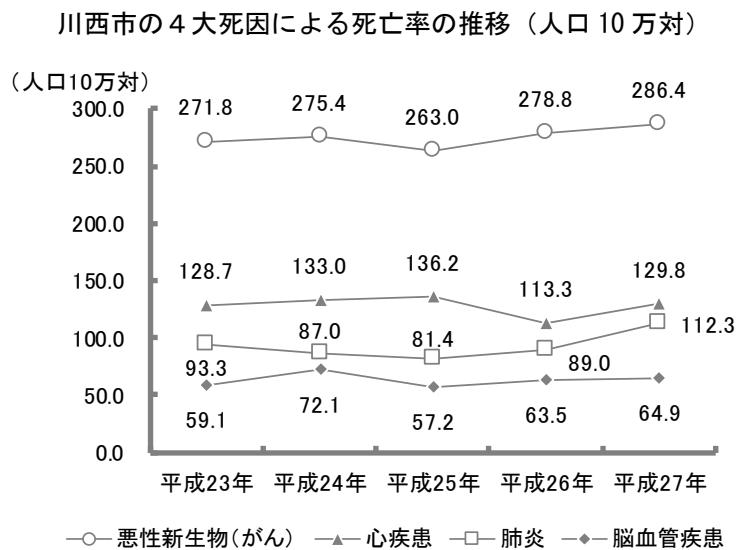
① 死亡要因

平成 27 年の死因別死亡割合をみると、「悪性新生物」が最も高く、31.4%となっています。次いで「心疾患」が 14.2%、「肺炎」が 12.3%となっており、生活習慣病に関連する疾病による死亡が全体の多くを占めています。



資料：兵庫県保健統計年報（平成 27 年）

本市の4大死因による死亡率（人口 10 万対）は、平成 27 年で「悪性新生物（がん）」が 286.4、次いで「心疾患」が 129.8、「肺炎」が 112.3、「脳血管疾患」が 64.9となっています。平成 23 年からの経緯をみると、「悪性新生物（がん）」「脳血管疾患」「肺炎」は増加傾向にあり、「心疾患」は横ばいとなっています。



資料：兵庫県保健統計年報（平成 27 年）

②標準化死亡比（SMR）※

本市の標準化死亡比（SMR）は、全国（100を基準とする）、兵庫県に比べ、男性はここにあげたすべての項目で低くなっています。女性は、乳がんや肺炎、腎不全で兵庫県平均よりも高くなっています。

標準化死亡比（SMR）（平成23年～平成27年）

死因疾病名	男性		女性	
	川西市	兵庫県	川西市	兵庫県
悪性新生物	89.2	104.1	93.9	101.9
肺がん	89.7	106.0	82.0	103.8
胃がん	83.3	104.6	93.3	102.6
大腸がん	78.9	98.6	89.1	100.1
乳がん	-	-	99.9	94.4
子宮がん	-	-	89.6	95.5
心疾患	83.2	95.3	82.2	100.1
肺炎	91.3	95.7	101.4	99.0
脳血管疾患	60.3	93.0	75.1	90.6
腎不全	79.1	98.5	111.0	107.5
糖尿病	55.4	103.4	86.8	104.8
高血圧性疾患	63.3	95.7	60.7	105.9
不慮の事故	58.1	97.0	72.7	95.9
自殺	78.1	98.6	92.7	105.0

資料：兵庫県 健康生活科学研究所

※SMRは、年齢構成の異なる集団間の死亡水準を比較するための指標で、標準を100とし、それより高いと死亡状況が全国より悪いことを意味する。

※川西市は男女ともSMRでは100以下が多く、兵庫県内の順位も上位となっている。

※兵庫県と比べ、悪い数値について網掛けしている。

③医療費の3要素の状況

川西市国民健康保険（国保）被保険者の医療費の1人あたり診療費は、平成28年で24,087円となっており、阪神北圏域や兵庫県より高くなっています。平成25年からの推移をみると、受診率は増加傾向にあり、平成28年には96.49%となっています。

医療費の3要素の状況

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
川西市	受診率（%）	94.42	95.22	92.08	96.49
	1件あたり日数（日）	1.99	1.98	1.92	1.91
	1日あたり診療費（円）	12,190	12,790	12,820	13,070
	1人あたり診療費（円）	22,940	24,077	22,654	24,087
阪神北圏域	受診率（%）	94.09	93.99	93.19	95.56
	1件あたり日数（日）	2.00	1.97	1.92	1.88
	1日あたり診療費（円）	11,860	12,130	12,230	13,000
	1人あたり診療費（円）	22,347	22,450	21,841	23,405
兵庫県	受診率（%）	90.39	90.10	89.78	91.17
	1件あたり日数（日）	2.05	2.02	1.96	1.93
	1日あたり診療費（円）	11,900	12,230	12,510	13,020
	1人あたり診療費（円）	22,063	22,218	22,031	22,932

資料：兵庫県 疾病分類統計

(3) 母子保健事業の状況

母子保健事業の状況については、出生数が減少していることもあり、母子保健事業については減少傾向にありますが、平成 25 年より始めたすくすく乳幼児相談は増加しています。

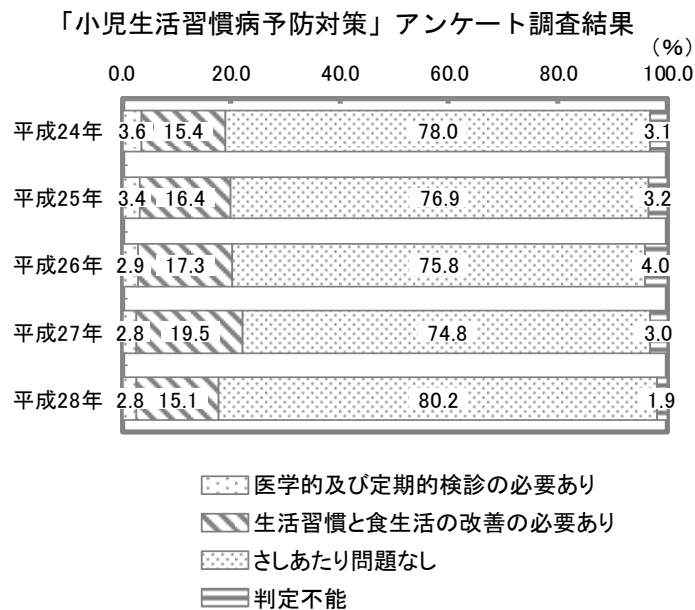
母子保健事業の状況

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	
各種講座・教室等 実施状況	母親学級	回数（回）	48	36	36	36	36
		参加者数（人）	673	407	460	441	392
	両親学級	回数（回）	7	8	8	8	8
		参加組数（組）	139	144	145	141	112
	赤ちゃん 交流会	回数（回）	98	83	82	69	67
		参加者数（人）	907	865	806	645	560
	すくすく 乳幼児相談	回数（回）	—	12	12	12	12
参加者数（人）		—	239	326	412	494	
乳幼児健診 実施状況	4 か月児	受診者数（人）	1,141	1,117	1,102	1,068	1,057
		受診率（%）	97.5	95.7	97.1	96.9	97.2
	10 か月児	受診者数（人）	1,127	1,147	1,110	1,114	1,062
		受診率（%）	96.7	96.0	96.0	97.2	95.8
	1 歳 6 か月児	受診者数（人）	1,234	1,159	1,162	1,137	1,113
		受診率（%）	97.3	95.6	95.6	96.7	96.3
	3 歳児	受診者数（人）	1,213	1,248	1,278	1,199	1,202
		受診率（%）	94.4	94.3	96.6	94.9	95.6
訪問指導 実施状況	妊婦訪問（人）	41	49	49	44	58	
	産婦訪問（人）	487	535	562	519	502	
	新生児訪問（人）	248	265	266	240	243	
	未熟児訪問（人）	—	59	62	43	48	
	乳幼児など訪問（人）	620	580	565	571	439	
妊婦健診 実施状況	妊婦健診助成者数（人）	1,362	1,217	1,248	1,182	1,155	

資料：健幸政策課

(4) 児童の肥満の状況

市医師会や市教育委員会による、小学4年生を対象とした「小児生活習慣病予防対策」アンケート調査によると、平成28年では、「医学的及び定期的検診の必要あり」が2.8%、「生活習慣と食生活の改善の必要あり」が15.1%、「さしあたり問題なし」が80.2%となっています。また、各年約2割程度が「医学的及び定期的検診の必要あり」または「生活習慣と食生活の改善の必要あり」との所見が出ており、小学4年生の5人に1人が生活習慣病に対して何らかの対策が必要とされています。



資料：生活習慣病予防アンケート（市医師会、市教育委員会）

川西市の幼児・児童の肥満の状況

単位：%

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
4・5歳児	1.8	1.7	3.9	4.0	5.1
小学生	5.1	5.1	4.4	4.3	5.0

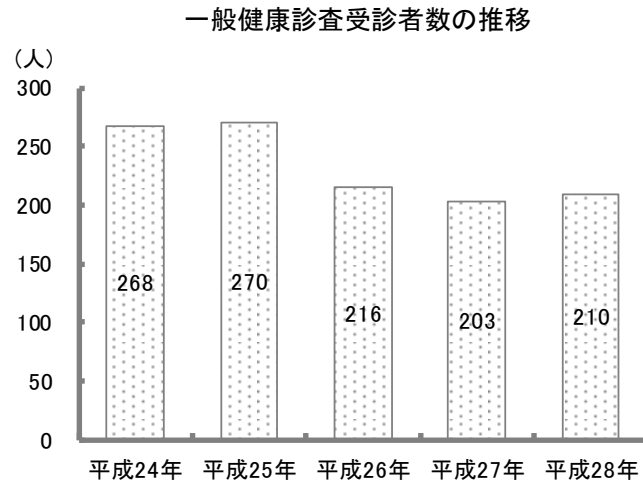
資料：兵庫県伊丹健康福祉事務所

※平成26年から幼児の肥満判定について国基準が標準体重の+15%（それ以前は+20%）以上を対象とするように変更された。

(5) 健康診査の状況

①一般健康診査の状況（18歳から39歳）

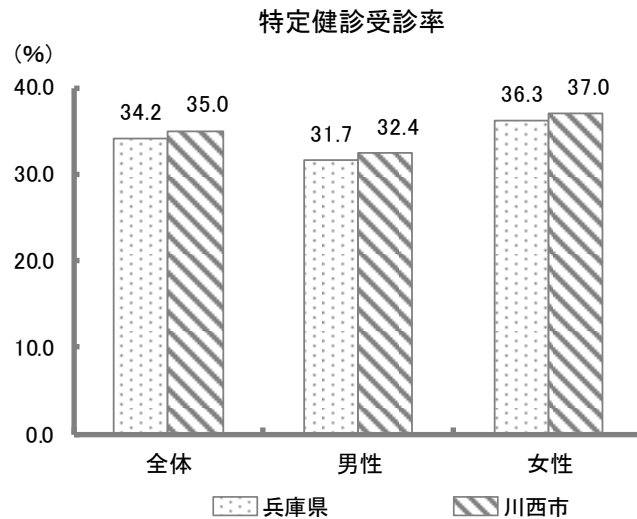
本市保健センターでの一般健康診査の受診者数は、平成26年に大きく減少し、以降は横ばいとなっています。



資料：健幸政策課

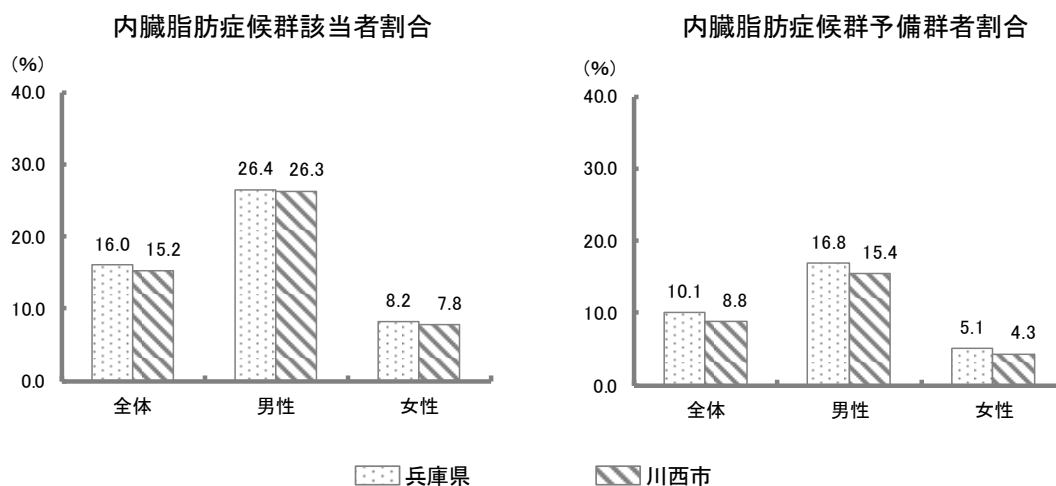
②特定健康診査の状況（40歳から74歳）

本市の国保加入者の特定健康診査の受診率は全体で35.0%となっています。また、男性、女性ともに兵庫県の値を上回っています。



資料：特定健康診査等受診状況（平成27年）（兵庫県ホームページ）

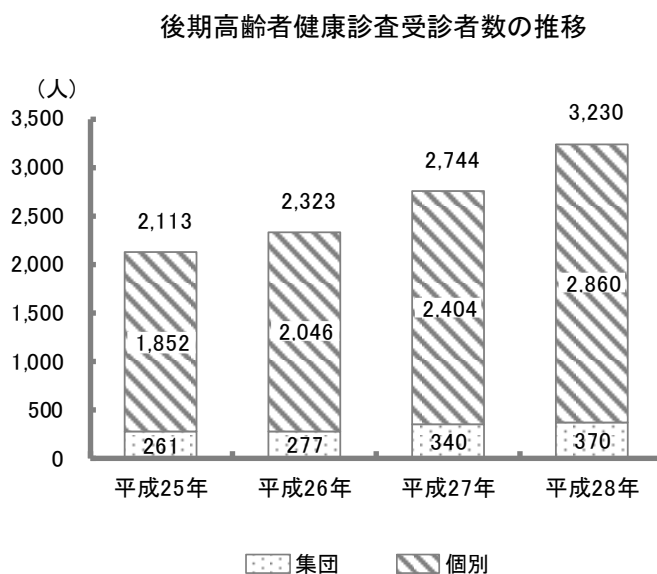
内臓脂肪症候群該当者割合及び予備群の割合は、兵庫県と比較すると大きな差異はありませんが、今後においても、生活習慣病予防がますます求められます。



資料：特定健康診査等受診状況（平成 27 年）（兵庫県ホームページ）

③後期高齢者健康診査の状況（75 歳以上）

本市の後期高齢者健康診査の状況については、各年集団健診に比べ個別健診で受診する人が多く、個別健診の受診者数は集団健診の約 8 倍となっています。また、平成 25 年からの推移をみると、全体の受診者数は増加傾向にあり、平成 28 年では 3,230 人となっています。

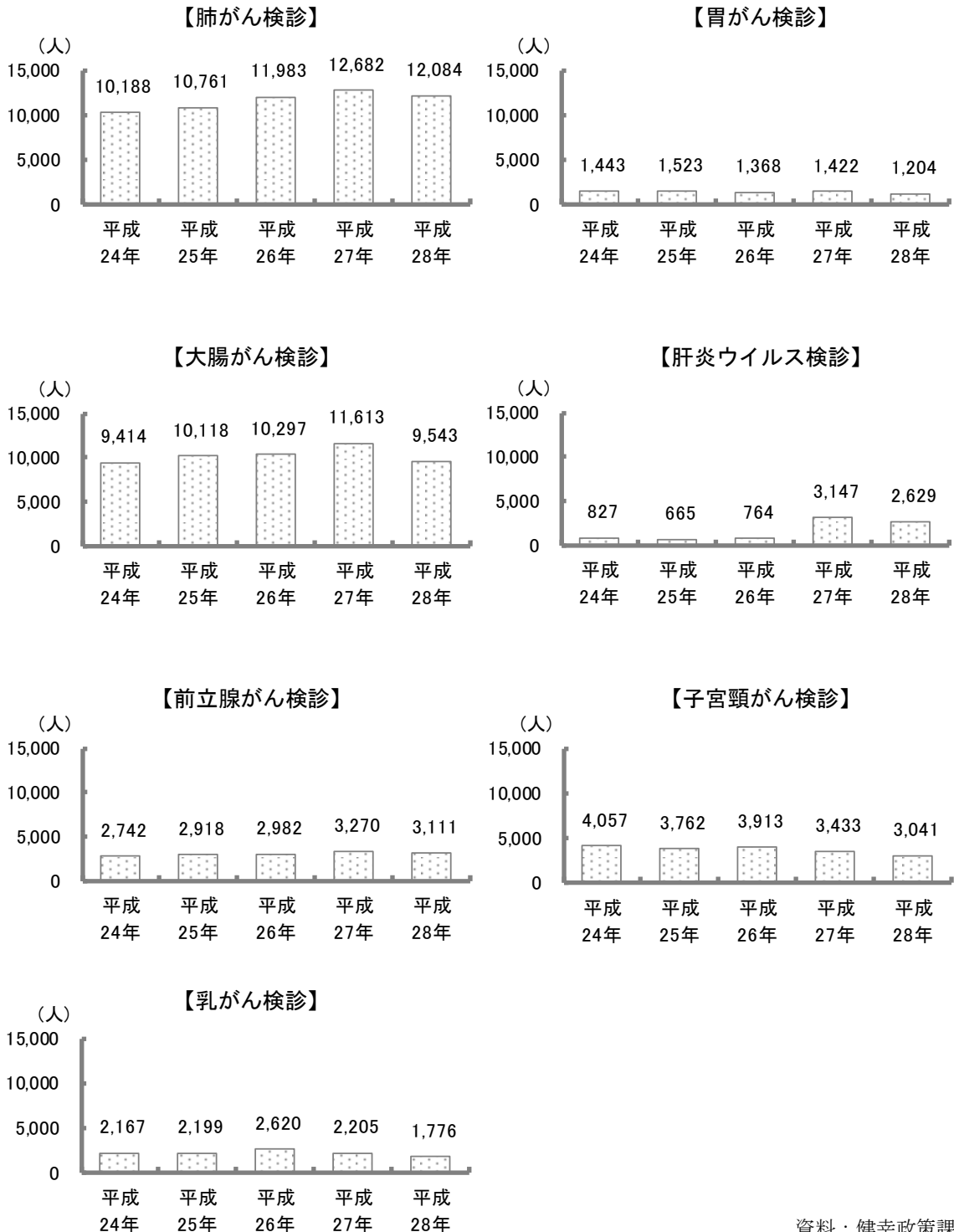


資料：医療助成・年金課

(6) 各種がん検診の状況

市が実施する各種がん検診の受診者数は、各年、肺がん検診と大腸がん検診で高くなっています。平成24年と比較すると、肺がん検診や大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診の受診者が増加しています。

市が実施する各種がん検診受診者数の推移



資料：健幸政策課

(7) 社会資源の状況

①保健・医療の施設及び従事者

本市には、平成28年で8病院、120診療所、79歯科診療所があります。

また、本市における医療従事者は、平成28年で医師285人、歯科医師100人、薬剤師389人となっています。

川西市の施設・病床数

単位：カ所・床

	病院		一般診療所		病床 総数	歯科 診療所	薬局	助産所	施術所
	施設数	病床数	施設数	病床数					
平成24年	8	1,883	119	18	1,901	72	130	3	116
平成25年	8	2,036	113	10	2,046	72	129	2	100
平成26年	8	2,033	114	9	2,042	75	133	2	97
平成27年	8	2,033	117	9	2,042	76	134	1	100
平成28年	8	2,033	120	9	2,042	79	136	1	105

資料：川西市統計要覧

兵庫県伊丹健康福祉事務所

医療施設の医師・歯科医師・薬剤師数

単位：人

	川西市		兵庫県		全国	
	総数	人口10万対	総数	人口10万対	総数	人口10万対
医師	285	178.5	13,979	253.2	319,480	251.7
歯科医師	100	62.5	3,907	70.8	104,533	82.4
薬剤師	389	243.6	14,616	264.8	301,323	237.4

資料：兵庫県厚生統計（医師・歯科医師・薬剤師調査）（平成28年12月末現在）

②主な保健・医療関係機関

本市の保健・医療事業については、次の関係機関の協力と支援、連携のもと、市民の健康づくりを総合的に推進しています。

主な保健・医療関係機関

団 体 名
一般社団法人 川西市医師会
一般社団法人 川西市歯科医師会
一般社団法人 川西市薬剤師会
川西市川辺助産師会
兵庫県伊丹健康福祉事務所(保健所)

資料：健幸政策課

③主な健康づくり関連団体

本市においては、次の健康づくり関連団体が市医師会や市歯科医師会、行政などと連携しながら、日ごろから活発な健康づくりに関する活動に取り組んでいます。

主な健康づくり関連団体

団 体 名
川西いずみ会
川西・猪名川地域活動栄養士協議会
川西市歯科医師会 地域歯科衛生士グループ“カミングハーモニー”
川西市献血推進協議会
川西市新田愛育班

資料：健幸政策課



市民アンケート調査結果の状況

(1) 調査概要

①調査の目的

健康づくり計画の期間が平成 29 年度で終了することに伴い、川西市民の健康についての取り組みや考えなどを把握し、計画の評価を行うとともに、今後の健康づくり施策に反映させることを目的として、市民アンケート調査を実施しました。

②調査対象

- ・健康づくりについてのアンケート調査：20 歳以上の市民
- ・親子の健康づくりについてのアンケート調査：乳幼児健康診査の対象児の保護者

③調査方法

- ・健康づくりについてのアンケート調査：郵送配布・郵送回収
- ・親子の健康づくりについてのアンケート調査：郵送配布・健診当日に直接回収

④調査期間

- ・健康づくりについてのアンケート調査：
平成 29 年 1 月 17 日から平成 29 年 2 月 3 日
- ・親子の健康づくりについてのアンケート調査：
平成 29 年 1 月 16 日から平成 29 年 3 月 14 日

⑤回収状況

	配 布 数	有効回収数	有効回収率
20 歳以上の市民	3,000 通	1,129 通	37.6%
乳幼児健康診査 の対象児の保護者	723 通	620 通	85.8%

⑥調査結果の集計表示方法

回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示しています。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。

調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを網かけで表しています（無回答を除く）。

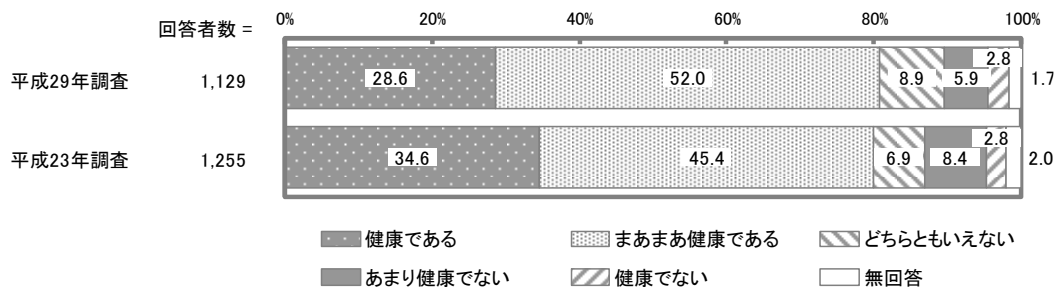
(2) 調査結果

①健康状態の意識

「健康である」と「まあまあ健康である」をあわせた、「健康である人」の割合が80.6%、「どちらともいえない」の割合が8.9%、「あまり健康でない」と「健康でない」をあわせた、「健康でない人」の割合が8.7%となっています。

前回調査と比較すると、「健康である」が6.0ポイント減少し、「まあまあ健康である」が6.6ポイント増加しています。

市民の健康観

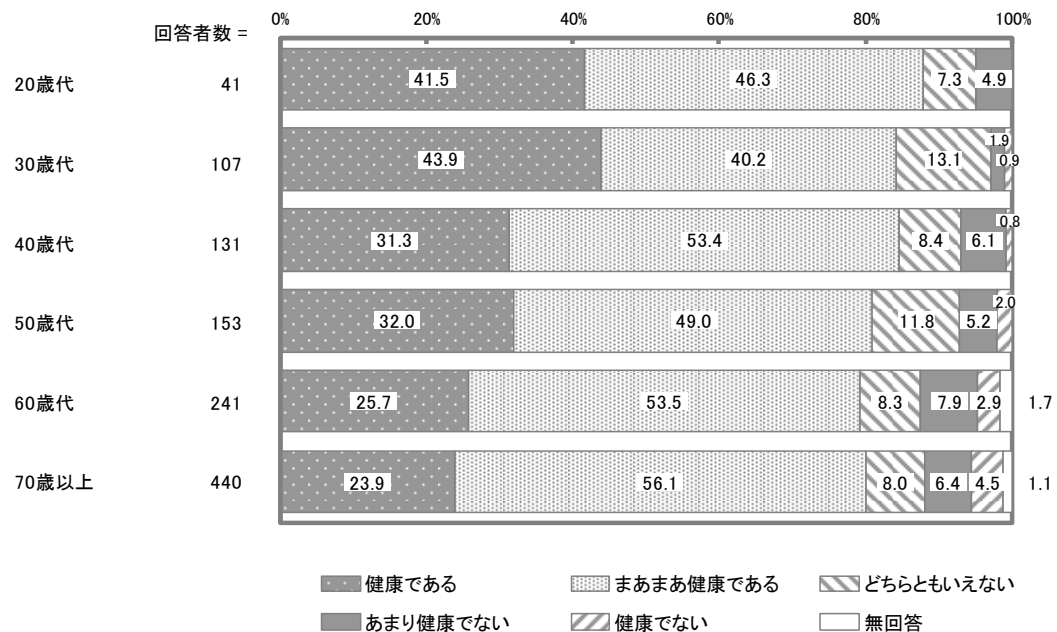


資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査

②年代別健康状態の意識

年代別でみると、年代が高くなるにつれて「健康である」と「まあまあ健康である」をあわせた、「健康である人」の割合が低くなる傾向がみられます。

年代別市民の健康観



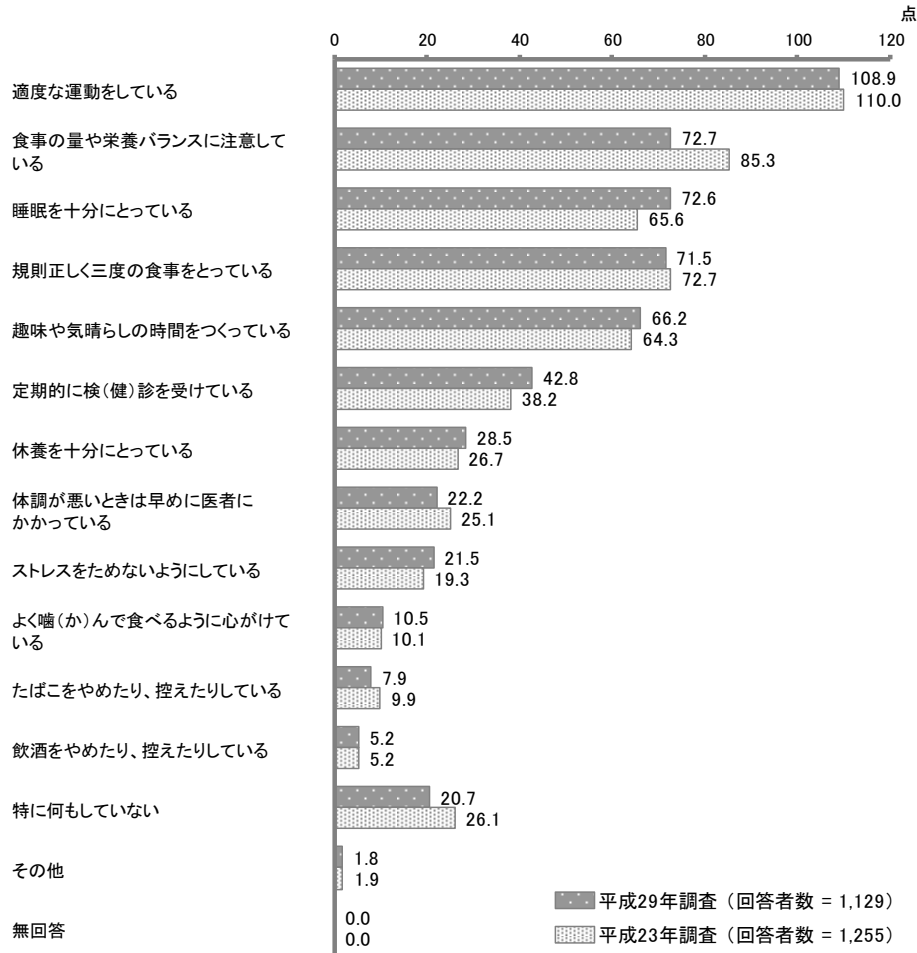
資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成29年）

③健康づくりへの心がけ状況

「適度な運動をしている」が108.9点と最も高く、次いで「食事の量や栄養バランスに注意している」が72.7点、「睡眠を十分にとっている」が72.6点となっています。

前回調査と比較すると、「睡眠を十分にとっている」が7.0点増加し、「食事の量や栄養バランスに注意している」が12.6点、「特に何もしていない」が5.4点減少しています。

健康づくりのために、日ごろから心がけていること（上位3つの点数化）



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査

※点数は、回答割合に1位は3点、2位は2点、3位は1点を乗じて算出している。

④川西市の保健医療サービスの認知度

性別で見ると、「その他の事業」を除き、すべての項目において、男性に比べ女性で認知度が高くなっています。特に「各種がん検診」「母子保健事業（乳幼児健診、母親学級、母子健康相談など）」の割合は、男性に比べ、女性は20ポイント以上高くなっています。

川西市の保健医療サービスの認知度

単位：％

区分	有効回答数(件)	一般健康診査(18歳～39歳)	特定健康診査(40歳～74歳)	後期高齢者健康診査(75歳以上)	各種がん検診	半日人間ドック(保健センター)	保健センターで実施している各種精密検査	予防接種	機能訓練	健康相談(面接・電話)	健康手帳の交付
男性	502	22.9	47.0	32.3	32.3	38.0	20.9	51.0	2.0	9.2	9.2
女性	615	40.5	61.3	35.0	52.7	47.6	33.7	63.9	3.3	19.0	13.8

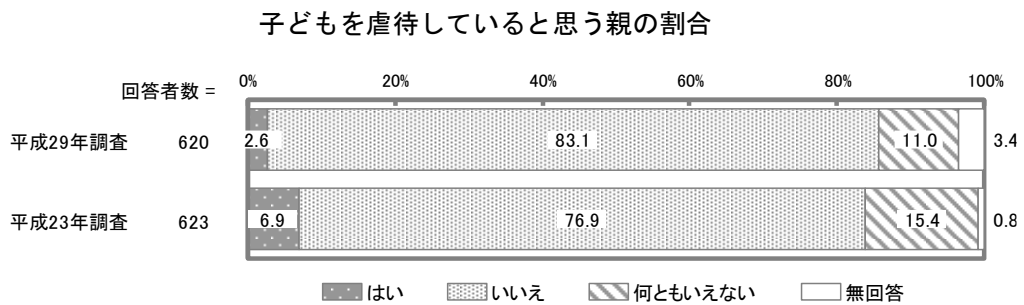
区分	母子や高齢者への訪問指導	健康に関する講座や教室(健康大学、健康づくり講習会、歯と口の健康セミナーなど)	母子保健事業(乳幼児健診、母親学級、母子健康相談など)	乳幼児歯科健診事業(もぐもぐ離乳食教室、一歳児親子歯科健診など)	成人歯科保健事業(母親学級、成人・妊婦歯科検診、歯科相談など)	休日の応急診療(内科)	休日の歯科応急診療	要介護高齢者の歯科診療	障がい者(児)の歯科診療	その他の事業	無回答
男性	5.2	10.0	9.4	5.8	6.8	23.3	13.7	3.0	1.6	1.2	11.6
女性	16.1	23.6	31.9	24.4	21.5	37.7	21.0	8.0	4.1	0.3	8.3

資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査(平成29年)

⑤子どもを虐待していると思うか

「いいえ」の割合が83.1%と最も高く、次いで「何ともいえない」の割合が11.0%となっています。

前回調査と比較すると、「いいえ」が6.2ポイント増加しています。

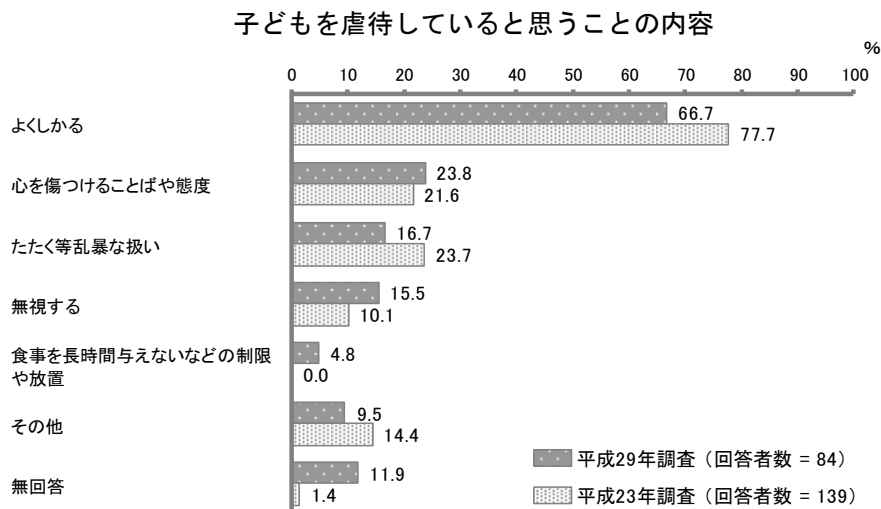


資料：川西市 親子の健康づくりについてのアンケート調査（平成29年）

⑥子どもを虐待していると思うことの内容について

「よくしかる」の割合が66.7%と最も高く、次いで「心を傷つけることばや態度」の割合が23.8%、「たたく等乱暴な扱い」の割合が16.7%となっています。

前回調査と比較すると、「無視する」が5.4ポイント増加し、「よくしかる」が11.0ポイント、「たたく等乱暴な扱い」が7.0ポイント減少しています。

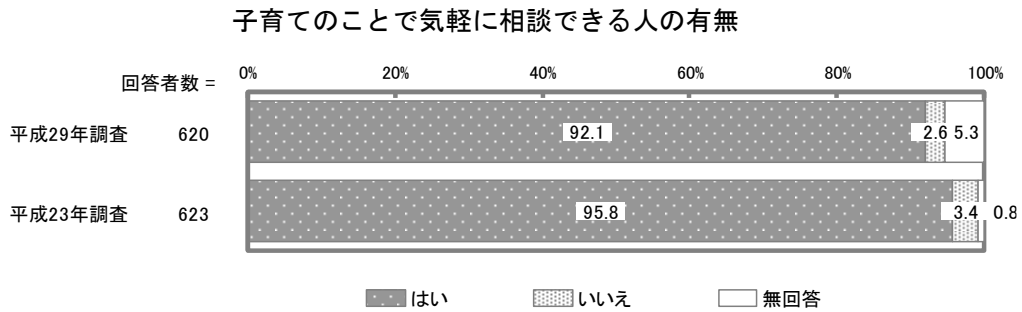


資料：川西市 親子の健康づくりについてのアンケート調査

⑦子育てのことで気軽に相談できる人がいるか

「はい」の割合が92.1%、「いいえ」の割合が2.6%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。

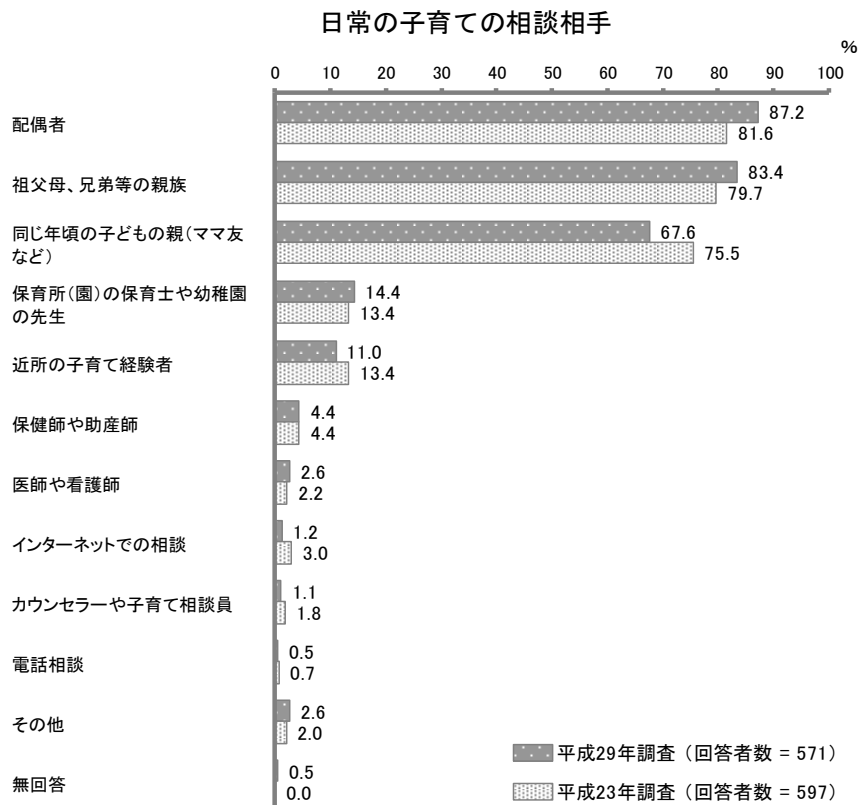


資料：川西市 親子の健康づくりについてのアンケート調査

⑧日常の子育ての相談相手について

「配偶者」の割合が87.2%と最も高く、次いで「祖父母、兄弟等の親族」の割合が83.4%、「同じ年頃の子どもの親（ママ友など）」の割合が67.6%となっています。

前回調査と比較すると、「配偶者」が5.6ポイント増加し、「同じ年頃の子どもの親（ママ友など）」が7.9ポイント減少しています。



資料：川西市 親子の健康づくりについてのアンケート調査

第3章 市民みんなの健康づくり

基本施策1 栄養・食生活

現状評価と課題

栄養・食生活は、生命を維持し、一生を通じて人々が健やかで心豊かに生きていくために欠かせないものです。また、食生活は社会的、文化的な営みとして、人々の生活の質とのかかわりも深いものです。

しかし、特に健康づくりを踏まえたライフステージ別の食生活では、20歳代及び30歳代の若い世代においては、朝食の欠食状況などにみられる食に関する知識や意識、実践状況等の面で他の世代より課題が多くなっています。このため、こうした若い世代を中心として、食に関する知識を深め、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるように食育を推進することが必要です。

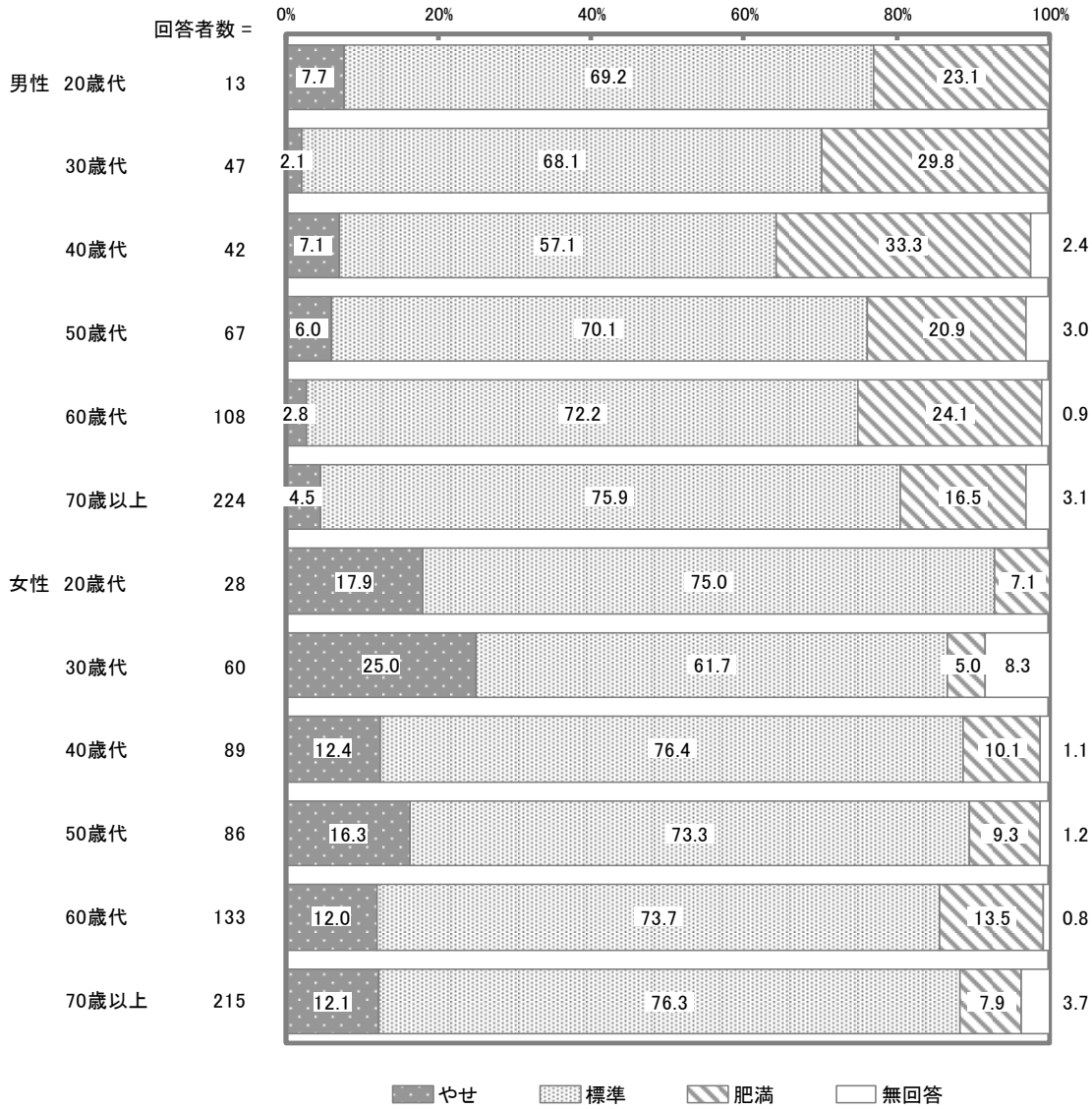
さらに、少子高齢化が進み、世帯構造や社会環境も変化し、単独世帯やひとり親世帯が増えています。また、貧困の状況にある子どもに対する支援が重要な課題になるなど、家庭生活の状況が多様化し、家庭や個人の努力のみでは健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況も見受けられます。

この様な中で、アンケート調査結果によると、朝食を欠食する人については、男女とも30歳代で改善がみられます。また、適正体重を維持している人の増加については、20歳代女性のBMI※「やせ（18.5未満）」と、40～60歳代の女性のBMI「肥満（25.0以上）」で改善がみられます。

なお、本市では、平成23年3月に「川西市食育推進計画」を策定し、食への関心や食に関する知識や判断力を養い、規則正しい食習慣や栄養バランスのとれた食生活を促進する取り組みを進めているものの、計画の認知度は8.9%に留まっています。今後は「川西市健幸まちづくり計画」との一体化のうえ、生活習慣病予防の観点からも、ライフステージを通じて適切な栄養の摂取や望ましい食生活を実践していくことが必要です。

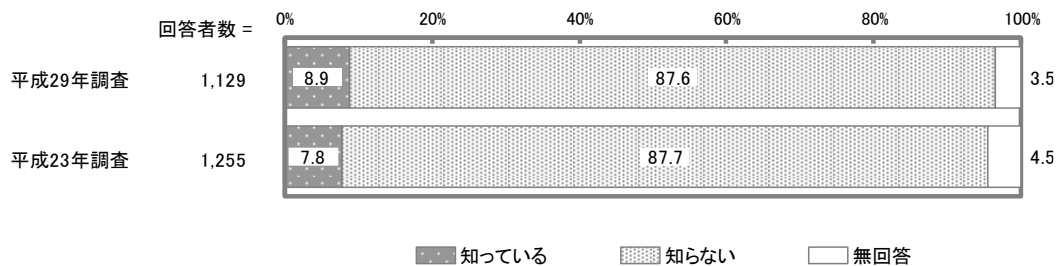
※BMI：肥満度を示す体格指数 $BMI = \text{体重 (kg)} \div [\text{身長 (m)}]^2$
「やせ」：18.5未満、「標準」：22、「肥満」：25以上

BMI



資料：川西市 食に関するアンケート調査（平成27年）

川西市食育推進計画の認知度



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査

施策の推進方向

- (1) 若年層に対する食生活の見直しと改善を呼びかけます。
- (2) 適正な食生活を実践するための情報提供や料理体験などを行います。

市民の取り組み

- ・ 食の尊さや役割、大切さを理解します。
- ・ 適正体重を知り、体重管理をします。
- ・ お米を主食に、主菜・副菜をバランスよく食べます。
- ・ 料理の味つけは薄味に心がけます。
- ・ 乳幼児期から食べ物をしっかりと噛む習慣を身につけます。
- ・ 食後や就寝前には、歯みがきなどで歯と口のケアをします。
- ・ 定期的に健康診査や歯科健診を受けます。

事業者等の取り組み

- ・ ヘルシーメニューなどのレシピの提供します。
- ・ 規則正しい食生活やバランスのよい食事について学ぶ機会を提供します。
- ・ 食に関する地域活動団体は、食のイベントや地域での行事に積極的に参画し、健康に関する情報を発信します。
- ・ 市内の食品販売店や飲食店は栄養成分表示を積極的に行い、食育推進に協力する「食育」の協力店を増やします。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
食事診断の利用促進	保健センターの事業参加者に対し、食事診断を行い適切な指導を行います。	健幸政策課
健康教室の開催	参加者の健康維持・改善を図る多面的な健康教室を開催します。	健幸政策課

目標とその達成状況

指 標		方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)
①食事を楽しいと思う人の割合の増加		↗	68.3%	80% ※ (100%)
②適正体重を維持している市民の増加	20～60 歳代男性の肥満者	↘	25.6%	20%
	40～60 歳代女性の肥満者	↘	11.4%	10%
	20 歳代女性のやせの市民	↘	17.9%	15%
③朝食を食べなかった人の割合の減少 (2 日間の平均)	10 歳代	↘	15.0%	4%
	20 歳代	↘	16.7%	
	30 歳代	↘	6.7%	

※目標値において、「(100%)」の表記については、理念としての最終目標を示している。

①③の現状値：川西市 食に関するアンケート調査 (平成 27 年)

② の現状値：川西市 健康づくりについてのアンケート調査 (平成 29 年)

基本施策2 身体活動・運動

現状評価と課題

人の体は動かさないと退化し、機能が正常に働かなくなったり、病気を引き起こしたりします。子どもから大人まで身体活動や運動をすることによって、心肺機能や循環機能などが維持・強化され、肥満や生活習慣病を予防して、健康を維持・向上させる効果に加え、楽しさ、生きがい、自己実現などから心の健康づくりへの効果も期待できます。

人は加齢が進むにしたがって徐々に心身の機能が低下し、日常の生活活動や自立度の低下を経て、要介護の状態に陥っていきます。この心身機能の顕著な低下をフレイル（虚弱）※と一般的に呼んでおり、要介護への最たる要因であると言われています。また、さらに複数の要素が絡み合い、負の連鎖をおこすとも言われています。今後、健康寿命を延伸し生活の質を落とさないためにも、フレイル対策を視野に入れた健康づくりが求められます。

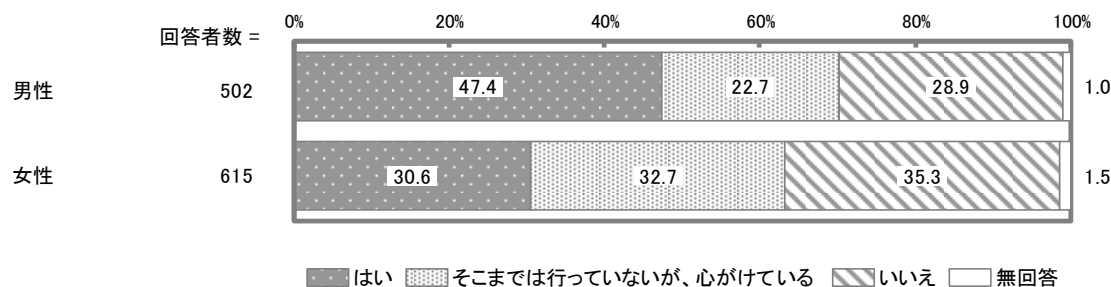
本市では、運動習慣のある人の割合は高く、意識的に運動を心がけている人は増加している一方、運動習慣のある人とない人が二極化していることがうかがえます。こうした中、市内運動施設等の地域資源を活かし、市民が気軽に地域で運動できる環境づくりを進めるとともに、健幸マイレージ制度やきんたくん健幸体操など、ウォーキングをはじめとする運動のきっかけづくりや習慣化を図ってきました。

今後も引き続き、今よりも活動的な生活習慣や運動習慣を身につけるきっかけづくりとして、身体活動・運動することの楽しさ、生きがいや自己実現などを実感できる活動を支援していくことが必要です。

また、身体活動・運動を定着させるため、社会的な効用についての理解の浸透を図るとともに、自身の体力や体調に応じて日常生活で行うことができる身体活動や、運動を通じた仲間づくりや交流活動などにより、継続できる取り組みが求められます。

※フレイル：高齢者が筋力や活動が低下している・改善すれば元に戻る状態。

1回30分以上の運動を週2回以上行っているか



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成29年）

施策の推進方向

- （1）老若男女問わず、日頃から自身の健康を意識しつつ、幸せを実感できる健幸まちづくりに向けた取り組みを進めます。
- （2）より早期からのフレイル予防に取り組みます。

市民の取り組み

- ・普段から、日常生活の中で取り入れやすい気軽な運動の情報に関心を持ちます。
- ・日常生活の中で、体を動かすことを心がけます。

事業者等の取り組み

- ・子どもたちが、体を使う遊びやスポーツを体験する機会をつくります。
- ・地域で、子どもたちが安心して遊べるように取り組みます。
- ・子どもから高齢者の誰もが安心して遊びや身体活動を楽しめるように協力します。
- ・健康づくり関係団体において、運動のきっかけをつくります。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
運動実践に関する情報発信と支援体制の整備	身近な地域で運動を実践・継続できるよう、市内運動施設などの情報集約を行い、目的に応じた施設や事業の案内に努めます。	健幸政策課 文化・観光・スポーツ課
日常生活における運動の啓発	健幸マイレージの実施やきんたくん健幸体操の普及に努め、市民の運動習慣の定着を図ります。	健幸政策課
機能訓練の充実	麻痺や拘縮（関節がかたくなって動きにくくなること）等の機能障がい及び日常生活活動動作等の能力障がいに対する指導や訓練を実施します。また、介護予防担当所管と協力・連携しながら、老化等による機能低下の防止に努めます。	健幸政策課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)	
①意識的に運動を心がけている市民の増加 ^{※1}	男 性	↗	70.1%	75%
	女 性	↗	63.3%	70%
②運動習慣者の増加 ^{※2}	男 性	↗	59.2%	60%
	女 性	↗	52.2%	55%

※1 1回30分以上の運動を週2回以上実施している人の割合

※2 1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上続けている人の割合

①②の現状値：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成29年）

基本施策3 休養・心の健康

現状評価と課題

社会経済情勢の変化とともに、仕事や人間関係、病気等がもたらす過剰なストレスの増大により、心の健康が維持しにくくなってきています。

心の健康は、人がいきいきと自分らしく生きるために重要な条件であり、生活の質にも大きく影響します。その中で、十分な睡眠をとることやストレスと上手につきあうことなどは、心の健康に欠かせない要素であるため、日常生活の中に適度な休養を取り入れた生活習慣を確立することが重要です。

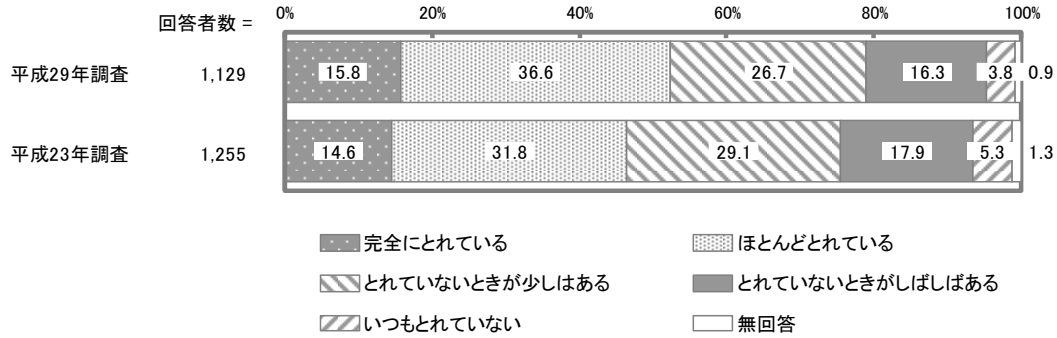
国は平成23年7月に4大疾患と位置づけてきた「がん」「脳血管疾患」「心疾患」「糖尿病」に「心の病気（精神疾患）」を加えて5大疾患とし、具体的な対策を講じることとしました。さらに平成26年3月には「健康づくりのための睡眠指針2014」を策定し、睡眠と心の健康についての対策をより強化しました。

アンケート調査結果をみると、睡眠による十分な休養の確保については、前回調査に比べて、休養がとれているとする人の割合が高くなっているものの、30～50歳代の男性、20～40歳代の女性といった、働き盛りと言われる年代や子育て世代でストレスを「毎日感じた」人の割合が高くなっています。

心の健康を維持するためには、休養の重要性を認識し、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につき合うことが大切です。そのために、一人ひとりが心の病気に対する正しい知識を持ち、食生活や運動なども含めた適切なストレスマネジメントを施すことが必要です。そして本人はもとより、周囲の人も心の不調に早めに気づき、声かけをするなど、社会全体でのささえあいが求められています。

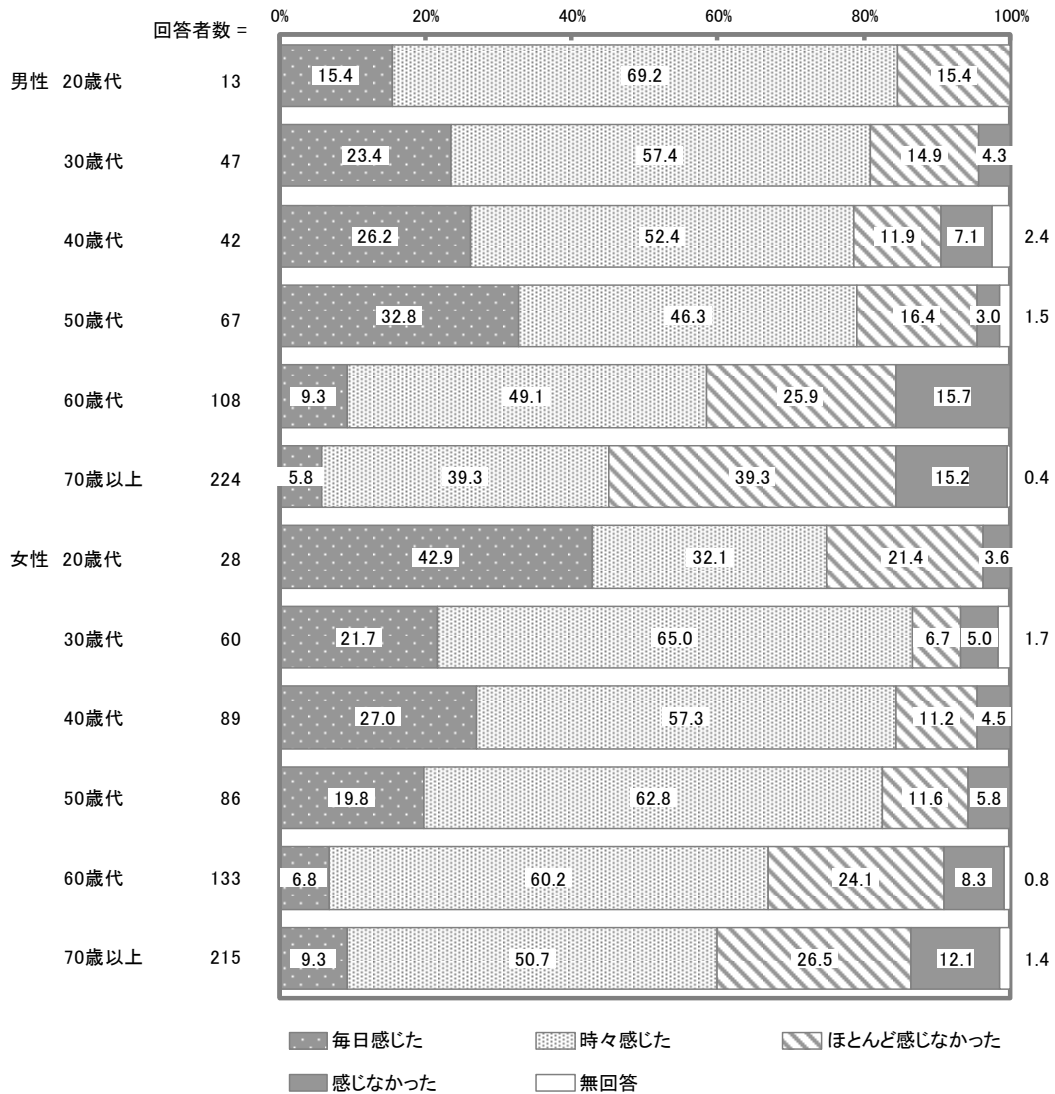
また、社会問題となっている引きこもりや虐待、いじめ、自殺等に加え、近年ではスマートフォンやパソコンの普及による生活面、精神面への影響など、心の健康にかかわる重要な課題への対応が必要であり、ライフステージに応じた心の健康づくりに社会全体で取り組んで行くことも求められています。

睡眠による休養が十分にとれているか



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査

最近1か月間のストレスの感じ方



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成29年）

施策の推進方向

- (1) ライフステージに応じた心の健康づくりに関する知識の普及を図るとともに、相談支援体制を充実します。
- (2) 心の悩みを持つ人に対する理解を深め、専門・関係機関と連携しながら地域における生活を支援します。

■ ■ ■ ■ ■ 市民の取り組み ■ ■ ■ ■ ■

- 適切な量の睡眠の確保や睡眠の質の改善に心がけます。
- 日頃から不安や悩みを相談できる関係をつくります。
- しっかり眠れる生活習慣や環境を整えるよう心がけます。
- 地域の活動に積極的に参加します。

■ ■ ■ ■ ■ 事業者等の取り組み ■ ■ ■ ■ ■

- 心の問題を正しく理解し、相談しやすい環境づくりを行います。
- 地域、職域において、心の健康を正しく理解し、早期に心の問題に気づき、相談や適切な対応ができるように関係機関と連携して取り組みます。
- 親が育児の不安を抱え込まないよう、親同士の交流の場を設けます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
自殺予防対策	いのちの授業やいのちと心のセミナーを通じて自尊感情の醸成や自殺予防の周知・啓発を進めるとともに、ゲートキーパー※の育成等による人材育成を通じて自殺予防対策に努めます。	地域福祉課
P T S D対策	犯罪や事故などで生じた被害者（加害者の家族も含む）のP T S D（心的外傷後ストレス障害）について、県の相談窓口等との連携を図ります。	地域福祉課
心の相談事業	日常生活のストレス、引きこもり等で、精神に障がいを来す恐れのある人及びその家族に対して、専門医と精神福祉士等が相談に応じます。	障害福祉課
カウンセリング事業	同じ悩みを持つ仲間を助けるという視点から、精神障がい者などによるピアカウンセリング※の実施、自助グループ育成の支援などに努めます。	障害福祉課
精神保健対策の連携	精神保健対策の円滑な推進のため、県健康福祉事務所などの関係機関との連携を進めます。	障害福祉課
精神障がい者に対する理解の促進	精神障がい者に対する市民の理解を深めるため、講演会の開催などの啓発活動を実施し、精神障がい者の社会復帰の推進を行うとともに、精神障がい者の暮らしやすい地域づくりに努めます。	障害福祉課
精神障がい者に対する相談支援	市内に設置している精神障がい者相談員及び市役所と川西市障がい者（児）地域生活・就業支援センターで実施している相談支援のさらなる充実を図ります。	障害福祉課

※ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人のこと。

※ピアカウンセリング：何らかの共通点（同じような環境や悩み）を持つ（または経験した）グループ間で対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)
①ストレスを感じた市民の減少※ ¹	↓	66.2%	60%
②睡眠による休養がとれていない市民の減少※ ²	↓	20.1%	19%
③睡眠の確保のために睡眠補助品やアルコールを使うことがある市民の減少※ ³	↓	23.2%	19%

※1 ストレスを「毎日感じた」「時々感じた」人の割合

※2 睡眠による休養が十分に「とれていないときがしばしばある」「いつもとれていない」人の割合

※3 睡眠を助けるために、薬やアルコールを使うことが「時々ある」「しばしばある」「常にある」人の割合

①②③の現状値：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成 29 年）

基本施策4 たばこ

現状評価と課題

たばこの煙は、化学物質や発がん物質等多くの有害物質を含むため、喫煙することによって、がんや循環器疾患、COPD(慢性閉塞性肺疾患)*等の呼吸器疾患をはじめ、様々な疾患をひき起こす原因となります。特に、喫煙する人だけでなく、喫煙者の周囲にいる人が煙を吸った場合も同様であり、これを「受動喫煙*」と言います。喫煙者が直接吸い込む主流煙よりも、たばこの先から立ち昇る副流煙や喫煙者が吐き出す呼出煙の方がより多くの有害物質を含んでいるため、体に及ぼす影響は直接喫煙するよりも受動喫煙の方が大きいと言われています。

「健康日本21(第2次)」計画の基本的な考え方では、喫煙と受動喫煙の対策により、様々な疾病の予防の推進や健康づくりにおいて大きな効果が期待できることから、「喫煙率の低下」と「受動喫煙の防止」をめざしています。

具体的には、受動喫煙防止対策や分煙対策など、社会環境を巻き込み、タスポの導入やたばこの価格の上昇などが行われてきました。

また、兵庫県では、受動喫煙の防止等に関する条例(平成24年県条例等18号)を制定し、受動喫煙の防止施策を推進しています。

本市においても、喫煙による健康被害を最小限にするため、喫煙の影響に対する情報提供や知識の普及・啓発、公共の場や職場などにおける分煙を推進してきました。

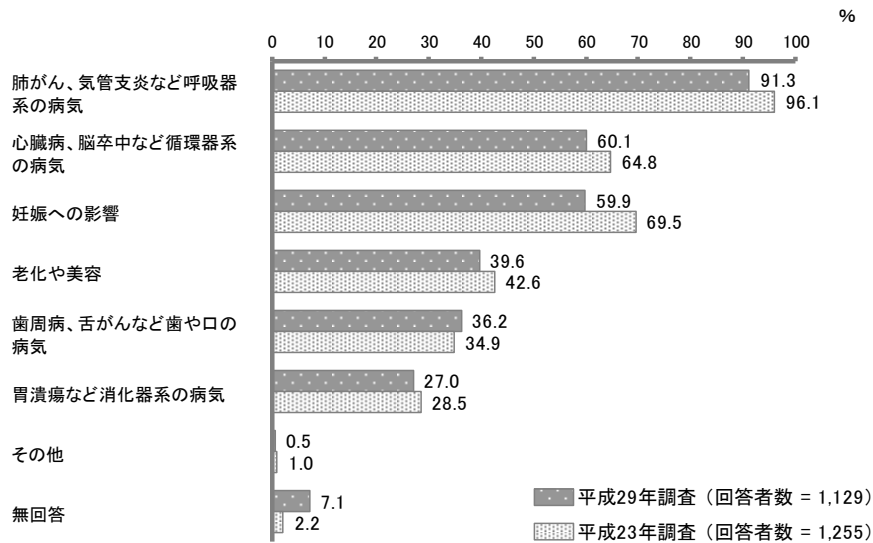
しかし、アンケート調査結果によると、喫煙が及ぼす影響について、消化器系の病気や歯の病気に対する認識は依然として低い状態です。また、喫煙者の禁煙の意思では「やめる意思はない」の割合が44.1%と最も高く、次いで「やめたいと思っているが、やめられない」の割合が39.8%、「やめるつもり」の割合が16.1%となっています。

喫煙が体に及ぼす影響についての知識を身につけ、禁煙や受動喫煙防止に取り組むことが必要です。

*COPD(慢性閉塞性肺疾患): たばこ煙を主とする有害物質を長期間吸入することによって生じる肺の病気のこと。

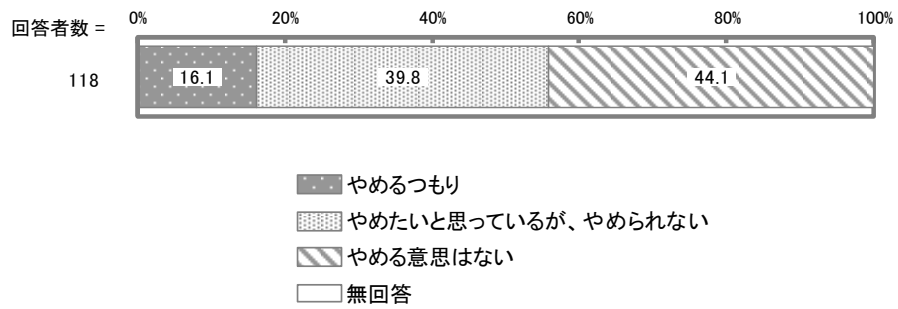
*受動喫煙: 火のついたたばこの先から立ち上がる煙(副流煙)やたばこを吸う人のはきだした煙を吸うことを受動喫煙と言い、がんや心筋梗塞など深刻な健康被害をもたらす恐れがある。

喫煙が直接及ぼす影響についての認知度



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査

禁煙の意思の有無



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成 29 年）

施策の推進方向

- (1) 喫煙による健康被害に関する知識の普及を図り、禁煙支援と受動喫煙の防止対策を進めます。

市民の取り組み

- ・たばこが体に与える影響についての知識を持ちます。
- ・自分にあった禁煙方法を見つけ、チャレンジします。
- ・妊娠等をきっかけに家族ぐるみで禁煙に取り組めます。
- ・未成年者は興味本位で吸わないようにします。
- ・子どもや喫煙をしない人の周りでたばこを吸わない環境をつくりまます。

事業者等の取り組み

- ・公共の場や飲食店等における分煙・禁煙を進めます。
- ・学校での喫煙防止教育を継続し、未成年者の喫煙防止に努めます。
- ・妊産婦や乳幼児のいる場所で喫煙しないように、地域全体で取り組めます。
- ・事業所内での受動喫煙防止対策を進めます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
たばこの影響に関する理解の促進	市広報誌やホームページをはじめとする様々な広報媒体による啓発とともに、講演会などの健康教育事業の実施により、たばこの健康への影響に関する情報提供に努めます。	健幸政策課
受動喫煙防止対策	兵庫県の受動喫煙の防止等に関する条例の制定趣旨を受け、市の公共施設における受動喫煙防止対策を講じるとともに、兵庫県の普及啓発事業に協力します。	健幸政策課 関係所管課
禁煙支援等の推進	喫煙や受動喫煙による健康被害の啓発など、禁煙教育や相談業務を実施します。	健幸政策課
未成年者の喫煙防止対策	健やかな成長の妨げとなる未成年者の喫煙を防止するため、家庭や学校などと連携し、喫煙に関する正しい知識の普及に努めます。	学校教育課

目標とその達成状況

指 標		方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)
①喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及	呼吸器系 (肺がん・喘息・気管支炎)	↗	91.3%	100%
	循環器系 (心臓病・脳卒中)	↗	60.1%	80%
	消化器系 (胃潰瘍)	↗	27.0%	50%
	妊娠 (妊娠に関連した異常)	↗	59.9%	100%
	口の病気 (歯周病・口腔がん)	↗	36.2%	50%
②成人の喫煙率		↘	10.5%	10%
③妊娠中の喫煙率		↘	3.1%	0%

①②③の現状値：川西市 健康づくりについてのアンケート調査 (平成 29 年)

基本施策5 アルコール

現状評価と課題

アルコールの多量飲酒は、様々な臓器障害の発症要因となっており、肝臓に脂肪がたまる脂肪肝となり、次に肝炎、最後には肝硬変へと進行していきます。そのほか、消化器系や代謝系、心血管系、脳の疾患など様々な影響^{*}を及ぼします。

また、アルコールには依存性があるため、習慣的に過度の飲酒をすることで、誰にでもアルコール依存症を発症するリスクがあります。特に若年者は、心身ともに発達過程にあり、アルコールに対する感受性が高く分解能力も不十分であることから、脳細胞をはじめ心身に悪影響を及ぼしたり、過剰飲酒等により急性アルコール中毒をひき起こす可能性が高くなると言われています。

さらに、女性は男性に比べて、血中アルコール濃度が上昇しやすく代謝能力も低いことから、急性アルコール中毒や心身の疾患を発症するリスクが高くなります。特に、妊娠中や授乳中の女性の飲酒は、胎児性アルコール症候群をはじめ、子どもの成長発達面に、様々な悪影響を及ぼす可能性があり注意が必要です。

本市においても、「節度ある適度な飲酒^{*}」に関連する知識の普及を推進するとともに、アルコール依存症や多量飲酒に対する相談窓口の情報提供に努めてきました。

アンケート調査結果によると、飲酒頻度は男性の60歳代で「ほぼ毎日飲む」の割合が高くなっています。また、1日に3合以上飲酒する多量飲酒者^{*}の割合は「ほぼ毎日飲む」人の中で約1割となっています。

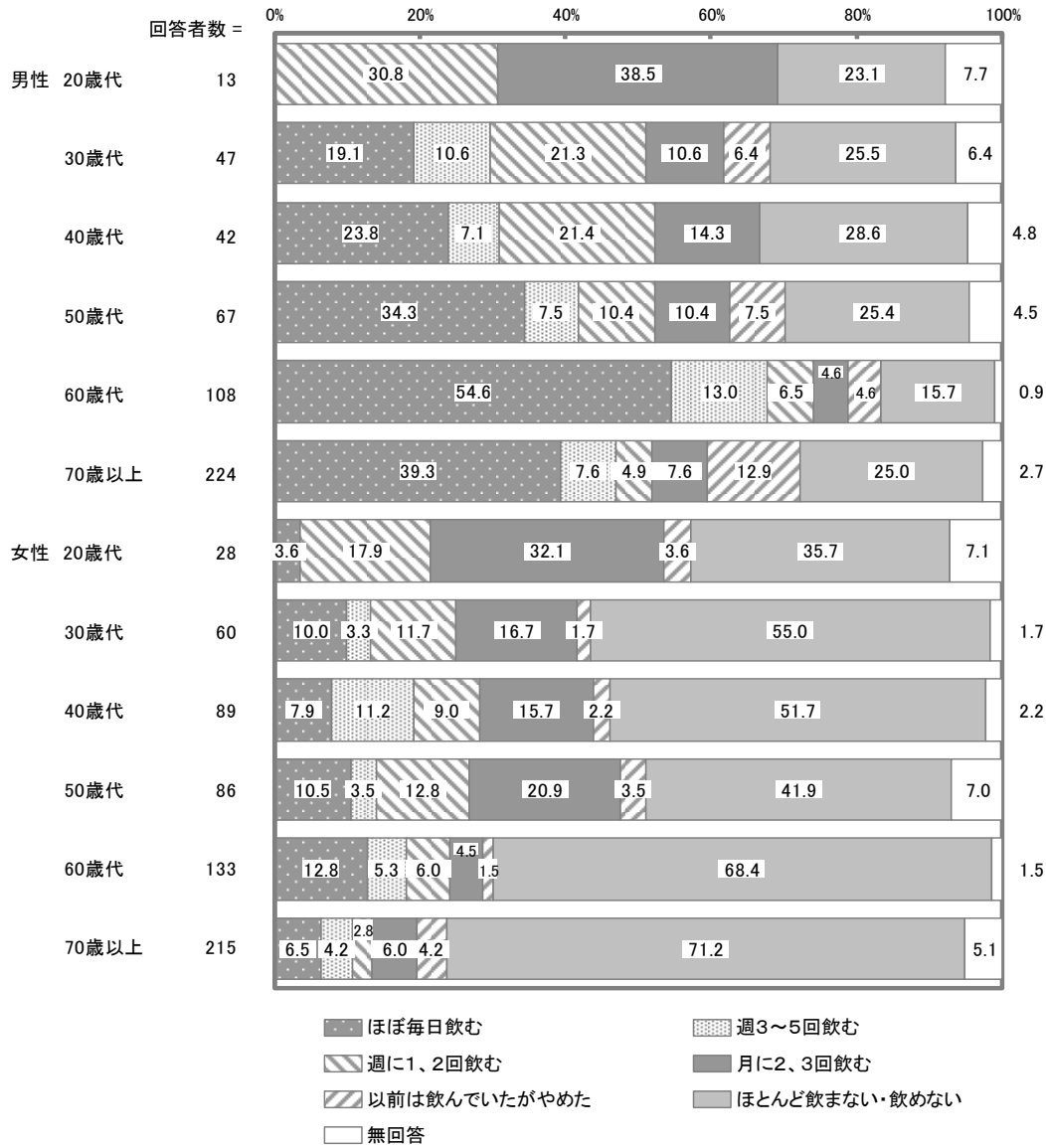
飲酒による健康被害や依存症を防ぐため、飲酒の影響に関する正しい知識の普及・啓発に引き続き努めるとともに、アルコールと健康の問題に関心な人に加え、特に飲酒のリスクが高い人に対しても、十分な情報がいきわたるような配慮や工夫が必要です。そして、依存症を早期に発見し、相談できる社会的な環境づくりも重要です。

^{*}消化器系や代謝系、心血管系、脳の疾患など様々な影響：多量な飲酒による主なアルコール関連疾患として、具体的には、糖尿病・慢性膵炎・食道がん・痛風などが言われている。

^{*}節度ある適度な飲酒（量）：1日平均純アルコールで、20gとされ、純アルコール20gの目安は、清酒180ml、ビール中瓶1本500ml。

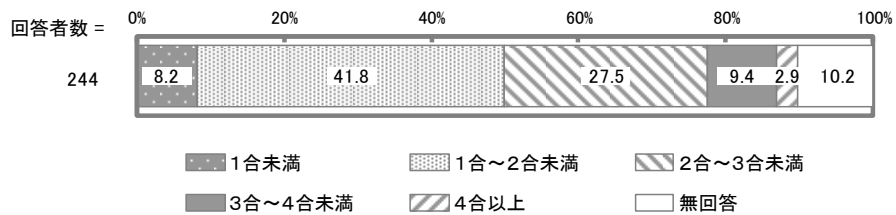
^{*}多量飲酒者：1日に3合以上飲酒する者を多量飲酒者という。別に、1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上のことを「生活習慣病のリスクを高める量」と言われている。

アルコール類の飲酒頻度



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成29年）

アルコール類を「ほぼ毎日飲む」と回答した人の摂取量



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成29年）

施策の推進方向

- (1) アルコールに対する理解をが深まるよう、知識の普及啓発に努めます。
- (2) 未成年者に対しては、飲酒を防止する教育を行います。

市民の取り組み

- ・ 飲酒が健康に及ぼす影響や自分にとってのアルコールの適量を知り、節度ある飲酒を心がけます。
- ・ 未成年者、妊婦は飲酒を「しない」「させない」を実行します。

事業者等の取り組み

- ・ 周りの人に対して飲酒を無理に勧めない環境づくりに取り組みます。
- ・ 学校での飲酒防止教育を推進します。
- ・ 妊産婦に飲酒を勧めないように地域全体で取り組みます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
アルコールに関する知識の普及	ストレスや不安などの解消をアルコールに頼らない習慣づくりや、アルコールとの上手な付き合い方の啓発に努めます。	健幸政策課
アルコール問題に関する相談窓口の情報提供	アルコール問題を抱える多量飲酒者やその家族に対して、県が実施する「アルコール相談」について情報提供します。	健幸政策課
未成年者の飲酒防止対策	低年齢化が進んでいる未成年者の飲酒を防止するため、家庭や学校、地域において、アルコールに関する正しい知識の普及を図ります。	学校教育課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)	
①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している市民の割合※ ¹	男 性	↓	18.5%	15%
	女 性	↓	6.5%	6%
②節度ある適度な飲酒の知識の普及※ ²	男 性	↑	64.3%	75%
	女 性	↑	54.0%	65%
③妊娠中の飲酒率	↓	4.0%	0%	

※1 1回の飲酒量が男性 40g、女性 20g 以上の人（下記参照）

※2 節度ある適度な飲酒：1日平均純アルコールで約 20g

①②の現状値：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成 29 年）

③ の現状値：川西市 親子の健康づくりについてアンケート調査（平成 29 年）

適正な飲酒量（純アルコール量の目安）

生活習慣病のリスクを高める純アルコール量は、男性 40g 以上、女性 20g 以上といわれています。週2日の休肝日を守り、バランスのよい食事と適正な飲酒量を心がけましょう。



日本酒 1 合（180ml）
=22g



ビール（中瓶 1 本 500ml）
=20g



焼酎 1 合（25 度）
=36g



ワイン（1 杯 120ml）
=12g



ウイスキー・ブランデー
（ダブル 60ml）=20g

基本施策 6 健康診査・各種検診・健康管理

現状評価と課題

日本人の主要死因であるがんや循環器疾患、また、増加傾向にあって様々な合併症を併発する糖尿病は、普段からよりよい生活習慣を身につけるとともに、定期健（検）診による早期発見、早期治療が重要です。

生活習慣病予防の包括的な対策として、国は平成 20 年度に医療制度改革で、生活習慣病予防に向け特定健康診査や特定保健指導を開始しました。

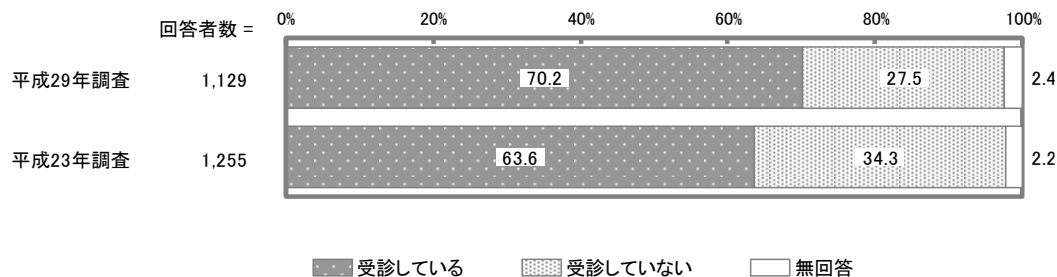
そして、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、「がん対策基本法」（平成 19 年 4 月施行）と「がん対策推進基本計画」（平成 24 年 6 月閣議決定）に基づき、国及び地方公共団体に加え、がん患者を含めた国民、医療従事者等が一体となったがん対策への取り組みを推進しています。

本市においても、正しい生活習慣についての知識の普及や情報提供を行い、特定健康診査や各種がん検診、保健指導を通じて生活習慣病の予防に努めてきました。

また、川西市国民健康保険では、平成 27 年 3 月にデータヘルズ計画を策定し、特定健診及びレセプト等を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画として推進しています。

アンケート調査結果によると、定期的に健康診査や各種検診等を受ける人は増加しているものの、依然として健康の維持・向上に関する無関心層が多いことから、市民の健康意識の向上に継続的に取り組むとともに、各種がん検診等の受診者数の増加や保健指導のさらなる推進に向けた取り組みが必要です。

定期的に健康診査やがん検診、人間ドックを受診しているか



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査

施策の推進方向

- (1) 定期的な健康診査やがん検診の受診の必要性について周知するとともに、市民が受診しやすい環境づくりに努めます。
- (2) 健康の保持・増進に向けた知識を普及し、生活習慣の改善に向けた意識の向上を図ります。

市民の取り組み

- ・自分にとって適正な体重と血圧を知るとともに、定期的に測定します。
- ・毎年1回、健（検）診を受けて結果を記録に残し、再検査や精密検査が必要な場合は必ず受診します。
- ・メタボリックシンドロームを正しく理解します。
- ・かかりつけ医やかかりつけ薬局を持ちます。

事業者等の取り組み

- ・健康づくりや生活習慣病予防についての情報発信に努めます。
- ・健（検）診の受診を勧めます。
- ・医療機関は、健（検）診の結果で精密検査が必要となった人に対し、精密検査の必要性を伝え、早期発見・早期治療につなげます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
がん検診の啓発	早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の有効性などの啓発活動を実施し、無関心層等にも周知を図ります。	健幸政策課
がん検診受診率向上	国等や市国民健康保険担当等とも連携し、がん検診受診率向上のための施策を実施し、受診率向上をめざします。	健幸政策課 国民健康保険課
骨粗しょう症検診	診断結果に基づき栄養に関する情報提供を行います。	健幸政策課
肝炎ウイルス検診（B型C型）	肝炎ウイルス検診（B型・C型）受診の必要性に関する広報など、積極的な周知を行います。	健幸政策課
健診の受けやすい環境づくり	市民ニーズにあわせて、特定健康診査や後期高齢者健康診査、胃・胸部等のがん検診を休日に実施します。また、特定健康診査等とがん検診が同時受診できる環境の整備など、より受診しやすい体制を検討します。	健幸政策課
健康診査体制の充実	市民の健康の保持・増進を図るため、各種健康診査を実施するとともに、健診結果にあわせたフォロー体制を構築します。	健幸政策課
検診結果の活用	検診結果の受診者ごとの経年変化を把握するなど、適正な結果分析及び情報提供を行います。	健幸政策課
半日人間ドック	市民の健康管理の一環として簡易（3時間程度）に受診できる人間ドックを実施します。	健幸政策課
各種精密検査	保健センター内メディカルセンターで、各種精密検査を継続します。	健幸政策課
特定保健指導の充実	特定保健指導の実施レベルの向上に努め、利用者数の増加を図るとともに生活改善を支援します。	健幸政策課
健康相談体制の確立	健診結果の動向や市民の要望にあわせてテーマを設定しての健康相談や、個人の状況にあわせた訪問指導や電話・面接相談により、健康の維持・向上を支援します。	健幸政策課

目標とその達成状況

指 標		方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)	
①健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合		↗	67.6%	80%	
②がん検診受診率	胃がん検診	男 性	↗	42.4%	50%
		女 性	↗	35.9%	50%
	肺がん検診	男 性	↗	42.6%	50%
		女 性	↗	40.4%	50%
	大腸がん検診	男 性	↗	44.4%	50%
		女 性	↗	43.2%	50%
	子宮頸がん検診*	女 性	↗	30.4%	50%
	乳がん検診	女 性	↗	32.0%	50%

※20歳以上が対象、他は40歳以上が対象

①の現状値：川西市 市民実感調査（平成29年度）

②の現状値：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成29年）

第4章 子どもの健康づくり

基本施策1 親と子の健康（母子保健）

現状評価と課題

妊娠期から子育て期にわたり、心身とも健康に過ごすために、市は乳幼児健康診査の実施や正しい情報の提供、相談しやすい体制づくりなど、切れ目のない支援を行うことが必要です。

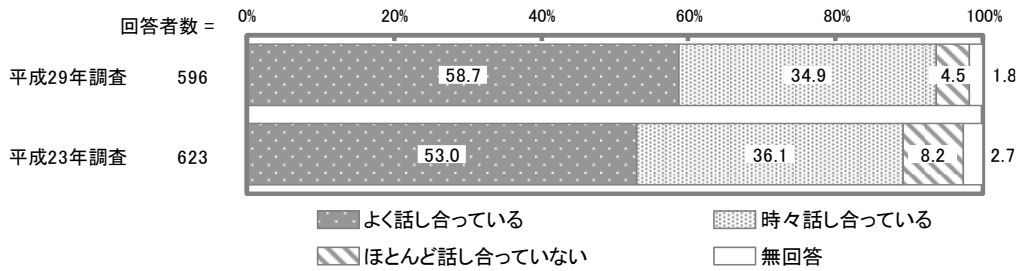
乳幼児健康診査は、高い受診率となっており、子どもの発達・発育の定期的な確認の場であると同時に、虐待防止の観点からも保護者の子育てにおける不安や負担感を解消する機会にもなっています。

健康診査後においても、発達に関する相談が増えてきており、保健や福祉、教育の分野と相互に連携して、横断的に切れ目なく支援を提供する必要があります。

また、高い受診率の一方で未受診者もあり、虐待防止の観点からも未受診者状況把握が重要であるため、関係機関との連携強化が求められます。

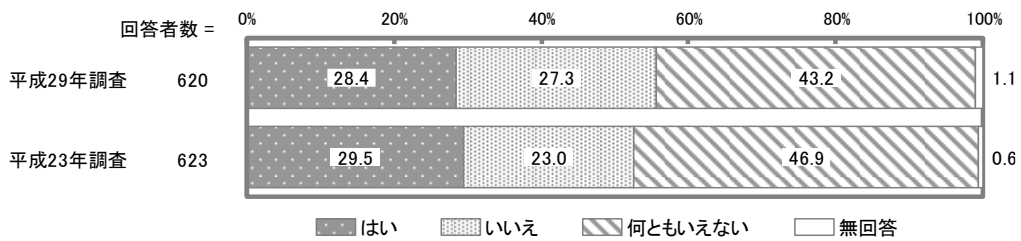
アンケート調査結果から、子育てのことで気軽に相談できる相手がいる人の割合は92.1%と高く、子育てのことを母親や家族と話し合っている父親の割合が93.6%となっており、協力しながら子育てをしていることがうかがえます。その一方で、子育てに自信が持てないことがある保護者が28.4%、子どもとの関係に悩むことがある保護者の割合が61.9%となっています。産後、気分が沈みがちになった母親が50.2%となっており、妊娠期からの支援を継続することが必要です。子育てを行う保護者が感じている育てにくさや子育ての中での悩みなどを一人で抱えず、保護者の子育てに寄り添い、子育てを楽しめるような支援や子育て家庭が孤立しないよう、地域社会全体でささえていくことが求められます。

お父さんは子育てのことでお母さんやご家族とよく話し合っているか



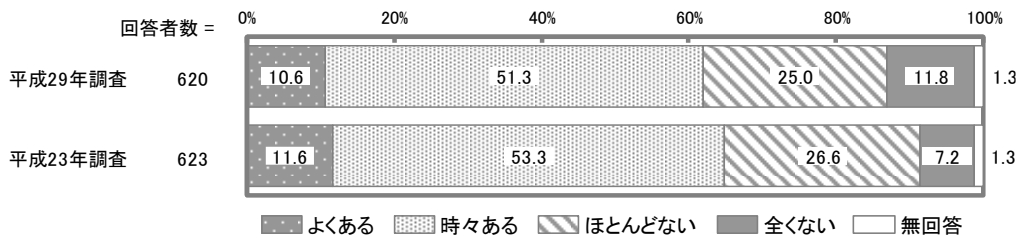
資料：川西市 親子の健康づくりについてのアンケート調査

子育てに自信が持てないことがあるか



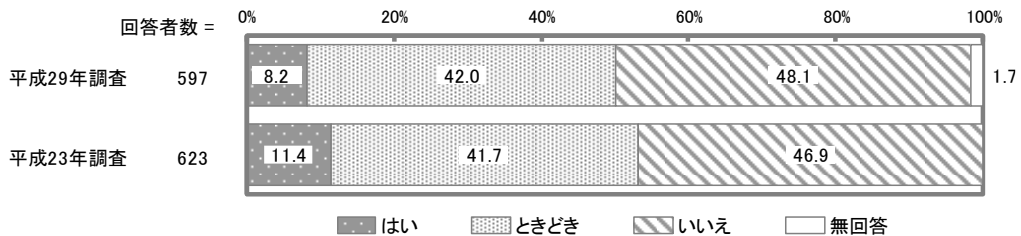
資料：川西市 親子の健康づくりについてのアンケート調査

お子さんへの接し方やお子さんとの関係に悩むことはあるか



資料：川西市 親子の健康づくりについてのアンケート調査

産後、気分が沈みがちになるか



資料：川西市 親子の健康づくりについてのアンケート調査

施策の推進方向

- (1) 乳幼児の高い健診受診率を維持しながら、健診未受診者の把握に努め、関係機関と連携を強化し、健康診査や健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していきます。
- (2) 妊娠期から子育て期にわたって、保護者が孤立せず、安心して子育てできるよう切れ目のない相談支援体制をより充実していきます。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 市民の取り組み ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

- 妊娠中は妊婦健康診査を受診します。
- 乳幼児健康診査や予防接種を受けます。
- 妊娠や出産、子育てに関する情報を積極的に入手し、知識を深めます。
- 夫婦や家族で出産や子育てについて話し合いをします。
- 一人で悩まず、周りの人とのコミュニケーションを大切にします。
- 必要に応じて専門的な窓口に相談します。
- 産前産後の身体の変化に伴うストレスを感じたら息抜きやリフレッシュをします。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 事業者等の取り組み ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

- 声をかけ合うなど、地域の見守りを進めます。
- 子育ての不安や悩みを持つ保護者の気持ちに寄り添い、相談相手になります。
- 学校や保育所等において、適切な生活習慣を身につけるための教育を推進します。

施策名	内容	担当課
子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）	妊娠期から子育て期にわたるまで関係所管と連携し、こども・若者ステーションと保健センターで一体的に切れ目なく支援をします。	こども・若者ステーション 健幸政策課
母子健康手帳の交付	妊娠や出産、親になることに主体的に取り組めるよう母子健康手帳を交付し、支援します。	健幸政策課
妊婦健康診査費助成事業	妊婦健康診査費用の一部を助成します。	健幸政策課
妊婦への面接指導	妊娠届出や妊婦健康診査費助成申請時等に相談、保健指導を行います。また、支援を要する妊婦や家庭を早期に把握し、必要時には、関係所管と連携し妊娠期からの支援を行います。	健幸政策課
マタニティマークの普及と啓発	母子健康手帳交付時にマタニティキーホルダーなどを配布するとともに、市のホームページなどにより、市民への周知、啓発に努めます。	健幸政策課
妊娠中の学習会	出産の準備や沐浴実習などの学習会を実施します。妊娠期からの仲間づくりにつなげ、子育て期の孤立や育児不安の軽減を図ります。また、父親の育児や家事への参加意欲の向上に努めます。	健幸政策課
妊婦への訪問	妊婦の要望に応じて、出産に関する相談や保健指導を家庭に訪問して行います。また、必要により関係機関と連携し、妊婦とその家族を支援します。	健幸政策課
早期の養育支援	妊娠から出産や育児について、養育上の支援を要する家庭を早期に把握し、適切なフォローに努めます。	健幸政策課
支援を要する母子への保健指導	母子の心身の健康管理や保持増進のため、訪問希望のある人や若年や高齢妊婦などの支援を必要とする人へ家庭訪問等を行い、産後の生活や育児に関し必要な保健指導を行います。	健幸政策課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進のため、疾病又は異常の早期発見に努めるとともに、身体的発育及び精神的発達並びに社会適応に関する指導や相談を行い、支援していきます。	健幸政策課
未熟児養育医療制度	未熟児養育医療制度に基づき、医療費等を給付します。	健幸政策課
赤ちゃん交流会	親子で気軽に集え、相談できる場として、地区の公民館等で赤ちゃん交流会を開催し、保健師等による育児相談とともに、地域の方々や活動グループの協力を得て、体操などを行います。	健幸政策課
幼児精神精密健康診査	医師などによる発達相談、助言により子どもの健全な発達を促します。必要に応じて、療育機関などを紹介します。	健幸政策課
就学までの継続支援	3歳児健康診査の終了後においても、保健や福祉、教育の各分野が相互に連携して、子どもの成長に応じた支援を切れ目なく行います。	健幸政策課
不育症治療支援事業	不育症についての検査及び治療を受けられた夫婦に対し、経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない検査及び治療費の一部を助成します（所得制限あり）。	健幸政策課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)	
①乳幼児健康診査受診率（健診後の状況把握者含む）	↗	98.6%	99%	
②MR（麻しん・風しん）第1期の予防接種を終了している者の割合	↗	99.6%	100%	
③妊娠から出産、及び産後の保健・医療サービスについて満足している親の割合	↗	86.1%	87%	
④かかりつけの小児科医（医師）をもつ親の割合	1歳6か月児健診	↗	79.9%	100%
	3歳児健診	↗	88.5%	100%
⑤事故防止対策を実施している家庭（人）の割合	1歳6か月児健診	↗	96.9%	100%
	3歳児健診	↗	98.1%	100%
⑥子育てに自信が持てない親の割合	1歳6か月児健診	↘	27.7%	20%
	3歳児健診	↘	31.8%	20%
⑦子どもを虐待していると思う親の割合	1歳6か月児健診	↘	3.8%	0%
	3歳児健診	↘	3.2%	0%
⑧ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合	1歳6か月児健診	↗	81.1%	85%
	3歳児健診	↗	72.6%	75%
⑨育児について相談相手のいる親の割合	1歳6か月児健診	↗	91.8%	100%
	3歳児健診	↗	91.1%	100%
⑩育児に参加する父親の割合	↗	92.8%	95%	
⑪妊娠中の喫煙率（再掲）	↘	3.1%	0%	
⑫妊娠中の飲酒率（再掲）	↘	4.0%	0%	

① の現状値：川西市 乳幼児健康診査実績（平成 28 年）

② の現状値：川西市 予防接種実績（平成 28 年）

③～⑫の現状値：川西市 親子の健康づくりについてアンケート調査（平成 29 年）

基本施策2 思春期保健対策の充実（学校保健等）

現状評価と課題

思春期は、体に二次性徴がおこる成人への移行期でもあり、この時期の生活習慣はその後の健康づくりにおいて大きく影響する重要な時期と言えます。このため、思春期の子どもたちに対して、痩身志向による必要のないダイエットや喫煙、飲酒、薬物乱用等、健康に対する影響が懸念されていることについて、正しい知識の普及と理解の促進を徹底し、自ら正しい判断ができるよう支援していくことが重要です。

また、いじめや不登校など、児童や生徒の心の健康を推進する必要があります。ストレスの増大などの児童や生徒の心の問題やLD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）などについては、相談や治療、教育を有機的に一体化した総合的なカウンセリングのネットワークシステムの確立が求められています。

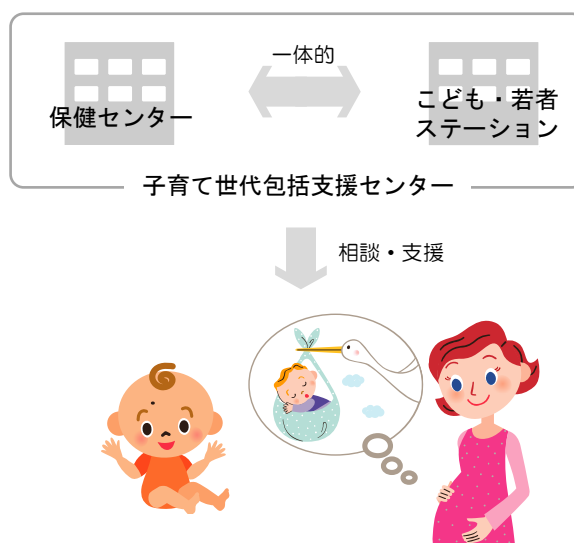
施策の推進方向

- (1) 喫煙や飲酒、薬物乱用の防止を図るため、イベント等を通して啓発を強化します。
- (2) 体と心の健康を自らがつくるなど、体と心を一体としてとらえた教育や相談を進めます。

子育て世代包括支援センター

本市では、保健センターとキセラ川西プラザ内に開設する「こども・若者ステーション」が「子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）」として、一体的に、必要な支援を提供します。

その中で、保健センター地区担当保健師は、妊娠・出産・子育て期にわたる母子に寄り添いながら、「こども・若者ステーション」の相談員等と一緒にサポートする役割を担います。



市民の取り組み

- ・子どもが自分の体を大切にするよう、普段から子どもの話を聞き、受けとめるようにします。
- ・地域の子どもの成長に関心を持ち、必要に応じて助けあいます。
- ・子ども同士の遊ぶ機会を増やします。
- ・親子で生活習慣病について学び、正しい生活習慣を身につけます。

事業者等の取り組み

- ・子どもの成長を見守り、子どもの変化に気を配り、声かけ等を行います。
- ・家庭と地域のつながりがより強くなるよう努めます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
関係機関の連携による健康や栄養指導	学校医や学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との協力体制を推進し、健康や栄養指導の充実を図ります。	学校教育課 幼児教育保育課
スポーツ活動の推進	クラブ活動において、健康スポーツ医学の考え方を取り入れた運動を奨励し、スポーツを通して健康の保持や増進を図ります。	学校教育課 幼児教育保育課
健康教育の推進、保健学習や指導	生涯を通じて生命を大切にし、心豊かにたくましく生きる力を育む健康教育の推進と児童や生徒の心のケアの充実のために、心と体を一体としてとらえた保健学習と指導に努めます。	学校教育課 幼児教育保育課
児童生徒のための相談体制の整備	児童や生徒の心の問題に迅速に対応し、気軽に相談できる体制を整備します。	教育支援センター
教職員の指導力の向上	いじめやカウンセリングなどに関する教職員の研修を充実させ、児童や生徒の心の健康を推進する実践的な指導力の向上に努めます。	学校教育課
児童生徒の心の健康問題に対する総合支援	ストレスの増大などにより、心に問題を抱える児童生徒やLD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）などを含む特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個々の状況に応じ支援が求められている中、関係機関と連携しながら、充実したカウンセリングの構築をめざします。	教育支援センター
不登校生への支援	不登校については、児童生徒の思いを受けとめ、理解を深めながら、保護者や関係機関の連携強化に努めます。	教育支援センター

施策名	内容	担当課
アルコールやたばこ、薬物対策の強化	飲酒や喫煙、シンナー、薬物乱用の防止に努めるとともに、心身に与える影響について正しい知識の普及に努めます。	学校教育課
学校安全の推進	児童や生徒の安全意識を高め、学校管理下における事故の減少を図るなど、学校安全の一層の推進を図ります。	学校教育課 幼児教育保育課
家庭や地域、学校の連携による学校保健活動	学校保健会での取り組みや保健教育などを通して、学校関係者のみならず、家庭や地域との連携を深め、三位一体となった学校保健活動を推進します。	学校教育課 幼児教育保育課
学校保健会の充実	学校園における保健活動を組織的かつ円滑に推進するため、学校保健会の一層の充実を図ります。	学校教育課 幼児教育保育課
家庭での健康づくり支援	生活の基盤である家庭で、心の健康や正しい食生活、適切な運動など健康づくりのための知識を家族ぐるみで学べるよう、効果的な啓発活動に取り組みます。	学校教育課 幼児教育保育課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)
① 健康診断結果をもとに行った治療勧告を受けて、病院受診した割合（小学校・特別支援学校小学部）	↗	73.0%	100%
② 健康診断結果をもとに行った治療勧告を受けて、病院受診した割合（中学校・特別支援学校中学部）	↗	48.9%	100%

①② 学校教育課（平成 28 年）

第5章 歯と口の健康づくり

基本施策1 生涯を通じた歯科疾患の予防と歯と口の働きの維持・向上

現状評価と課題

歯と口の健康は、食べる喜びや、話す楽しみ等のQOL（生活の質）に大きく関係し、心身の健康の基礎となるものです。

幼少期の発育や、成人においては肥満や糖尿病等の生活習慣病とも関連し、全身の健康の維持・増進に影響を及ぼすと言われています。

本市においては、全国に先駆けて設置した「予防歯科センター」（昭和55年11月開設）と「ふれあい歯科診療所」（平成10年5月開設）を拠点として、市歯科医師会の協力と指導・連携のもとに乳幼児から児童、成人、高齢者、支援の必要な方々に至るまでの歯科保健や医療サービスに取り組んでいます。

開設当初から『噛む・かむ・カミング 健康づくり ～ひとくち30回運動～』を提唱し、単に歯科疾患（むし歯^{*}や歯周病^{*}など）がないだけでなく、健康な歯と口でしっかりよく噛むことや、それによって口腔機能（食べる、飲み込む等、舌や唇などの口の働き）を維持することで、健康な体づくりをめざしてきました。

また、国においても、平成23年8月に「歯と口の健康は、国民が健康で質の高い生活を営むために基礎的かつ重要な役割を果たしている」として「歯科口腔保健の推進に関する法律」（歯科口腔保健法）が制定、施行されました。

「口腔保健の保持・増進に関する健康格差の縮小」をめざし、歯科疾患の予防、向上、必要な社会環境の整備などについて具体的な目標が掲げられています。

この様な中、前回の調査と比較して、「むし歯のない3歳児の割合」は増加しており、兵庫県（平成28年87.0%）と比べてもむし歯の少ない地域と言えます。また、「定期的に歯の健診を受ける市民の割合」も増加しています。

糖尿病や喫煙、低体重児出産など、「歯周病と全身の健康との関連」の知識は、約3割の人が「知らない」と答えており、さらに周知が必要です。

※むし歯：口の中にいる細菌が、私達が食べたり飲んだりする糖分を餌にしてつくりだした酸によって、歯が溶けた状態のこと。

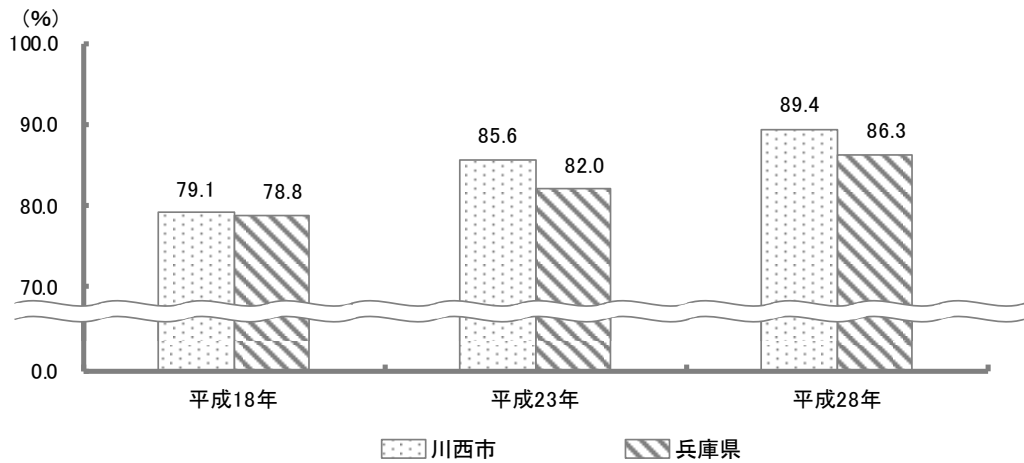
※歯周病：歯をささえる歯ぐき（歯肉）や骨（歯槽骨）が壊されていく病気（P65参照）。

「8020（ハチマルニイマル運動）」についての認知度は、平均 67.8%で7割の人が知っています。しかし20歳代の認知度が低く、継続した課題となります。8020運動開始当時から年代にあわせて少しずつ浸透しているのがわかります。

8020運動は平成元年より厚生省（当時）と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われています。

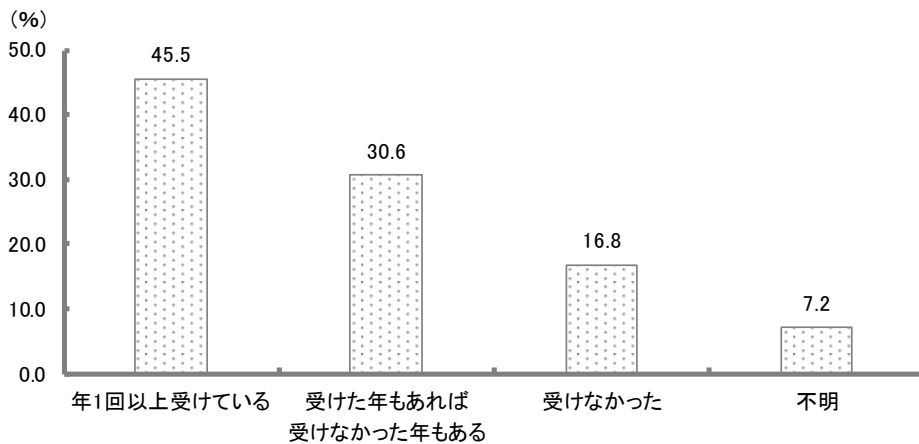
8020達成率は、運動開始当初は7%程度（平均残存歯数4～5本）でしたが、厚生労働省の調査（平成28年 歯科疾患実態調査）によると51.2%で、85歳以上でも25.7%にまで伸びてきています。

むし歯のない3歳児の割合



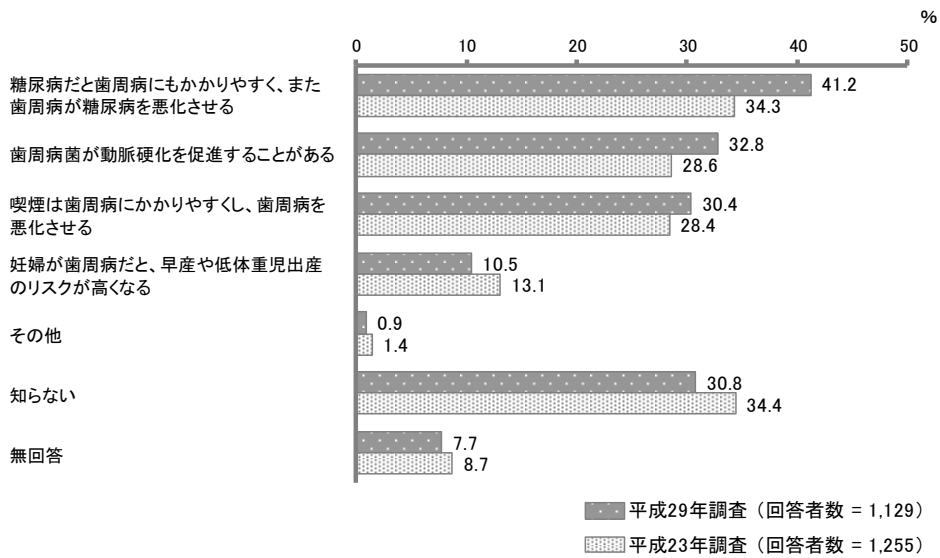
資料：兵庫県 乳幼児歯科健診結果

過去5年間に歯科健診を受けているか



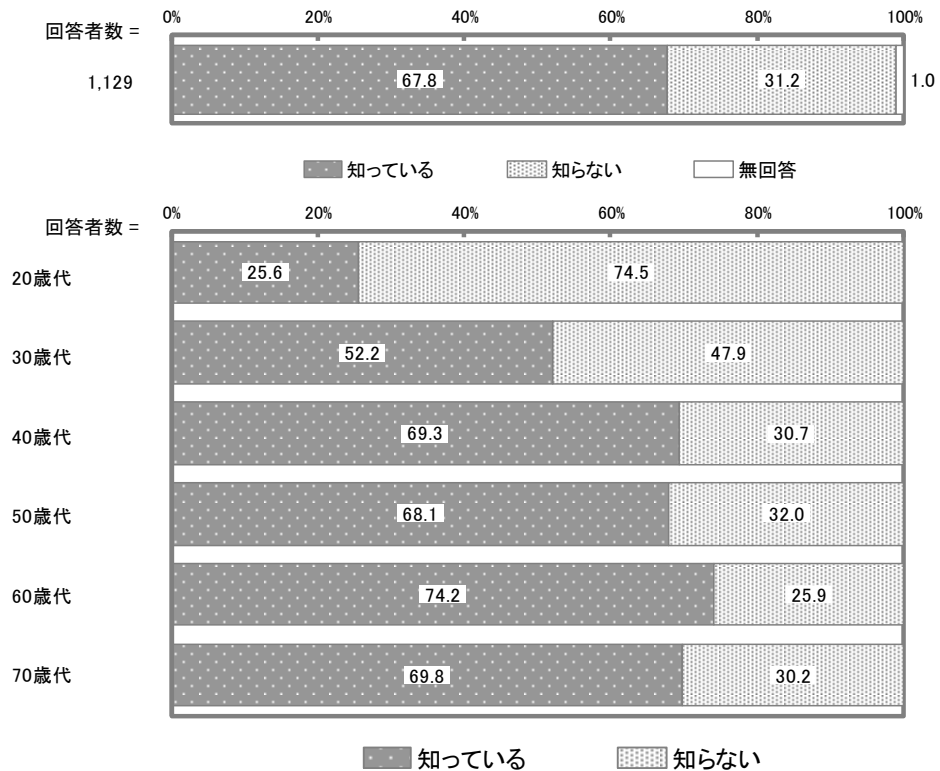
資料：川西市 市民実感調査（平成29年度）

歯周病と全身の健康について知っていること



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査

「8020運動」の認知度



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査 (平成 29 年)

一方、学校歯科検診においては、乳幼児期と同じように「むし歯のない12歳児の割合」は増加していますが、むし歯のある人の処置率がまだまだ低いことや歯肉炎^{*}の増加が課題となっています。

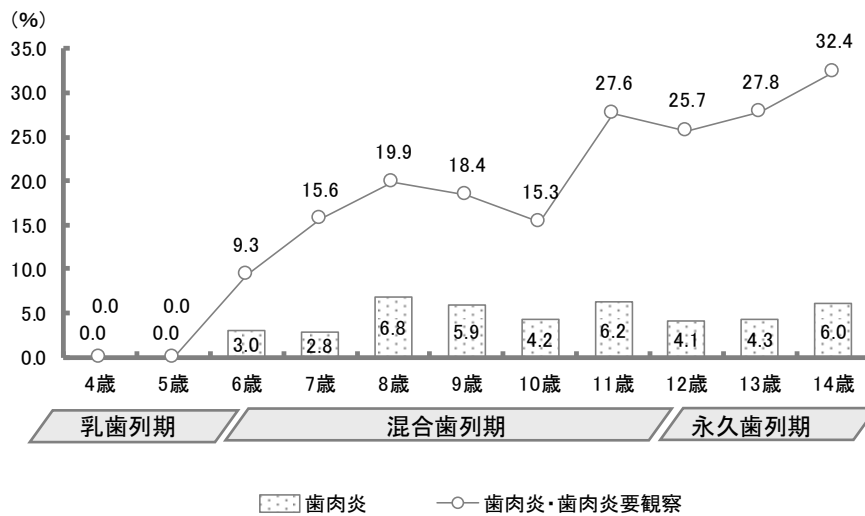
特に歯肉炎は、歯石はついていないが軽度の炎症が認められて、今後の注意深い歯みがきなどで改善できる「歯肉炎要観察者」の割合が、小学校入学頃から増加傾向にあるため、早期からの歯科保健の啓発や定期健診の勧奨が重要です。

これらのことから、地域や学校、職場、医療機関等と連携し、ライフステージごとの特性を踏まえた取り組みが求められています。

市民が高齢になっても生涯食べたり話したりする喜びが持てるよう、口腔機能の健全な育成や維持・向上に向けて取り組むとともに、かかりつけ歯科医を持つことや、定期健診受診の推進を図ります。

^{*}歯肉炎：歯周病の初期で、炎症が歯ぐき（歯肉）に限局している（P65 参照）。

学校歯科検診における、歯肉炎、歯肉炎要観察者の状況



資料：川西市 学校保健統計調査（平成28年）

ライフステージの特性

【 妊娠期・胎児期 】

女性ホルモンの分泌量の増加等や、食生活の変化やつわり等により口腔衛生状態が悪化しやすい状態になり、歯周病にかかりやすく、重症化しやすい時期です。

また、重度の歯周病は低体重児出産の原因になるなど、本人だけでなく胎児にも影響を与えていると言われています。

【 乳幼児期 】

乳歯が生え、食生活の基本ができる時期です。

発育に応じた指導と、むし歯の発生や進行に影響する食生活や生活習慣に対する対策が必要です。

【 少年・思春期 】

乳歯から永久歯に生え替わる時期です。生えたての永久歯はむし歯になりやすく、また、5、6歳頃から11、12歳頃は、乳歯と永久歯が混在して、交換期のグラグラした歯や生えかけの歯があるために、隅々までの歯みがきが難しい状態にあります。

そのうえ、食事面でも上手に噛むことが難しく、口の中が汚れやすくなることなど、歯肉炎をおこしやすい環境となり、この時期の歯肉炎は成人の歯肉炎や歯周病の引き金になることが考えられます。

保護者のサポートとともに自身の健康に対する意識の向上が求められます。また、20歳以上の成人の約8割が歯周病になっていると言われていたため、小学校高学年頃から、むし歯に加え歯肉炎の予防についても歯科保健指導の課題となってきます。

【 青年・壮年期 】

歯周病対策を進めるためには、自己によるセルフチェックやケアと歯科専門家によるプロフェッショナルチェック（定期歯科健診）やケア（歯石除去やPMTIC[※]）の両方が大切です。また、歯周病や糖尿病、喫煙、心疾患等の生活習慣病や早産との関係に関する知識を深めることも大切です。

【 高齢期 】

加齢に伴い、入れ歯の使用や口の乾燥、だ液の減少等で歯の自浄作用が低下することにより、歯や口のトラブルをおこしやすくなります。

この些細なトラブルを「オーラルフレイル[※]」と言い、全身の虚弱（フレイル）の入り口と言われています。

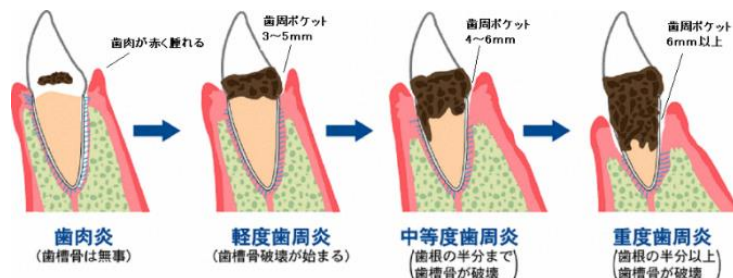
筋力の低下や歯の喪失等による、嚙んで飲み込むなどの口腔機能の低下を防止することで、8020 健康長寿社会の推進を図ります。

※PMTC：歯科医院で専用の器具を用いて行う歯の清掃のこと。毎日の清掃に加えて定期的に受けることでバイオフィームと言われる、歯の表面に強力に付着した細菌のかたまりや着色汚れを徹底的に取り除き、むし歯や歯周病を予防する。

※オーラルフレイル：滑舌の低下やわずかなムセ、食べこぼしや嚙みにくい食品が増える等、軽微な口腔機能の低下から始まる口の衰えて、身体フレイルにつながる。改善すれば元に戻る状態。

歯肉炎・歯周炎・歯肉炎

歯ぐきに限局した炎症（歯肉炎）から進行すると、歯周炎（歯の周りの組織の炎症）となり、その進み具合から軽度・中等度・重度に分けられます。歯と歯ぐきの境目の部分が壊れて隙間が深くなると歯周ポケットが形成され、炎症はさらに深くひろがり、歯をささえている骨が壊されて、やがては歯を失うこととなります。原因となる歯垢（しこう：歯の汚れ）をていねいに歯みがき等で清掃すること、歯垢が石灰化した歯石（しせき）を定期的に歯科医院で除去すること、定期歯科健診などが予防、治療となります。



施策の推進方向

- (1) 関係機関との連携により、ライフステージに応じた歯科保健事業に取り組み、「8020 運動」の推進に努めます。
- (2) 「噛む・かむ・カミング 健康づくり ～ひとくち 30 回運動～」を推進するため、「よく噛み、飲み込む力」の育成に取り組むことで、口腔機能の維持・向上を図り、生涯にわたる歯と口の健康づくりを推進します。

市民の取り組み

- ・よく噛んで食べることを意識します。
- ・食べ物や飲み物の選び方、食べ方にも気をつけます。
食後は、お茶を飲む、ブクブクうがいをする、歯みがきをする等、きれいな口を維持できるようにします。
- ・毎日1回はていねいに歯ブラシによる歯みがきや、歯間ブラシやデンタルフロス・糸ようじなどで歯間清掃をする習慣を持ちます。(特に就寝前)
- ・かかりつけ歯科医を持ち、定期歯科健診や歯石除去、歯面清掃などを受けます。
- ・異常や自覚症状等、気になることがあるときは早めに受診します。
- ・自分や家族の歯や口の健康に興味を持ちます。
- ・歯と口の健康セミナーや広報など市が発信する情報などに興味を持ちます。

事業者等の取り組み

- ・市歯科医師会や、歯科衛生士会等の団体は歯の健康づくりのために、かかりつけ歯科医を持つことやよく噛んで食べること等を普及し、8020 運動を推進します。
- ・生涯を通じた歯の健康づくりのため、市や各種機関と連携して、定期的な健診の受診、ブラッシング指導、口腔機能向上等を推進していきます。

市の取り組み

施策名	内容	ライフステージ	担当課
妊婦歯科検診 妊婦歯科保健指導	<p>妊娠をきっかけに、重症化しやすい歯周病の予防や妊娠中につくられる子どもの歯についての知識等、母子ともに生涯健康な自分の歯で過ごすための情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦歯科教室（母親学級） ・妊婦歯科検診（歯科医院） 	<p>妊娠期 胎児期</p>	<p>健幸政策課</p>

施策名	内容	ライフステージ	担当課
乳幼児歯科健診 乳幼児歯科保健指導	母子保健法に基づく乳幼児歯科健診と、歯科保健指導により、乳歯から永久歯への健全な口腔の育成や食べる力を育てるための情報提供や支援をします。 <ul style="list-style-type: none"> ・もぐもぐ離乳食教室 ・1歳児親子歯科健診 ・1歳6か月児健康診査歯科健診 ・2歳児のびのび教室 ・3歳児健康診査歯科健診 ・2.6歳児・3.6歳児歯科健診 ・4歳児・5歳児歯科健診 ・保育所歯みがき指導 	乳幼児期	健幸政策課 幼児教育保育課
学校歯科検診 歯科保健啓発事業	毎年の歯科検診に加え、乳歯から永久歯への交換期にあわせて歯みがきの確認や、むし歯や歯周病の知識を普及啓発します。	少年・思春期	学校教育課
歯周病検診 歯周病予防啓発事業	歯周病の予防と早期発見のため、予防歯科センターや歯科医院で歯科健診や歯科相談を実施します。また、口腔がん検診を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・市民歯科健診 ・健康診査歯科健診 ・口腔がん検診 ・歯科相談 ・成人歯科検診(歯科医院) 	青年・壮年期 高齢期	健幸政策課 医療助成・年金課
食と歯の健康教室	生活習慣病を予防、改善するための食生活や歯と口の健康、口腔機能の維持等についての教室を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防教室 		
歯と口の健康セミナー	全身の健康ともかかわりの深い歯と口の健康に必要な最新情報の提供や口腔疾患の予防・治療のセミナーを開催し、生涯を通じた歯と口の健康づくりに関する知識を普及啓発します。	全世代	健幸政策課
歯と口の健康週間事業	一生自分の歯でおいしく食べ、楽しく健康に生活するため、基本となる「歯と口の健康」について意識啓発となる事業や催しを行います。		
「かかりつけ歯科医」の推進 定期歯科健診・定期歯石除去の啓発	歯と口に対する保健・医療・福祉を提供する「かかりつけ歯科医」を市民が持ち、定期的に歯科健診、歯石除去を受けるよう啓発に努めます。		

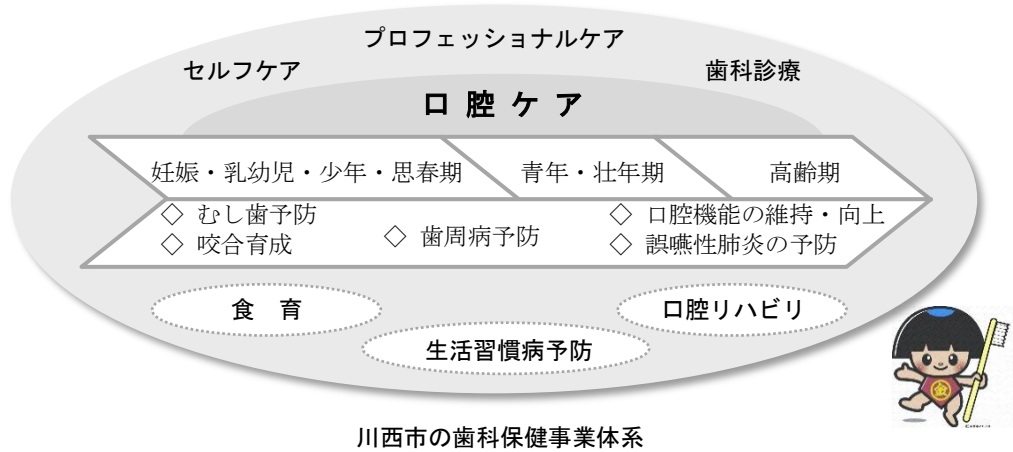
目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)
①むし歯のない3歳児の割合	↗	89.4%	95%
②定期的に（年1回以上）歯科健診を受けている市民の割合	↗	45.5%	50%
③かかりつけ歯科医を持っている市民の割合	↗	75.5%	80%
④8020運動を知っている市民の割合	↗	67.8%	75%

① の現状値：川西市 歯科健診（平成 28 年）

② の現状値：川西市 市民実感調査（平成 29 年度）

③④の現状値：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成 29 年）



基本施策2 支援が必要な人の健康づくり

現状評価と課題

要介護者や障がい者（児）は、歯ブラシや歯間清掃用具を用いての手入れ等、自己管理が十分に行えない場合や、定期的な歯科医療機関への受診が難しい場合があります。

口腔ケアの不足や口腔機能の低下は、発熱や肺炎等全身の健康へも影響を及ぼします。

そのため、要介護者や障がい者（児）、またその介護者が歯と口の健康を維持して、安心した生活を送れるよう、歯と口の健康づくりの啓発とあわせて、医療体制の整備や適切な口腔ケアの推進など、要介護者や障がい者（児）等の支援が必要な方の歯科保健の充実に向けて取り組みます。

また、加齢に伴って、健康な方も口腔機能の低下がみられるなどの経過を経て介護が必要となる傾向があるため、介護をまだ必要としない高齢者に対する介護予防のための口腔ケアの普及や口腔機能の維持についても、あわせて取り組みます。

要介護者・障がい者（児）の特性

- 歯みがき等の口の手入れを自分では十分にできないことがあり、むし歯や歯周病のリスクが高くなります。
- 要介護や障がいの状態によっては、コミュニケーションがうまく取れないことで、歯の痛みや入れ歯の不具合等を十分に伝えられず、むし歯や歯周病の症状が進行してしまうことがあります。また、それらは食欲の低下や栄養不良につながり、全身の健康にも影響を与えます。
- だ液分泌の低下や、食べる、飲み込む等の口腔機能の低下により、自浄作用（だ液が食べて汚れた口の中を洗い流す作用）が低下するため、健康な方に比べて口の中が汚れやすくなり、食べ物やだ液などを誤嚥しやすくなります。
さらには、誤嚥により汚れた口の中の細菌が肺に入ること、「誤嚥性肺炎」をおこすこととなります。肺炎は、高齢者の死因の上位になっているため、注意が必要です。
- 服用している薬によっては、だ液の分泌を抑えたり、歯ぐきの炎症や肥大をまねくものもあります。

施策の推進方向

- (1) 定期歯科健診等の推進により、歯科疾患を予防し、早期発見・早期治療を促すとともに、口腔機能の回復や維持・向上のための支援に取り組みます。
- (2) 高齢者の歯の喪失予防や口腔機能の低下を防止することで、8020 健康長寿の推進を図ります。

市民の取り組み

- ・かかりつけ歯科医を持ちます。
(一般歯科医院、ふれあい歯科診療所、訪問歯科センター)
- ・自分でできることと、できないことを本人や介護者が把握し、自分でできることは続けられるよう歯科医師や歯科衛生士に相談して工夫します。
- ・介護者や周囲の人が口腔ケアの重要性を理解します。
- ・介護者が家庭でできる口腔ケアを習得します。
- ・介護者や介護にかかわるスタッフが定期的に歯や口の状態を観察し、異常に気づくように意識します。

事業者等の取り組み

- ・誤嚥性肺炎の予防等、正しい知識の情報発信に努めます。
- ・歯科医療機関は、安全に歯科治療や口腔ケアを受けることができるように、かかりつけ医、福祉関係施設など関係機関と連携します。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
正しい知識の普及と啓発	講演会や口腔ケア研修会などで、口腔ケアの必要性や実習ができる機会を提供します。また介護予防教室などで要介護になる前からの健康教室や嚥下体操など、歯と口や栄養に関する情報を発信します。	健幸政策課 介護保険課
通所歯科診療	一般の歯科医院では治療が困難な要介護高齢者や障がい者(児)の歯科診療を実施します(ふれあい歯科診療所)。	健幸政策課
訪問歯科診療 訪問口腔ケア	訪問による歯科診療や口腔ケアについて、市歯科医師会立訪問歯科センターとふれあい歯科診療所との連携を図ります。	健幸政策課
「かかりつけ歯科医」の推進 定期歯科健診・定期歯石除去の啓発【再掲】	歯と口に対する保健・医療・福祉を提供する「かかりつけ歯科医」を市民が持ち、定期的に歯科健診、歯石除去を受けるよう啓発に努めます。	健幸政策課

防災グッズに歯ブラシを！

避難所生活では口腔ケアが後回しになりがちです。飲み水も十分なく、食べ物もアメやチョコレートしかない…などお口の清潔が保てない状況になります。

また、長期の避難生活により、抵抗力が弱り、むし歯や歯周病、口内炎、口腔乾燥などお口のトラブルも増えてきます。

体力が低下した高齢者では、その様な汚れたお口の細菌を含んだ液や食物が、誤って気管から肺に入ることによって「誤嚥性肺炎」をおこしやすくなります。

日頃から定期的に歯科健診や歯石除去を受けるなど、お口の健康に気をつけることとあわせて、忘れがちな防災グッズに、家族分の歯ブラシやいつも使っている口腔ケアグッズを用意しておきましょう。

口腔ケアが肺炎を予防する！

避難所での生活が長期になると、災害関連死の主因である肺炎が増えてきます。特に高齢者やいろいろな薬を飲んでいる方などは注意が必要です。

お口のケアをすることは、「かぜ」や「肺炎」の予防になります。

- ブクブクうがいをしましょう。
- 歯みがきをしましょう。
- 入れ歯や残っている歯のお手入れをていねいに、入れ歯もはずして洗いましょう。
- 舌の清掃もしましょう。
- お口の体操をしましょう。



だ液はお口の中をきれいに保つ働きがあります。

耳の下、頬、あごの下にあるだ液腺をやさしくマッサージしたり、温めたりするとだ液が出やすくなります。

そのほか、こんなことにも気をつけましょう。


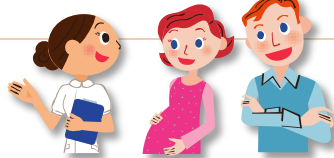

- よく噛んで食べましょう。
- だらだら飲み食いはやめましょう。

お水が少ない時の歯みがきの工夫

- ①30 cc程度の水で、歯ブラシを濡らしてみがきます。
 - ②合間に歯ブラシの汚れをティッシュで拭き取ります。
 - ③最後にコップの水を少しずつお口に含み、2～3回に分けてうがいをします。
- ☆うがいが可能なお水があるときは歯みがき剤を少量使いましょう。うがい用薬液（デンタルリンス）などもあれば使いましょう。

公益社団法人 日本歯科衛生士会ポスターより

ライフステージに応じた健康づくり

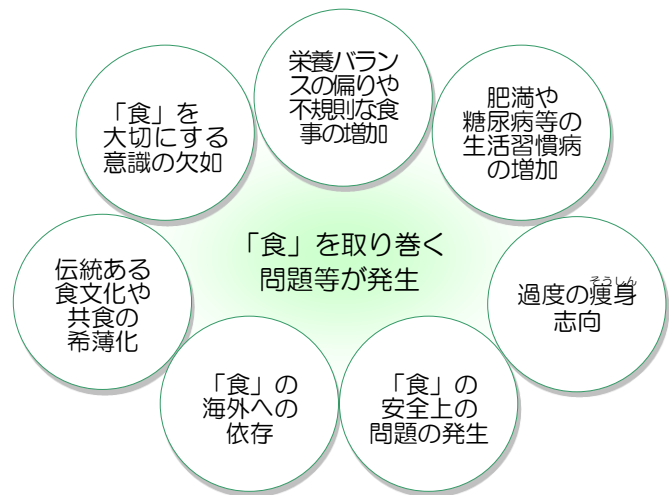
項目		妊娠・出産期	乳幼児期 (0～5歳)	
ライフステージに応じた健康づくり	基本目標1 市民みんなの健康づくり	栄養・食生活		
		身体活動・運動		
		休養・心の健康		
		たばこ		受動喫煙防止対策
		アルコール		
		健康診査・各種検診 ・健康管理		
	基本目標2 子どもの健康づくり	親と子の健康 (母子保健)	子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター） 母子健康手帳の交付、妊婦健康診査費助成事業、妊婦への面接指導、マタニティマークの普及と啓発、妊娠中の学習会、妊婦への訪問、不育症治療支援事業 早期の養育支援、支援を要する母子への保健指導、乳幼児健康診査、未熟児養育医療制度、赤ちゃん交流会、幼児精神精密健康診査、就学までの継続支援	
		思春期保健対策の充実（学校保健等）		
	基本目標3 歯と口の健康づくり	生涯を通じた歯科疾患の予防と歯と口の働きの維持・向上	妊婦歯科検診 妊婦歯科保健指導	乳幼児歯科健診 乳幼児歯科保健指導 歯と口の健康セミナー、
				「かかりつけ歯科医」の推進、
		支援が必要な人の健康づくり	正しい知識の普及と啓発、通所歯科診療、	

少年・思春期 (6～18歳)	青年期 (19～39歳)	壮年期 (40～64歳)	高齢期 (65歳以上)
健康教室の開催			
	食事診断の利用促進		
	運動実践に関する情報発信と支援体制の整備、日常生活における運動の啓発		
	機能訓練の充実		
	自殺予防対策、PTSD対策、心の相談事業、カウンセリング事業、精神保健対策の連携、精神障がい者に対する理解の促進、精神障がい者に対する相談支援		
未成年者の喫煙防止対策			
	たばこの影響に関する理解の促進、禁煙支援等の推進		
未成年者の飲酒防止対策			
	アルコールに関する知識の普及、アルコール問題に関する相談窓口の情報提供		
	がん検診の啓発、がん検診受診率向上、健康診査体制の充実、検診結果の活用、半日人間ドック、各種精密検査		
	骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診（B型C型）、健診の受けやすい環境づくり、特定保健指導の充実、健康相談体制の確立		
			
関係機関の連携による健康や栄養指導、スポーツ活動の推進、健康教育の推進、保健学習や指導、児童生徒のための相談体制の整備、教職員の指導力の向上、児童生徒の心の健康問題に対する総合支援、不登校生への支援、アルコールやたばこ、薬物対策の強化、学校安全の推進、家庭や地域、学校の連携による学校保健活動、学校保健会の充実、家庭での健康づくり支援			
学校歯科検診 歯科保健啓発事業		歯周病検診 歯周病予防啓発事業	
食と歯の健康教室、歯と口の健康週間事業			
定期歯科健診・定期歯石除去の啓発			
訪問歯科診療・訪問口腔ケアを利用した治療や定期歯科健診の啓発			

第6章 食育推進による健幸まちづくり ～第2次川西市食育推進計画～

“食”は命の源であり、生きていくためには欠かせないもので、生涯にわたって健康でいきいきと暮らすための基礎となるものです。

しかし、近年、社会経済情勢の変化が著しい中、私たちは日々忙しい生活を送り、食の大切さに対する意識が希薄になり、健全な食生活が失われつつあることが指摘されています。また、私たちの周りには、“食”に関する情報があふれ、情報の受け手である一人ひとりが食に関する正しい情報を適切に選別し、活用することが重要となっています。



現代の食環境の課題

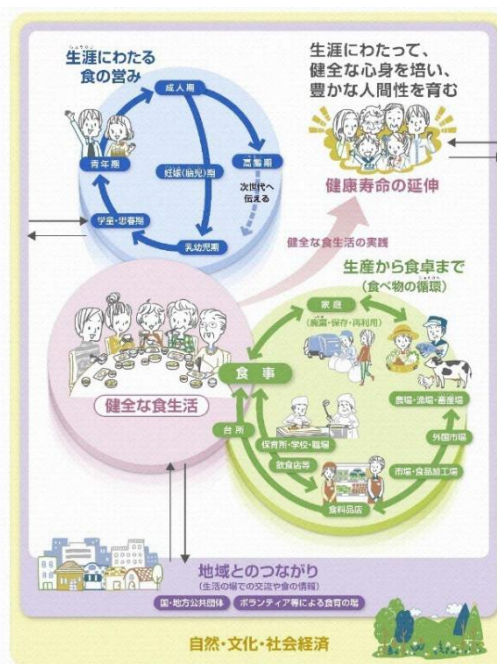
本市では、生産から流通、消費、廃棄などの“食”の循環において、これまで“いちじく”“もも”などの特産品を通じた農産物のPR活動や商業の振興、学校給食における米飯給食、家庭でのごみ減量に関する取り組みなど、それぞれの場面で「食育」にかかわる様々な取り組みを行ってきました。平成23年3月に「食育」について全市をあげられ取り組んでいく時期ととらえ、市民が食生活を見直し、健康で心豊かな人間性を育むための食育に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための「川西市食育推進計画（計画期間平成23～29年度）」を策定しました。

本市において、子どもから青年期、壮年期、高齢期まで、すべてのライフステージに応じて「食育」について考える力を育み、家庭（個人）で育む「食育」から、学校や保育所等、地域で育む「食育」へとつなぎ、川西市のまちづくりへと発展する活動を推進しています。

かつては、家庭と地域を中心に食を通して絆とつながりを深める中で、日本の食文化を継承してきました。そして、子どもたちは、家族との食卓や共食の場で食のルールを学ぶことにより、心身を培い成長してきました。

市民一人ひとりが感じる「おいしさ」「たのしさ」から“食”への理解と行動が生まれます。最も身近な食育を实践する場である家庭から、学校や保育所等、地域へとその取り組みをひろげ、将来にわたって“元気なかわにし”を創造していく食育の活動を、今後も継続的に展開していくことをめざします。

以上のような考えに基づき、本市の第2次【農林水産省「第3次食育推進基本計画」】食育推進計画のスローガンを、初期計画から引き続き「“食”からひろがる 元気なかわにし」とし、市民で共有できる行動目標を「毎月19日は食育の日 “わ”らって食べよう 朝・ひる・バン!」と設定して、さらなる充実を図りながら推進していきます。



食の環 (わ)

行動目標

「毎月19日は食育の日 “わ”らって食べよう 朝・ひる・バン！」

本市の食育推進計画の最終目標は「“食”を楽しいと思う市民の増加」としております。その中で、ライフスタイルの多様化のもと、朝食の欠食や孤食の問題では「共食」の重要性が示されています。“わ”は「笑」はもちろん、つながりひろがる「輪」、食サイクルの「環」、和食やなごみの「和」などをかけていきます。また、「朝・ひる・バン」の部分は、“食”には様々な楽しみ方があるということを表しています。

初期計画では「かんで味わう 心とおいしさ」を理念目標としていました。第2次では、国が「食育の日」としている毎月19日には、みんなが楽しい食卓で^{たの}しい食育について考え推進していくという、本市独自の行動目標として掲げています。



基本施策1 “食”からひろがる健やかな体と豊かな心づくり ～家庭や学校・保育所等における食生活と食文化の継承～

現状評価と課題

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の原点です。学校や保育所等において、共食を通して食の楽しさを実感するだけでなく、“食”に関する基礎を習得する機会を得ることができます。しかし、近年では、ひとり親世帯や貧困の状況にある子ども、高齢者の一人暮らしなどが増えており、家族と暮らしている環境下においても、一人で食事をする「孤食」や地域とのつながりの希薄化、家族一緒の食卓で別々の料理を食べるいわゆる「個食」が見受けられることが指摘されています。

本市のアンケート調査結果によると、家族との外食を楽しみにしている市民が多く、食育を進めるためには「家庭での団らん」が大切だと考えられています。また、食文化や知識を伝える場として「家庭」の重要性が95.4%と最も多くなっており、食育について考え実践していくうえで、家庭の役割が要であると認識されていることがみとれます。

このため、“食”を通じたコミュニケーションの大切さを周知・啓発し、市民が食事をしながら家族や地域の人たちなど、誰かと一緒に楽しく食卓を囲む機会を持つよう働きかけることが必要です。家庭やふるさとの味とともに、地元産の食材を活かした行事食、郷土料理などの食文化を大切にし、次の世代へ継承していくための活動を進めることが必要です。

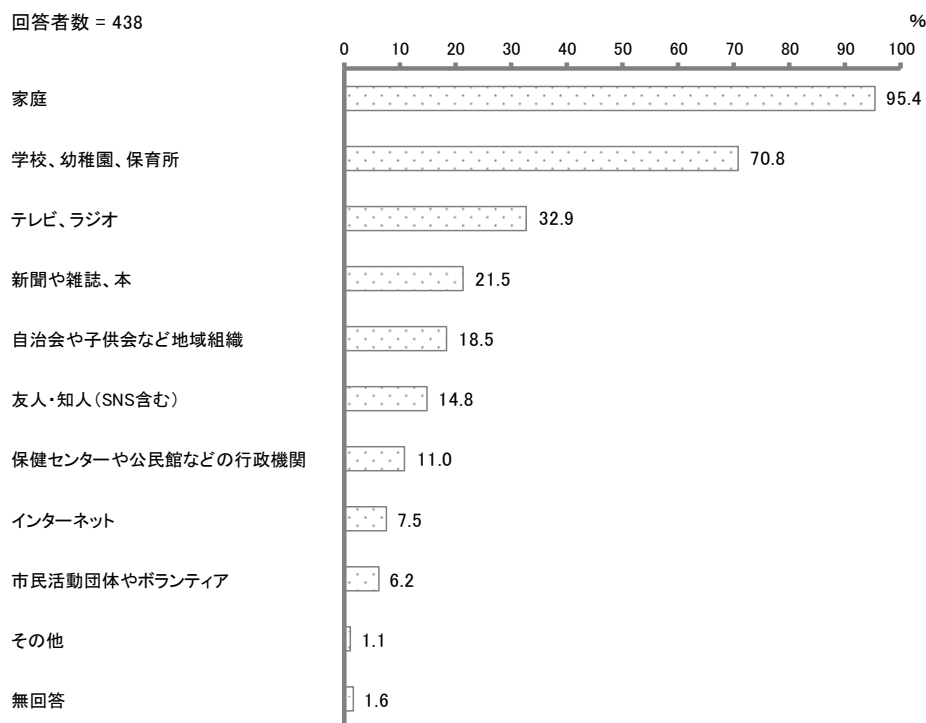
さらに、本市のアンケート調査結果によると、家庭での食に関する作法や習慣について、『いただきます』や『ごちそうさま』を言うの割合が最も高くなっている中で、10歳代では「特に意識していない」の割合が高くなっているほか、朝食を欠食する習慣は10～20歳代の若い世代ほど多くなっています。また、食育に関する取り組みで、関心があることや実行していることとして、「食べ物を大切にし、感謝の気持ちを持つ」ことが約5割となっています。

この様な結果からも、食育に関する知識等を身につけるだけでなく、様々な体験活動等を通じて、食に関する感謝の気持ちや理解が自然に深まっていくよう配慮した取り組みが必要です。

また、家庭以外の場所では、学校や保育所等において、子どもが食に関する正しい知識を身につけ、食の大切さを理解できるような食育の取り組みが行われています。食への感謝の心を育む教育の実践は、家庭や地域の大人への良い波及効果も期待できるとともに、給食を通じた旬の食材など食に関する知識やマナーを習得することができます。

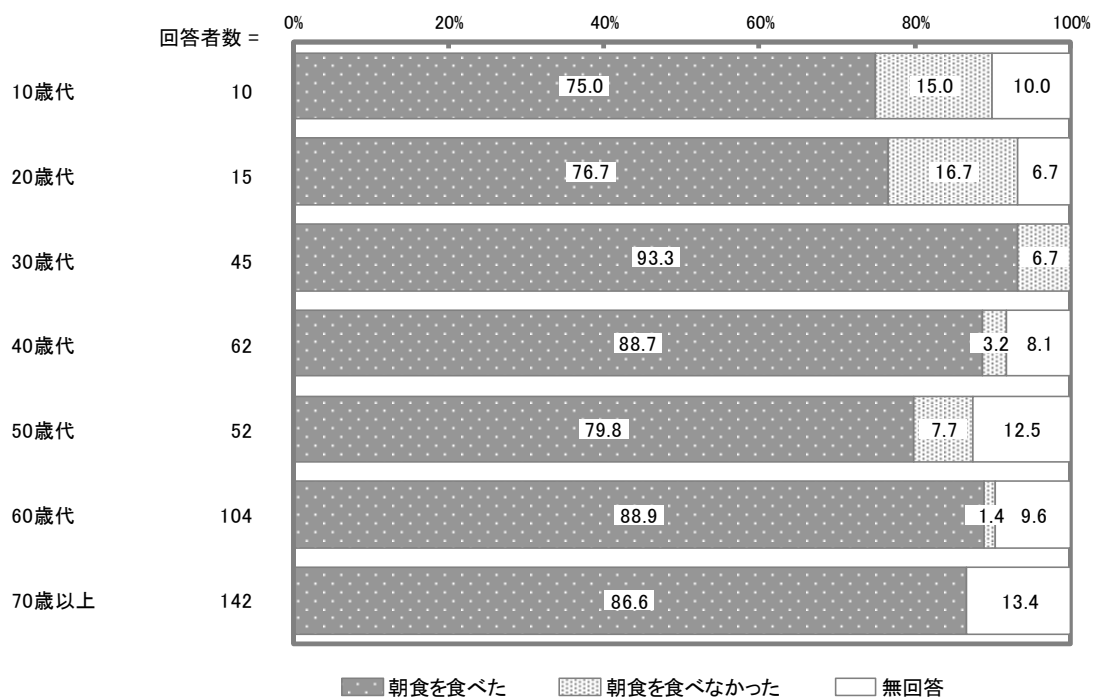
今後とも、家庭が食育において重要な役割を担っていることを理解しながらも、学校・保育所等での料理の体験をはじめ、様々な機会における適切な食育の実践、知識の啓発などで規則正しい食生活や栄養バランスの取れた食生活の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

子どもたちに、「食」に関する作法文化、知識などを学び伝えられる機会として重要だと思うところ



資料：川西市 食に関するアンケート調査（平成 27 年）

「朝食を食べなかった」と回答した人（年代別）



資料：川西市 食に関するアンケート調査（平成 27 年）

施策の推進方向

- (1) 健康的な食生活の啓発を進めます。
- (2) 自然の恵みに気づき、感謝する豊かな心をつくります。
- (3) 家庭での団らんや、学校や保育所等での共食から、食の楽しさやマナーを知り、絆を深めます。

施策名	内容	担当課
給食内容の充実	保育所や学校での給食を通じて、子どもの食への関心を深めます。また、子どもたちの誰もがより良い給食を食べることができるよう環境を整備します。食物アレルギーを有する子どもについても、各家庭における定期的なかかりつけ医の診断と処方箋に基づきながら、保護者と担任と給食担当者らが連絡を密にし、健やかな成長や発達に支障が出ないように努めます。	学務課 学校教育課 幼児教育保育課
給食を通じた子どもの豊かな心の育成	安定した人間関係と楽しい雰囲気の中で様々な食活動を体験し、豊かな心を育むとともに正しい食事マナーの習得を図ります。	学務課 学校教育課 幼児教育保育課
給食だより・献立表などによる啓発	給食だよりや献立表などを通じて、食の大切さや家族団らんの大切さ、栄養に関する情報提供等を行います。	学務課 幼児教育保育課
子どもを対象とした講座・調理実習等の開催	子どもを対象とする食育の講座、家庭科や特別活動での調理実習や調理体験を実施し、子どもの食育への関心を高めます。	学校教育課 幼児教育保育課
就学前児童に対する食育にかかわる情報の発信	保育所の子育て支援ルームなどを活用し、未就学児を対象とした食育にかかわる情報を発信します。	幼児教育保育課 関係所管課
小児生活習慣病検診の実施	生活習慣病の予防及び早期発見のため、市医師会への委託により、小学4年生を対象に、生活習慣のアンケート調査と精密検査（血液検査、体脂肪・血圧測定等）、希望者に個別で食事や運動指導、講演会を行う「小児生活習慣病検診」を実施します。	学校教育課
川西市PTA連合会（厚生給食委員会）への支援	子どもの健やかな成長とともに保護者の子育てを支援する活動の一環として、調理師との懇談会や食育学習会、親子クッキング、給食試食会、大学学食ツアーなどを実施されているPTA連合会の活動を支援します。	社会教育課
かわにし健幸れすとらんの実施	地域の飲食産業を通じた市民の健康づくりと地域振興を図るため、ヘルシーメニューの提供やヘルスサポートを実施する飲食店を認定し、市ホームページで「かわにし健幸れすとらん」として市民へ紹介します。	国民健康保険課 健幸政策課
災害など非常時の備えへの啓発	災害に備え、市地域防災計画に基づき計画的な食糧等の備蓄を行うとともに、家庭での食糧等の備蓄についても啓発を行います。また、初期の避難所などでの食生活支援マニュアル等の定期的な見直しや検討を行います。	危機管理課 健幸政策課 関係所管課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)
①「食育」の言葉も意味も知っている人の割合の増加	↗	51.4%	85% ※ (100%)
②自分は「健康だ」「どちらかというと健康だ」と感じている人の割合の増加	↗	88.5%	90%
③朝食を食べなかった人の割合の減少 (2日間の平均) 【再掲】	10 歳代	↘	15.0%
	20 歳代	↘	16.7%
	30 歳代	↘	6.7%
④毎日の食事で、「栄養のバランス」を気にする人の割合の増加	↗	84.1%	90%
⑤毎日の食事で、「量やカロリー」を気にする人の割合の増加	↗	73.7%	90%
⑥食事中、よくかんで食べる人の割合の増加	↗	54.8%	60%

※目標値において、「(100%)」の表記については、理念としての最終目標を示している。

①～⑥の現状値：川西市 食に関するアンケート調査 (平成 27 年)

「食育」の大切さ～共食のススメ

すべての世代に共通して、「一人きりで食べること＝孤食」は食材や栄養素の偏り、食生活の不規則による健康への影響だけでなく、ともに食卓を囲むことで醸成される心や絆の希薄化のほか、背景に潜む社会的な貧困などの影響も指摘されています。社会の最少単位である家庭において、「一人暮らし」は最も構成人数が少なく、バリエーションが単一化しやすい状況です。しかし、たとえ同じ屋根の下で過ごさなくても、季節の地域行事での炊き出しを楽しんだり、「ふれあいサロン」などの普段の「食卓」を月一回でも共有する機会が増えることで笑顔が繋がる暮らしの絆を、これからも地域で受け継ぎいでいきたいものです。

なお、一般的によく指摘される様々な「コショク」の課題を表す漢字には、主に下記のもものがあげられています。

コショク

- ・「孤食」：一人きりで食べる食事
- ・「子食」：子どもだけで食べる食事
- ・「固食」：いつも同じものばかりで栄養素の偏りが心配な食事
- ・「個食」：食卓は同時でもそれぞれが自分の好きなものばかり食べる食事
- ・「粉食」：粉製品で作られたファストフードが多く、あまり噛まない食事

基本施策2 “食”からひろがる地域のつながり ～地域における健全な食環境と循環～

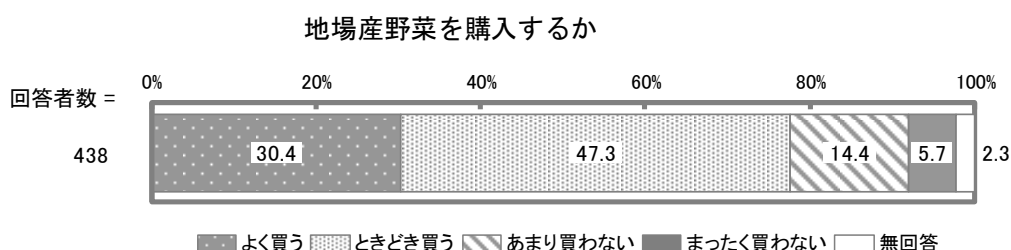
現状評価と課題

毎日なにげなく食べている物、それが食卓にたどり着くまでの道のり（食の循環）を知ることは、食に関する安全・安心の確保につながるるとともに、生産者等多くの人にささえられてきたものであることを実感することができます。

食品の安全性の確保は食生活における基本的な問題であり、本市のアンケート調査結果においても、“食”の安全を気にする人の割合は高くなっています。また「地産地消」や「旬産旬消^{しゅんざんしゅんしょう}」は、生産者の顔が見える地元で採れた新鮮で安全な農産物の供給とともに、流通にかかる環境負荷の少ない仕組みであり、食の安全・安心を確保していく重要な取り組みとなります。

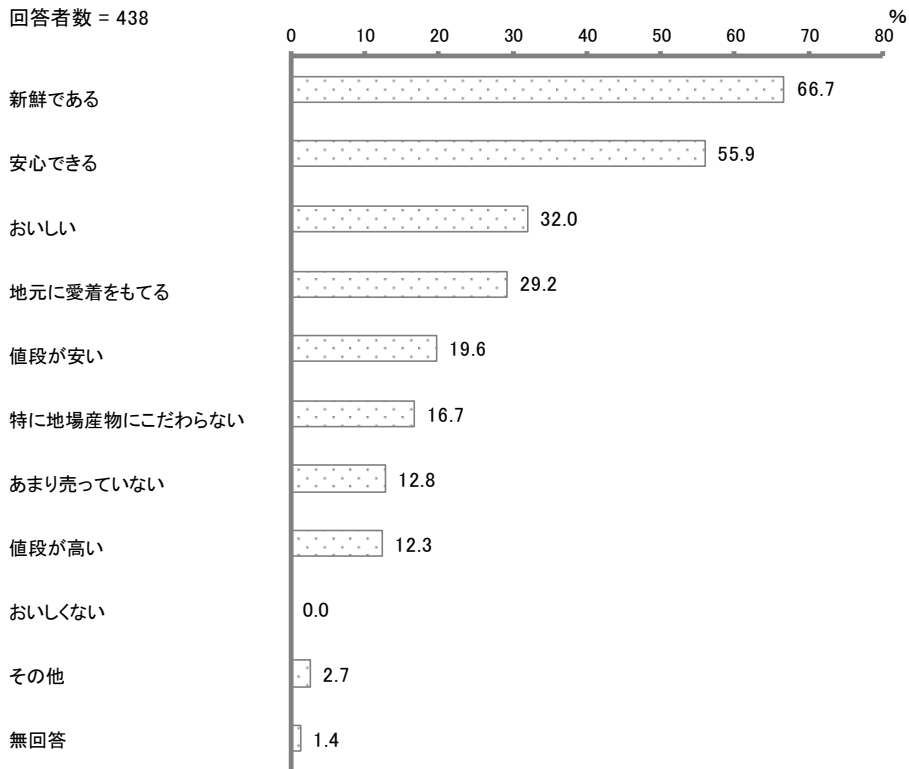
しかし、一方で外国産の食品に対する不安など、食に関する安全性の確保は充分ではない状況と言えます。今後は、生産から消費にわたる食の安全・安心に関する情報収集と共有、地産地消や旬産旬消について理解を深め、一人ひとりが安全な食材を選択できる力と正しい知識を身につけることが大切となります。

また、食べ物の大切さを尊び、食品廃棄物の発生を抑制するためには、家庭における食品の廃棄や食べ残しを減らすことが重要です。本市のアンケート調査結果では、食べ残さないことを意識し、「マイバッグ」の持参を心がけるなど、多くの市民が食と環境に関して、身近な日々の“食”の営みの中で、各自ができることから何ら取り組み取り組みを行っている市民が増えていることがうかがえます。今後も、地域や関係団体が一体となって食品の食べ残しや廃棄を少なくするなど、日頃から自然の恩恵のうえに食が成り立っていることを意識し、環境に配慮した食生活を実践することが必要です。



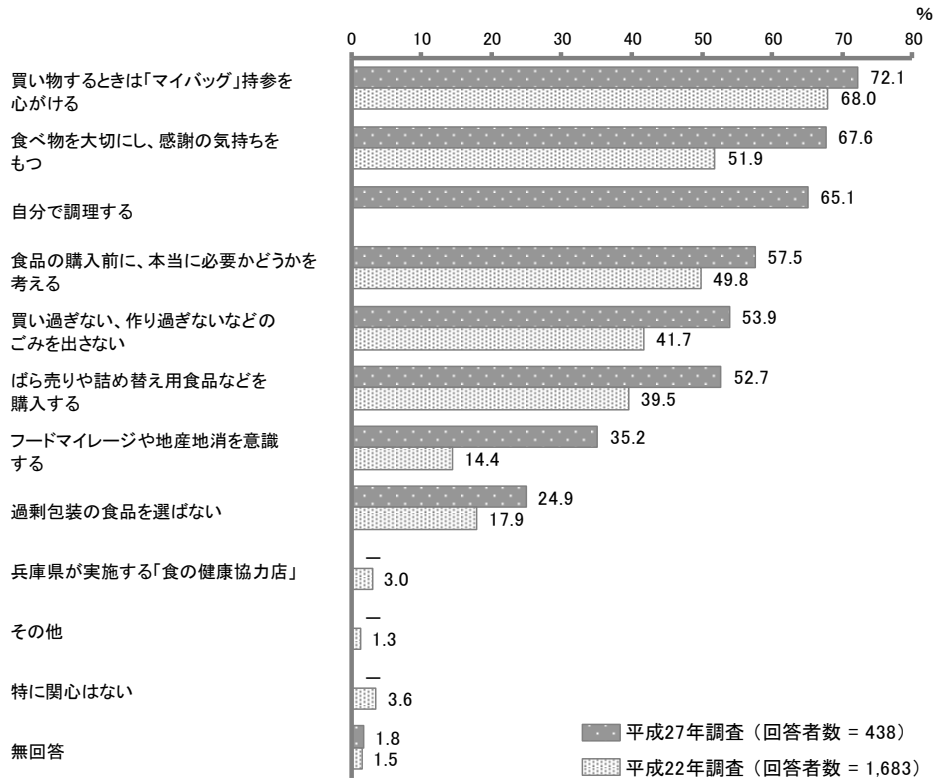
資料：川西市 食に関するアンケート調査（平成 27 年）

地場産野菜についてどう思っているか



資料：川西市 食に関するアンケート調査（平成 27 年）

食育について関心をもち、実行していること



資料：川西市 食に関するアンケート調査

施策の推進方向

- (1) 地産地消を知って、ふるさと川西を味わえる施策を進めます。
- (2) 食に関する環境にやさしい生活の大切さを啓発します。

市民の取り組み

- ・新鮮で安心な地場産野菜を食べます。
- ・食品表示や食品の見分け方の知識を学びます。
- ・関係団体などは、積極的に食の安全に関する知識の普及に努めます。
- ・地元の食材や旬の食材を使って料理をします。
- ・食べ物に感謝し、「もったいない」という意識を持ちます。
- ・農作物の栽培や収穫など、自然とふれあう機会を持ちます。
- ・食品の賞味期限や消費期限等の情報を活用するなど、計画的に食品を購入することで、食品を無駄にしないようにします。
- ・生ごみを減らす工夫をします。

事業者等の取り組み

- ・地域活動団体は各種講座を通じて、栄養と食品の正しい知識を普及します。
- ・食に関する事業者は、地域の食育活動団体を支援します。
- ・食にかかわる各種団体や事業者は、団体の特色を活かし自主的に食育に取り組みます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
食の安全・安心に関する知識の普及と啓発	正しい知識に基づいて食材を選択できるよう、食の安全に関する知識の啓発や情報提供を行います。	学校教育課 健幸政策課 関係所管課
地場産物の販売	市内3か所の農産物直売所を通して地場産野菜の販売を支援し、生産者の顔が見える地場産物直売所の販売促進を図ります。	産業振興課
特産品のPR	特産である「いちじく」、「もも」などの即売会の開催や、農産物直売所への支援を行います。	産業振興課
食の情報を得る力の向上をめざす啓発	消費者啓発団体と協働し、食生活に関する正しい情報を的確に得るための啓発や情報提供を行います。	生活相談課 (消費生活センター)
給食における日本型食生活の充実	日本型食生活が実践できるようになるとともに、給食に地場産物の活用や旬の食材が提供できるよう、関係機関との連携を図ります。	学務課 幼児教育保育課

施策名	内容	担当課
米飯給食の推進	平成 22 年 9 月末からの完全米飯給食の取り組みを機に、給食を食べる子ども、給食を提供する職員も、食育のあり方を考え、さらなる発展をめざします。	学務課
にぎわいの創出	より多くの市民が地域で交流することや商業の振興などを通じて、多様な食育の考え方の裾野をひろげていきます。	健幸政策課 産業振興課 関係所管課
ごみ減量に向けた啓発	ごみ減量出前講座、ごみ減量チャレンジ・モニター制度等を通じて、リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）をひろげる啓発を行います。	美化推進課
食品廃棄物の減量に向けた取り組みの充実	「食べ残しゼロ運動」を推進するとともに、生ごみを堆肥化して、有効活用できるよう支援するなど、食品廃棄物の減量に取り組みます。	美化推進課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)	
①川西や近隣で栽培された野菜（地場産野菜）を「よく買う」「ときどき買う」人の割合の増加	↗	77.6%	90%	
②次の食育活動のうちに関心がある人や実践している人の割合の増加	・食品購入前に本当に必要かを考える	↗	57.5%	すべての項目について上昇
	・「マイバッグ」持参を心がける	↗	72.1%	
	・「買いすぎ」「作りすぎ」ごみを出さない	↗	53.9%	
	・過剰包装の食品を選ばない	↗	24.9%	
	・ばら売りや詰め替え用食品を購入	↗	52.7%	
	・フードマイレージや地産地消を意識する	↗	35.2%	
	・食べ物を大切にし、感謝する	↗	67.6%	

①②の現状値：川西市 食に関するアンケート調査（平成 27 年）

基本施策3 次世代へつながり、ひろがる食育の“輪” ～食育を育み 守り継ぐしくみ～

現状評価と課題

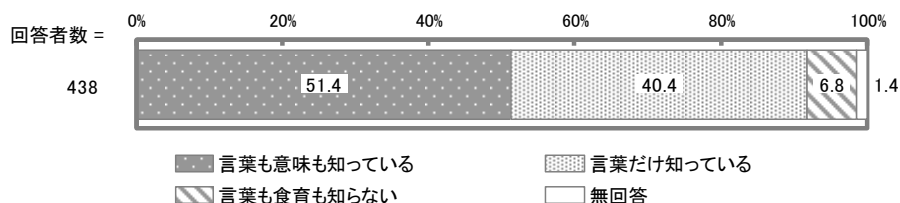
食育推進運動の展開にあたっては、市民一人ひとりが食育の意義や必要性等を理解するとともに、これに共感し、自ら主体的に食育を実践できるよう取り組むことが必要です。また、食育を国民運動として推進し、一人ひとりに実践してもらうためには、“食”に関する活動に携わるボランティアや地域の関係団体などが果たす役割は重要です。

現在、本市では行政や教育機関、保健・医療機関等をはじめ、食の生産や流通・販売にかかわる事業者、関係団体やNPO（非営利団体）、ボランティアなどの組織において、食育活動への様々な取り組みが実施されています。これらの様々な担い手により、食に関する様々な情報が発信され、市民についても、食への関心は高まりを見せており、本市のアンケート調査結果では、食育の認知度は約9割となっています。

こうした中、食育を確実に地域に根づかせていくためには、これらの事業者や団体、行政、家庭、学校、地域などの多様な関係者の連携・協力が重要となるとともに、市民との協働による食育に関するネットワークづくりを進め、市民の自発的かつ積極的な取り組みへとつなげていくことが必要です。

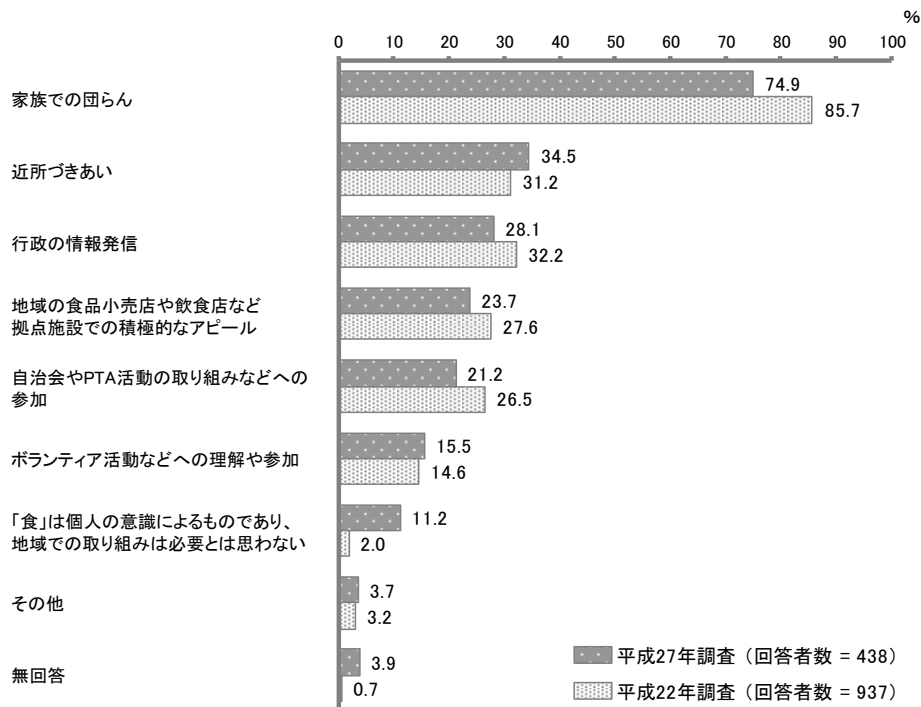
そして、より多くの市民が食育に関心を持ち、“食”についての正しい理解が深まり培われてきた愉しさも考えていけるよう、“食”にかかわる様々な知識の周知や、市民が求めている食育に関する情報が取得しやすい情報環境の整備が必要です。

「食育」という言葉の認知度



資料：川西市 食に関するアンケート調査（平成27年）

食育の推進について



資料：川西市 食に関するアンケート調査

かわにしの四季の食彩

北摂一帯は、武庫川水系の肥沃な土地の特性を活かした軟弱野菜の栽培が活発で、本市でも初冬から初夏の間、ほうれんそう・こまつな・みずな等が種々栽培されています。また、いちじくは「朝採りの恵み」としてブランド化されて近郊に出回っているほか、ももやトマト・レモンなどとともにジャムや、カレー、ワインなどに加工して出荷されています。そして、マルシェ（季節ごとの野菜などが並ぶ朝市などで市民の新しい販賣の場）のような取り組みも生まれています。



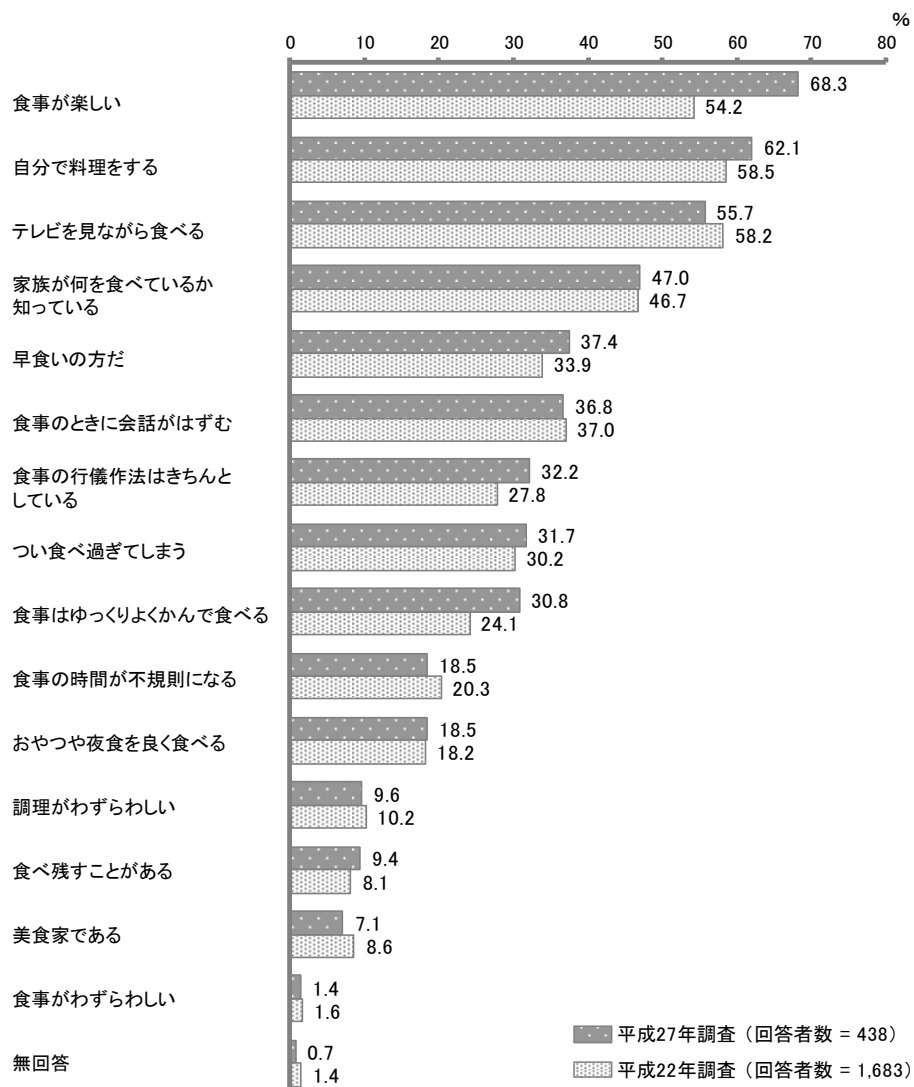
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
二十四節気	清明・穀雨	立夏・小満	芒種・夏至	小暑・大暑	立秋・処暑	白露・秋分	寒露・霜降	立冬・小雪	大雪・冬至	小寒・大寒	立春・雨水	啓蟄・春分
野菜	軟弱野菜・ブロッコリー たまねぎ・ねぎ・レタス たけのこ		トマト・きゅうり・なす			さといも・さつまいも	しいたけ		だいこん・はくさい	軟弱野菜・チンゲンサイ		
果樹		いちご	もも	もも	いちじく	かき	くり	ゆず	みかん	いちご		
行事例	入学式・源氏まつり	端午の節句・新茶	田植え・梅雨	七夕・海開き	夏祭り・お盆	月見・敬老の日	運動会・稲刈り	紅葉・七五三	クリスマス・大晦日	正月・七草がゆ	節分・いちじくワイン	卒業式・花見

★ マルシェ

☆ 品評即売会

★ 農林産物品評即売会

あなたの食事について



資料：川西市 食に関するアンケート調査

施策の推進方向

- (1) “食”に関する情報を得やすいネットワークづくりを進めます。
- (2) 家庭や地域における食育活動をひろげます。

市民の取り組み

- “食”に関する正しい情報を、積極的に収集します。
- 地域の“食”を通じたイベントなどに、積極的に参加します。
- 生産や流通の仕組みを学ぶとともに、身近な地域での食育にかかわる様々なボランティア活動に参画します。
- 未来の活力や魅力のある地域・社会をめざし、みんなで食育の輪をひろげます。

事業者等の取り組み

- 食に関する事業者は、安全・安心な食べ物を提供します。
- 地域活動団体は、食品表示の見方やゴミの減量・食品ロス等についての講座を充実させます。
- 生産者等は、見学会や講習会等を通し消費者との交流を進めます。

おそうじ星のスーパー戦隊クリンジャー

～子どもたちからごみ減量、食べ残さない意識を～

川西市美化推進課のごみ減量啓発オリジナルキャラクター。主に申し込みのあった市内幼稚園や保育所などで通年ごみ減量学習会を行っており、ごみ収集車へのごみ投入体験などを交えて、子どもたちにごみ減量・リサイクルの重要性を伝えています。



市の取り組み

施策名	内容	担当課
かわにし健幸れすとらんの実施【再掲】	地域の飲食産業を通じた市民の健康づくりと地域振興を図るため、ヘルシーメニューの提供やヘルスサポートを実施する飲食店を認定し、市ホームページで「かわにし健幸れすとらん」として市民へ紹介します。	国民健康保険課 健幸政策課
地産地消に関する情報提供	地場産農産物の販売所などの情報を収集し、ホームページや各種の広報媒体を利用しながら情報発信を推進します。	産業振興課 関係所管課
食を通じた産業振興の支援	地域が主体となって企画し参画する「きんたくんバル」など、食を通じた産業振興の取り組みを支援します。	産業振興課 関係所管課
食育に関する地域の社会資源との連携による推進	食育に関する社会資源と、引き続き連携を図り、家庭や地域に食を通じた取り組みが浸透するよう支援を行います。	健幸政策課 関係所管課
「食育月間」、「食育の日」の普及と啓発	国の食育推進基本計画で定められた6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」、県で定められた10月の「ひょうご食育月間」にあわせて、市独自のスローガンと行動目標や、減塩や野菜摂取などを勧め、また、家族や友人と一緒に楽しく食事をとることなどを普及啓発します。	健幸政策課 関係所管課
食育啓発の推進	栄養・食生活に関する積極的な情報提供に努めます。	健幸政策課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)
①食に関する作法で、「いただきます」「ごちそうさま」を言う人の割合の増加	↗	75.1%	85%
②食事を楽しいと思う人の割合の増加【再掲】	↗	68.3%	80% ※ (100%)

※目標値において、「(100%)」の表記については、理念としての最終目標を示しています。

①②の現状値：川西市 食に関するアンケート調査 (平成 27 年)

災害に備えよう ～今どきの備蓄！ローリングストック法～

発災から約3日間は平時のルートによる供給や外部支援が困難になる可能性があります。日頃から、自宅で利用しているものを少し多めに備えて、上手に活用することで、災害時に当面生活することが可能となります。

【非常時用】備蓄品の目安

- ・食糧品は最低3日分、巨大地震に備え7日分を備蓄
- ・水は1人1日3リットルを目安に備蓄

〈飲料水〉

ペットボトルや缶入りのミネラルウォーター
貯水したポリタンクなど

〈非常食品〉

米（缶・レトルト・アルファ化米）
缶詰・レトルト食品
梅干し・調味料など
ドライフーズ・チョコレート・あめなど菓子類（かさ張らない物）
離乳食・粉ミルク・哺乳びん（必要に応じ）

〈燃料〉

卓上コンロとガスボンベ
固形燃料など

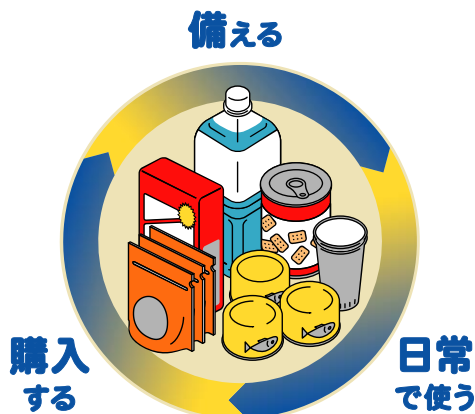
〈その他〉

生活用水（風呂・洗濯機等に貯水）
毛布・寝袋・洗面用具。ドライシャンプーなど
バケツ・各種アウトドア用品

【ローリングストック法】



定期的に（1か月に1～2度）備蓄品を食べて、食べた分を買い足し備蓄していく方法です。食べながら備えるため、消費期限が短いレトルト食品等も非常食として扱えます。


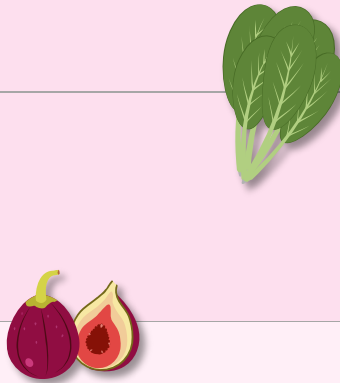
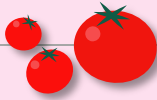
※「持ち出し品」には携帯ラジオや懐中電灯、雨具、衣類、タオルなどのほか、常備薬なども忘れずに用意しておきましょう。



資料提供：危機管理課「災害に備え、少し多めのストックを」

ライフステージに応じた食育の取り組み

ライフステージ	乳幼児期（妊娠期含む）	少年期（6～15歳）
各世代の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・自我の芽生え～確立 ・生きるための力の礎の育みとして“食べる”ことの基本を生活リズムに落とし込む 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康的な体と情緒の基礎ができる ・第一次成長期 ・学校などの集団生活において、健康や成長について“食”のあり方を考え始める
食生活のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・“食”を楽しみにできる ・保護者の食生活の営みがダイレクトに子どもに反映する 	<ul style="list-style-type: none"> ・“食”を楽しみにできる ・保護者の食生活の営みも子どもに反映するが、成長期に応じて子ども独自の食形態が始まる
食生活の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ムラ食い ・摂食機能に応じた偏食 ・生活リズムの夜型化開始 ・菓子類の習慣化 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活の多様化（孤食/個食/子食…） ・ファストフード嗜好傾向 ・朝食の欠食の発生 ・生活リズムの夜型化の習慣化 ・食のマナーの習得
基本目標 1 “食”からひろがる 健やかな体と 豊かな心づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の栽培・収穫など、自然とふれ ・生産者や自然の恵みに感謝し、「いただく ・日本の食文化や外国の食文化を理解し ・食の尊さ、役割、大切さを理解しま 	
基本目標 2 “食”からひろがる 地域のつながり		<ul style="list-style-type: none"> ・新鮮で安心な地場産野菜を食べます。 ・食品表示や食品の見分け方の知識を学 ・食べ物に感謝し、『もったいない』を実
基本目標 3 次世代へつながり ひろがる食育の“輪”		<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する正しい情報を、積極的に収 ・地域の食を通じたイベントなどに、積 ・生産や流通の仕組みを学びます。
	母子保健	学校保健
行政の食育事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診 ・乳幼児の食育教室（親子料理教室など） ・保育所等の園庭開放や地域交流 ・保育所等の栽培体験や食育活動 ・子育てフェスティバル ・家庭での災害備蓄品の啓発 ・かわにし健幸れすとらん ・かわにし食育フォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校等の給食や食育教室 ・小学校での栽培体験 ・小児生活習慣病予防講演会

青年期（16～39歳）	壮年期（40～64歳）	高齢期（65歳～）
<ul style="list-style-type: none"> ・第二次成長期を経ての成人としての体と精神の完成 ・単身者が多くなるとともに、新たな“家庭”をつくる ・親盛りと働き盛り 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病を見据えた日々の営み ・働き盛り（社会的責任の増加） ・心身の衰えを感じ始める 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の衰えが顕在化 ・健康寿命の延伸を見据えた生活習慣の実践 ・食生活の営みにサポートを要し始める
<p>・“食”を楽しみながら、自分に適切な“食”のあり方を選択し実践する</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・外食や中食の利用の増加・生活リズムの多様化 ・特に若い女性の瘦身志向と、若い男性の朝食の欠食の常習化 ・生活リズムの夜型化の慢性化 ・食文化の継承 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防/改善を踏まえた食生活の実践 ・歯周病による歯の喪失 ・食文化の継承 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防 ・オーラルフレイル予防 ・介護予防 ・一定の支援を受けても、自律した食生活の営み ・食文化の伝承
<p>あう機会を持ちます。きます」、「ごちそうさま」のあいさつをします。ます。す。</p>		
<p>増やします。</p>		
<p>びます。踐します。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体などは、積極的に食の安全に関する知識の普及に努めます。 ・地元の食材や旬の食材を使って料理をします。 ・食品の賞味期限・消費期限等の情報を活用するなど、計画的に食品を購入することで、食品を無駄にしないようにします。 ・生ごみを減らす工夫をします。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害などの緊急時に備え、1人3日分程度の水や食糧を確保します。 ・未来の活力・魅力のある地域や社会をめざし、みんなで食育の輪をひろげます。 		
<p>集します。極的に参加します。</p>		

成人保健

口腔・歯科保健

<ul style="list-style-type: none"> ・母親学級 ・プレママ&パパの離乳食教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・低栄養の予防・改善に向けた介護予防事業（いきいき元気倶楽部等）
<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防教室等 		

第7章 スマートウェルネスシティの健幸まちづくり

基本施策1 健幸まちづくりの推進

現状評価と課題

高齢化の急速な進展に伴い、医療需要や介護需要の増大といった課題とともに、少子高齢化による地域の賑わいの喪失が懸念される中、高齢化の進展という現実を受けとめ、市民一人ひとりが健康で長寿であるまちづくりを進めていく必要があります。

本市では、平成25年11月に健幸なまちをめざし、この取り組みを進める自治体の首長が集まり研究する、スマートウェルネスシティ（SWC）※首長研究会に加盟し、また、平成28年10月には「川西市健幸まちづくり条例」を施行しました。

具体的には、老若男女問わず、日頃から自身の健康を意識しつつ、幸せを実感できる健幸まちづくりに向けて、健幸マイレージやきんたくん健幸体操などの取り組みを実施しています。

スマートウェルネスシティでは、歩くことを基本とした健康づくりの取り組みだけでなく、まちづくりの視点からの取り組みも求められます。

「外出することが楽しいまち」を打ちだし、市民の外出を促すためには、歩きやすい（自然と歩かされてしまう）環境の整備や沿道の美しい景観の創出・維持などが必要です。

また、人と人のつながりの力が高い地域に住んでいる人ほど健康度も高いと言われていることから、生涯にわたっていきいきと元気に過ごすために、多様な地域交流と社会参加ができるよう、コミュニティ活動や自治会活動、社会教育活動、ボランティア活動、NPO（民間非営利組織）活動等への参加を促進し、交流の場づくりも重要となります。

※スマートウェルネスシティ（SWC）：生涯にわたり、身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送ることで、健やかで幸せ（健幸）に暮らせる「まち」。

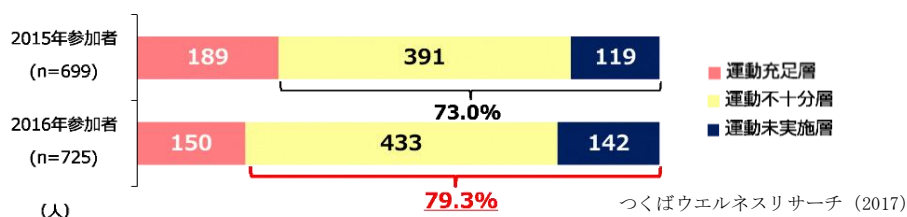
アンケート調査結果によると、「スマートウエルネスシティ」の市民への浸透が十分にされていないものの、健康で幸せに暮らし続けるために必要な取り組みとして、「安全に歩ける歩道や街路灯の整備」「誰もが安心して移動できる公共交通の充実」「高齢者や障がいがある人も歩きやすい歩道の整備」が上位となっていることから、身体面の状態だけでなく、誰もが安心して外出することができるまちづくりが求められます。

そのためには、市民がまちに誘い出され、まちを歩き、行き交うことで歩行運動を増加させ、かつ相互に交流を深めることで健康づくりや生きがいづくりを増進させる、魅力ある仕組みを推進します。

健幸マイレージ参加者（平成 28 年度）の状況について

（１）参加開始時の運動無関心層の割合

2015年と2016年の参加者の運動無関心層の割合を比較したところ、2016年の参加者は運動充足層の人数が少なく、**運動無関心層(運動不十分層と未実施層)の割合は79.3%**となっています。



《定義》

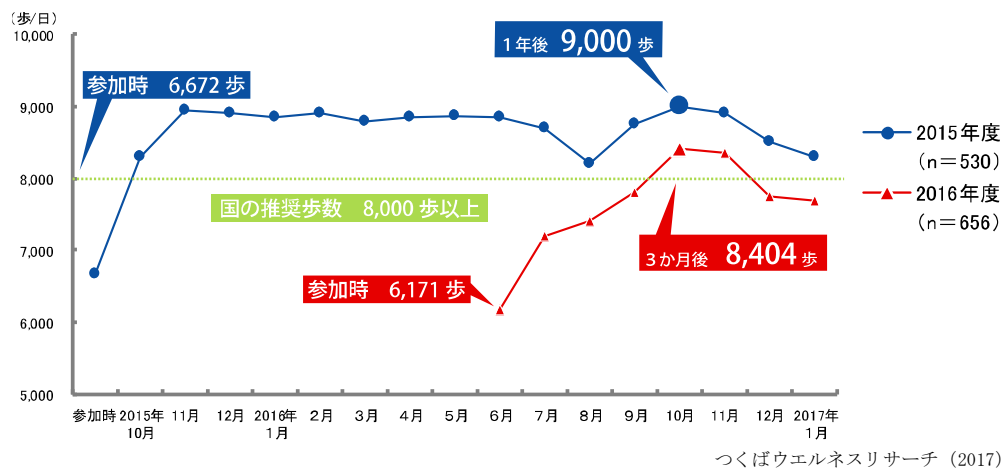
未実施層：過去5年間に自治体/民間の運動教室、スポーツの参加経験がなく、国の推奨活動量を満たしていない者

不十分層：過去5年間に自治体/民間の運動教室、スポーツの参加経験があるが、国の推奨活動量を満たしていない者

充足層：国の推奨活動量を満たしている者

（２）参加者の1日の平均歩数の推移

2015年からと2016年からの参加者の歩数の推移を比較したところ、**2015年参加者は短期間で歩数が増加し、2016年参加者は徐々に増加する傾向がみられます。**



健『幸』社会の実現に向けて

健幸づくりは「まち」づくりから～Smart Wellness City～

少子高齢化・人口減社会においては、高齢になっても健康で元気に暮らせること、それ自体が「社会貢献」であると言えます。

健康で元気に暮らせること、すなわち、「健幸＝健康で幸せ」であることは、個人と社会の双方にとってメリット（生きがい、豊かな生活、医療費の抑制）があります。

高齢化・人口減少が進んでも地域住民が「健幸（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること）」であるためには、そこに暮らすことで健幸になれる「まち」*Smart Wellness City（スマートウエルネスシティ）*が求められています。

 smart wellness city



“Smart Wellness City”の実現のために

そこに暮らすことで「健幸になれるまち Smart Wellness City（スマートウエルネスシティ）」の実現のためには、「①公共交通インフラの充実や、緑道・歩道・自動車道等ハード面でのまちづくり」、「②健康医療データ分析と総合的エビデンス（データの根拠）に基づく客観評価」、「③健康増進インセンティブ（実践者にとって有益になるもの）等による住民の行動変容促進（＝ポピュレーションアプローチ）」、「④ソーシャルキャピタル（社会的なつながり）の醸成」の4つの要素が重要です。

♪ “Smart Wellness City”実現のための4つの要素

1

公共交通インフラの整備
（緑道、歩道、自転車道等）



3

健康増進インセンティブによる
住民の行動変容促進
（ポピュレーションアプローチ）

2

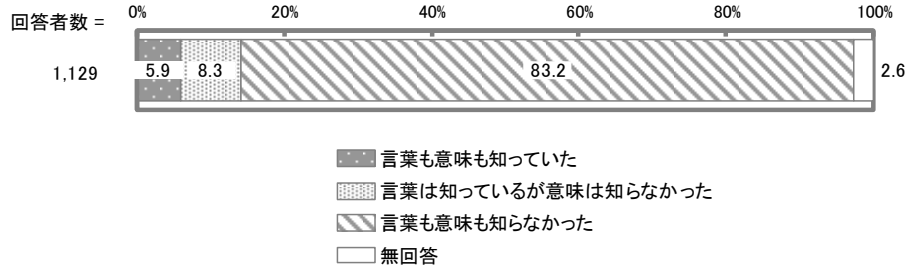
健康医療データ分析
総合的エビデンスに基づく
客観評価

4

ソーシャルキャピタルの醸成
（社会的なつながり）

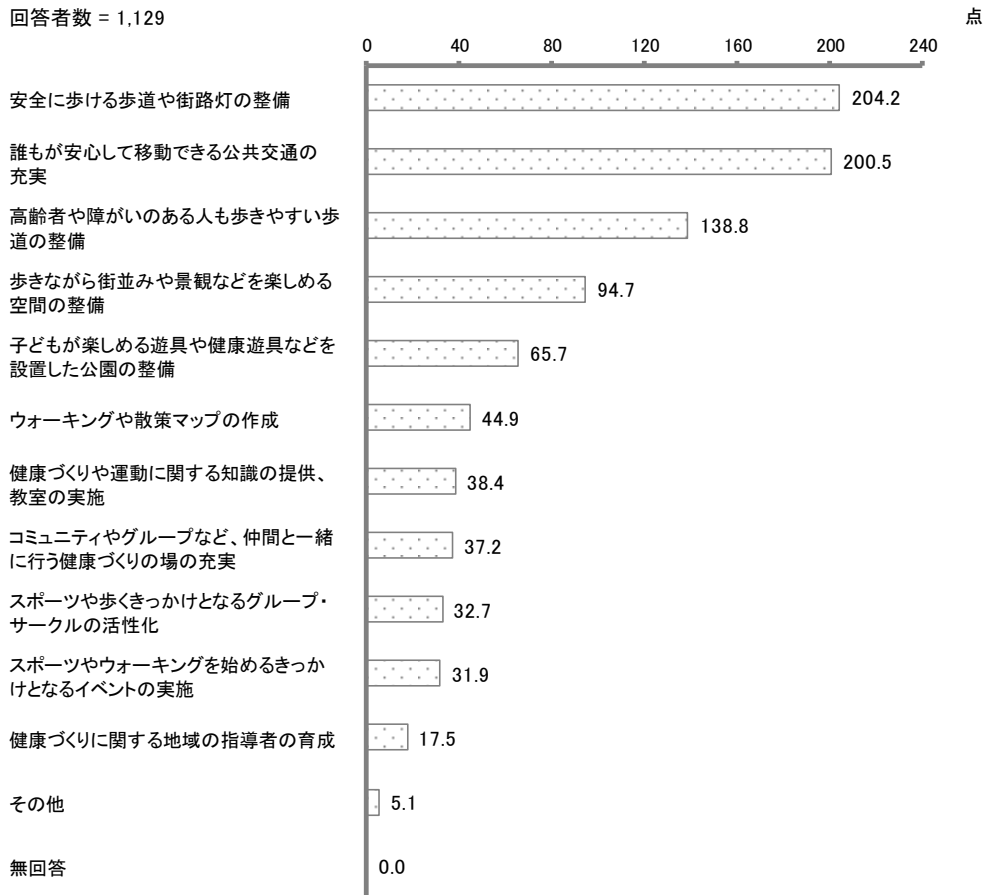


川西市が進めている「スマートウェルネスシティ」の認知度



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成 29 年）

健康で幸せに暮らし続けるために、必要と考えるまちづくりの取り組み（上位 4 つ）



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成 29 年）

※点数は、回答割合に 1 位は 4 点、2 位は 3 点、3 位は 2 点、4 位は 1 点を乗じて算出している。

施策の推進方向

- (1) 人がまちに出かけたくなるよう支援します。
- (2) 健幸をささえ、守るための地域づくりを進めます。

市民の取り組み

- ・ 1日1度は外出することを心がけます。
- ・ 健康づくりを意識して地域活動等に積極的に参加します。

事業者等の取り組み

- ・ 健康づくり活動等において仲間づくりが行えるように積極的にアピールします。
- ・ 健康づくりに関するボランティア活動等の参加をひろく呼びかけます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
健幸マイレージ制度	運動・スポーツ無関心層に対して、健康ポイントの付与や歩数などのデータの見える化を図ることで、行動変容の喚起を促し、運動・スポーツの習慣化につなげることで、健康寿命の延伸をめざします。	健幸政策課
きんたくん健幸体操	大学と提携して新しく作製した「きんたくん健幸体操」をみんなで行うことにより心身の健康づくり、地域とのふれあい、仲間づくりを推進します。	健幸政策課
出前健幸測定会	出前健幸測定会を地域・コミュニティ組織等と協働して行うことで自らの健康づくりへの気づきを促すとともに、身近な地域での交流や健幸の仲間づくりを推進します。	健幸政策課
地域介護予防活動支援事業	きんたくん健幸体操<転倒予防・いきいき百歳体操編>による通いの場づくりを推進します。	介護保険課
健康遊具の設置	健康遊具を公園に設置し、気軽に健康づくりができる機会を提供します。	公園緑地課
健康イベントの実施	キセラ川西せせらぎ公園等を活用したウォーキングなどのイベントを実施し、身近な健康拠点としての利用を促進します。	健幸政策課
地域活動への参加の促進	市民に地域での活動の重要性を知ってもらい、市民が参加したくなるような活動をコミュニティ組織や自治会が行えるよう支援します。	参画協働課
商業の活性化	きんたくんバルなどのイベントやかわにし健幸れすとらん等を通じて、日常的な店舗の利用促進による活性化を図ります。	産業振興課 国民健康保険課

施策名	内容	担当課
公共交通網を維持するための支援	交通環境の向上を図るために、交通事業者・利用者・地域・行政等の各役割分担によるモビリティ・マネジメント※を推進し、公共交通の維持に努めます。	交通政策課
自転車通行空間の整備	安全に通行できる自転車通行空間を整備に努めます。	道路整備課

※モビリティ・マネジメント：一人ひとりの移動（モビリティ）や、まちや地域交通（モビリティ）などを、それぞれにかかわる主体が、いろいろと工夫を重ねながら改善していく取り組み。

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)
①「スマートウエルネスシティ」の言葉も意味も知っている市民の割合	↗	5.9%	50%
②主に鉄道やバス等の公共交通機関を利用している市民の割合	↗	53.5%	60%
③自治会やコミュニティの活動に参加している市民の割合	↗	35.7%	50%
④自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの地域づくり活動によって、お互いに支えあっていると思う市民の割合	↗	46.2%	70%

①の現状値：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成 29 年）

②③④の現状値：川西市 市民実感調査（平成 29 年度）

第8章

安心して暮らせる救急・医療の体制づくり

基本施策1 救急・災害医療の充実

現状評価と課題

市民が日々、安心して暮らしていくためには、急病時などにおける医療体制を整え、適切な救急医療を提供することが重要です。また、地震や風水害などの災害時には、負傷者の救出・治療、生活環境の安全確保、被災者の健康保持など、保健医療の役割はとて大きなものになります。

救急医療は、医療機関や消防機関、行政機関等が協力して、救急告示制度及び1次救急（軽症）、2次救急（重症）、3次救急（重篤）の救急医療体制により対応しています。

本市においては、市医師会と市歯科医師会の協力のもと、市立川西病院をはじめ4か所の救急告示病院に加え、市休日応急診療所（内科）や市休日歯科応急診療所により1次救急医療を実施しています。

2次救急医療については、阪神北圏域内の病院群が輪番制で対応するほか、平成25年からは、市町を越えた救急搬送体制の広域化及び迅速化を図るため、阪神6市1町で運営する「h-Anshin むこねっと」にも加入し、救急体制の整備を図っています。

3次救急医療は、兵庫医科大学病院と兵庫県立西宮病院、兵庫県立尼崎総合医療センター、兵庫県立こども病院（小児救急）が、その機能を果たしています。

また、小児救急については、平成20年4月より伊丹市・宝塚市・猪名川町（27年からは西宮市も参入）と共同運営している「阪神北広域こども急病センター」において、初期救急診療や電話相談を実施しています。その他、耳鼻咽喉科や眼科といった診療科については、阪神6市1町が共同して尼崎休日夜間急病診療所において休日等の診療を実施しています。

災害時の医療体制については、現在、関係機関や市民の自主防災組織との連携により、災害時の救急医療体制の充実に努めています。

今後も、災害発生時の人命救出と安全を確保するため、日頃から周辺市町や関係機関との連携体制の充実に努めることが求められます。

施策の推進方向

- (1) 救急・災害医療の充実について、兵庫県に働きかけるとともに、近隣市との協力体制を強化し、広域的な医療体制の構築に努めます。

市民の取り組み

- ・病気やけがのとき、阪神北広域こども急病センターや兵庫県小児救急医療の電話相談を利用します。

事業者等の取り組み

- ・応急手当等の方法や救急講習等の受講の必要性を理解し、緊急時に実践できるよう救急医療に対する正しい知識を周知・啓発します。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
救急医療体制の整備	地域の中核的な医療機関である「市立川西病院」での救急医療体制については、市民の安心と信頼を得られるよう、体制や連携の充実を引き続き図ります。	市立川西病院 経営企画課
2次救急医療の確保	「2次救急医療」については、市内及び阪神北圏域での病院群が輪番制を維持し連携を継続します。	健幸政策課
関係医療機関・市民自主防災組織との連携	関係機関や自主防災組織などとの連携により、医療業務や医薬品の供給、救護所の開設など、災害時の救急医療体制が一層実効あるものとなるよう、その充実に努めます。	危機管理課
阪神北広域こども急病センター	夜間・休日でのこどもの初期救急対応として、阪神北広域こども急病センターでの診療や電話による小児救急医療相談の周知を図ります。	健幸政策課
休日応急診療(内科)と休日歯科応急診療の実施	市医師会と市歯科医師会の協力のもと、休日応急診療(内科)や市休日歯科応急診療を開設します。	健幸政策課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)	
①夜間・休日の小児救急医療機関を知っている親の割合	1歳6か月児健診	↗	88.7%	100%
	3歳児健診	↗	96.2%	100%

①の現状値：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成 29 年）

基本施策2 地域医療の基盤づくりと疾病対策

現状評価と課題

市民自身が自分の健康を自分で守るためには、安心して相談できる、かかりつけ医や歯科医、薬局を持つことが重要です。また、高齢化の一層の進展や疾病構造の変化など、地域保健医療を取り巻く環境の変化などから医療に対するニーズは多様化しています。

本市ではこれまで、市民への広報活動や市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会との連携を通じて、かかりつけ医等の普及と定着に向けた取り組みに努めてきました。また、兵庫県との協力による地域医療連携システムの構築や市立川西病院の整備に取り組んで、市民へのきめ細かな医療サービスの提供を行ってきました。

この結果、かかりつけ医師や歯科医師が「ある」人が7割以上いる一方で、かかりつけ薬局については「ない」人が約5割となっています。また、在宅医療の希望者は、6割近くと高くなっています。

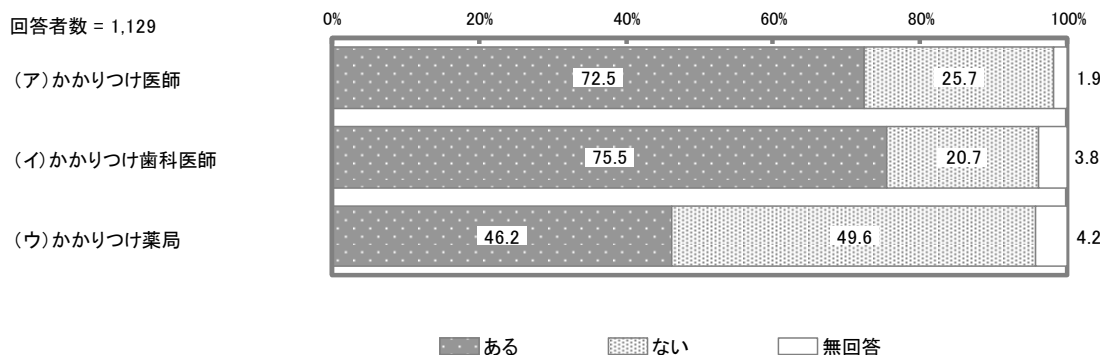
体調不良や病気の兆候がみられ外来診療が必要なときは、まず、かかりつけ医を受診し、そして、入院治療を要する場合には、かかりつけ医からの紹介により急性期病院に入院します。さらにリハビリテーションが必要な場合は、治療に努めます。次いで退院後は、住み慣れた家（地域）に帰り在宅療養を続けることとなります。このため、病院から在宅医療に至るまでの切れ目のない地域包括ケアシステムの構築が、必要となっています。

このような切れ目のない医療サービスを提供するためには、かかりつけ医や、急性期病院、回復期病院などの医療機関同士の連携や、医療と介護の連携が必要なだけでなく、患者側にも適正な受診と医療システムの理解が不可欠です。

これに加え、市の健（検）診事業の受診者拡大による早期発見・早期治療を図りながら、より一層、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着促進が求められます。

社会全体の感染症の予防（まん延の防止）のために、乳幼児などの予防接種をはじめ、疾病対策を充実することが必要です。また、難病については、その多くが原因不明で治療法が確立されておらず、かつ、生活面で長期的に支障をきたす恐れのある疾患であることから、難病患者が充実した療養生活や社会生活を送れるよう保健・医療・福祉サービスを充実することも必要です。

かかりつけ医師・歯科医師等の有無



資料：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成 29 年）

施策の推進方向

- (1) 保健・医療・福祉が連携し、健康増進や疾病予防、適正な医療を提供できる地域医療体制の充実をめざします。
- (2) 地域の中核病院として、市立川西病院における良質で安全な医療サービスを提供します。

市民の取り組み

- ・かかりつけ医・歯科医・薬局を持ち、在宅医療についての理解を深めます。

事業者等の取り組み

- ・地域医療を継続させるために必要な地域完結型医療の正しい知識の普及啓発を行います。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
市民への啓発と教育	身近にかかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つよう、関係機関と連携を図りながら市民への啓発を進めます。	健幸政策課
かかりつけ医等の普及と定着	市広報誌の活用をはじめ、かかりつけ医等の医療マップの作成、インターネットによる情報発信など、様々なPR媒体による広報活動に努めます。	健幸政策課
地域医療構想の推進	兵庫県地域医療構想による在宅医療の充実等について国・県と連携しながら施策の推進を図ります。	健幸政策課
地域包括ケアシステムの推進	川西市・猪名川町在宅医療・介護連携支援センターの運営を支援することで、地域の医療・介護などの専門職の連携をサポートします。	介護保険課 健幸政策課
つながりノート	高齢者が、地域でいきいき暮らせる様に、地域見守りネットワーク構築や医師会の協力を得て医療介護情報連携ツール（つながりノート）の普及に努めます。また、つながりノートをより多くの方が活用できるように、内容改定を行い、一層の充実を図ります。	介護保険課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における1年以上長期入院患者が地域で生活するために必要な支援を行うにあたり、保健・医療・福祉関係者が互いに連携しながら、支援方法やそれぞれの役割などを協議する場を設置します。	障害福祉課
医療的ケア児に対する支援体制の充実	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健や医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等連携を図る協議の場を設置し、支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
病診・病病連携	かかりつけ医等の活動を軸として、市民への適切な医療の提供と医療資源の有効活用を図るための「病診」及び「病病」連携への取り組みを支援していきます。	健幸政策課
中核的医療機関の整備	市立川西病院では、市民の医療ニーズに的確に対応し、患者の立場に立った医療を行うとともに、良質な医療サービスの提供に取り組めます。 市立川西病院での院内感染の防止対策を推進するなど、市民に安全な医療サービスを提供するための取り組みを進めます。 将来にわたり、市民に安心で安全な医療を提供していくため、(仮称)市立総合医療センター構想案に基づき、キセラ川西センターと北部医療のあり方を検討します。	市立川西病院 経営企画課 政策調整課
感染症の予防に関する知識の普及と啓発	感染症の予防に関する正しい知識の普及と啓発活動を、兵庫県と協力して充実させます。	健幸政策課
感染症まん延防止対策	兵庫県健康福祉事務所や市医師会との効果的な連携を通じて、感染者の把握や消毒を行うなど、感染症まん延防止対策の充実に努めます。	健幸政策課

施策名	内容	担当課
定期予防接種の推進	国における定期予防接種化などの制度変更、さらに適切に対応するため、接種機関の確保などの体制づくりとともに、市民への周知を図ります。	健幸政策課
高齢者に対するインフルエンザ予防接種	症状が重症化しやすい高齢者に対して、インフルエンザ予防接種が受けやすい環境を整えます。	健幸政策課
新型インフルエンザ等対策	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」や、国や兵庫県の行動計画に基づき策定した本市の行動計画について、訓練等の実施や既存のマニュアルの見直しを行いながら、実効性のあるものとしていきます。 国からの「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が公表された場合は、本市行動計画に基づき、市民及び事業者への適切な方法による情報提供、市民に対する予防接種の実施及びまん延の防止、生活環境の保全やその他の市民の生活及び地域経済の安定など、関係機関と連携し、対策を的確迅速に推進します。	危機管理課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童の日常生活支援のため、日常生活用具の給付を行い支援します(所得により自己負担あり)。	健幸政策課
難病患者に対する支援	難病患者の居宅における日常生活を支援し、生活の質の向上等を図ることを目的に、障害福祉サービス等を適切に実施します。	障害福祉課
応急処置方法の教育・普及	市民が心肺蘇生法やAEDの操作などの応急手当を習得できるよう、普通救命講習会の受講を促進するなど、応急手当の普及啓発に取り組みます。	消防本部

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (平成 34 年)
①市内の医療環境に満足している市民の割合	↗	48.3%	60%
②かかりつけ医を持っている市民の割合	↗	72.5%	80%
③かかりつけ歯科医を持っている市民の割合【再掲】	↗	75.5%	80%
④かかりつけ薬局を持っている市民の割合	↗	46.2%	60%

① の現状値：川西市 市民実感調査（平成 29 年度）

②～④の現状値：川西市 健康づくりについてのアンケート調査（平成 29 年）

参考資料



川西市健康づくり推進協議会委員名簿

区分	氏名（敬称略）	所属する団体等	備考
医療関係団体の代表者	藤末 洋	(一社) 川西市医師会	会長
	磯崎 耕次		
	杉町 正光		H29. 7. 4 まで
	坂田 哲啓		H29. 7. 5 から
	藤木 薫	(一社) 川西市歯科医師会	副会長
	松浦 孝治		
	今西 要		
	樋口 淳一		
福祉関係団体の代表者	井関 義弘	川西市民生委員児童委員協議会連合会副会長	H29. 7. 13 まで
	嶋川 幸三	川西市民生委員児童委員協議会連合会副会長	H29. 7. 14 から
	佃 義廣	川西市社会福祉協議会 副会長	H28. 7. 29 から H29. 6. 28 まで
	藏原 亜紀	川西市社会福祉協議会 副会長	H29. 6. 29 から
市議会議員	多久和 桂子	川西市議会議員	
	坂口 美佳	川西市議会議員	
	江見 輝男	川西市議会議員	H28. 10. 27 まで
	加藤 仁哉	川西市議会議員	H28. 10. 28 から H29. 10. 27 まで
	福西 勝	川西市議会議員	H29. 10. 27 から
関係行政機関の職員	西村 みゆき	兵庫県伊丹健康福祉事務所地域保健課長	H28. 4. 1 から
学識経験者	藤原 政嘉	大阪青山大学健康科学部健康栄養学科教授	
	久 隆浩	近畿大学総合社会学部環境・まちづくり系専攻 教授	
	白井 達矢	大阪成蹊短期大学幼児教育学科准教授	
市長が特に必要と認める者	日下 厚子	川西いずみ会	
	野平 淳一郎	川西市商工会 理事	
	横谷 弘務	川西市コミュニティ協議会連合会理事	
	寶田 順子	川西市体育協会 副会長	
	田川 幸子	市民公募	
	山上 和美	市民公募	

※備考欄に任期等の記載のない委員の委嘱・任命期間は平成 27 年 9 月 30 日～平成 31 年 9 月 29 日



川西市食育推進会議委員名簿

区分	氏名（敬称略）	所属する団体等	備考
学識経験者	藤原 政嘉	大阪青山大学健康科学部 健康栄養学科教授	会長
	林 宏一	武庫川女子大学生生活環境学部 食物栄養学科教授	副会長
	阪本 哲一	（一社）川西市医師会代表	
	徳永 順一郎	（一社）川西市歯科医師会代表	
	坂口 重人	（一社）川西市薬剤師会代表	
	清水 光恵	兵庫県伊丹健康福祉事務所代表	
食育の推進に関する団体の役員、または、職員	池野 志都	川西市地域歯科衛生士グループ カミングハーモニー代表	
	上中 敏昭	川西市中学校長会代表	
	岡田 久美子	川西市商工会代表	
	加茂 文子	川西市立保育所長会代表	
	木原 恵美子	川西消費者の会代表	
	木村 陽子	川西いずみ会代表	
	佐藤 佳世子	川西・猪名川地域活動栄養士協議会代表	
	林 浩子	川西市学校給食栄養担当者会代表	
	富士原 登志浩	JA 兵庫六甲代表	
市長が特に必要と認める者	中井 成郷	川西市 PTA 連合会代表	
	石井 順子	市民公募	
	三善 知子	市民公募	

※任期：平成 28 年 9 月 8 日～平成 30 年 9 月 7 日



川西市健幸まちづくり計画策定経過

年度	日程	会議内容
28	平成 28 年 12 月 15 日	【報告】 ①「川西市健康づくり計画」の進捗状況について ②「川西市健幸まちづくり条例」の制定について 【協議事項】 ①「川西市健幸まちづくり計画」策定のためのアンケート調査について
	平成 29 年 1 月 16 日 ～ 平成 29 年 3 月 14 日	「川西市健幸まちづくり計画」策定のためのアンケート調査の実施 ・20歳以上の市民：3,000通 有効回収率 37.6% ・「乳幼児健康診査」の対象児の保護者：723通 有効回収率 85.8%
	平成 29 年 1 月 17 日	健幸まちづくり条例について 健幸まちづくり計画（食育推進）の策定について
	平成 29 年 3 月 4 日	第1回川西市健幸まちづくりワークショップの実施 テーマ「暮らしの中で健康について日ごろ感じていること ～健幸都市：かわにしに向けて～」 参加者数：23人
	平成 29 年 3 月 12 日	第2回川西市健幸まちづくりワークショップの実施 テーマ「健幸都市：かわにしに向けて、どんな取り組みをしたらよいか考えよう」 参加者数：26人
29	平成 29 年 8 月 22 日	健幸まちづくり計画策定に伴う市民アンケート調査の集計結果報告 同計画策定の食育関連章の基本的な考え方や骨子に関する協議などについて
	平成 29 年 8 月 31 日	【諮問】 川西市健幸まちづくり計画の策定について 【報告】 ①「川西市健康づくり計画」の進捗状況について ②「健康づくりアンケート調査」のまとめについて ③ワークショップのまとめについて 【協議事項】 ①「川西市健幸まちづくり計画」の基本的な考え方について
	平成 29 年 10 月 17 日	健幸まちづくり計画の食育関連章の素案（基本理念・基本目標・施策体系等）等に関する協議などについて
	平成 29 年 11 月 22 日	【協議事項】 ①「川西市健幸まちづくり計画（素案）」について
	平成 29 年 11 月 29 日	【答申】 川西市健幸まちづくり計画（案）の策定について



4 川西市健幸まちづくり条例

前文

住み慣れたまちで、生涯にわたり、健康で幸せに暮らし続けることは市民共通の願いです。そして、健康は社会の活力の維持向上に欠くことができないものです。

近年、急速な高齢化の進展、疾病構造の変化等、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化してきました。一人ひとりが心豊かにいきいきと暮らしていくためには、いかにして健康で過ごすことができる期間を長く保つことができるかが大きな課題となっています。

このため、市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、食生活の改善、運動の習慣化等を通じた健康づくりに主体的に取り組むことにより、生涯にわたる生活の質を高めていくことが必要です。

また、個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を大きく受けることから、地域社会全体の取組として健康を支え、守るための環境を整備していかなくてはなりません。

一方、本市には、「活発な地域活動」という強みがあります。かねてより各地域においては、その地域の特性を生かした地域づくり活動が展開され、その中で、健康づくりにつながる取組も展開されてきました。それらの取組は、地域交流や社会参加を通じた人と人の出会いも生み出し、ひいては地域の活力にも大きくつながっていきます。これらの地域活動そのものが健康づくりであり、健康は地域の活力の源であると言っても過言ではありません。

そこで、健康で幸せに暮らし続けることを「健幸」と定義し、「健幸」につながる幅広い視点から、本市の強みである市民力や地域力を生かした、健康づくり、人づくり、まちづくり、すなわち「健幸まちづくり」に取り組むことが重要です。

ここに、健幸まちづくりについての基本理念を明らかにするとともに必要な事項を定めることにより、「健幸」で活力ある社会の実現に寄与することをめざし、この条例を制定します。

(解説)

本条例の趣旨を多くの方に理解してもらうため、前文を設けました。

条例を制定するに至った背景、条例の必要性、健幸まちづくりを推進することへの決意と、「健幸」で活力ある社会の実現に寄与することなど条例制定の意義を明らかにしています。

(目的)

第1条 この条例は、健幸まちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市民公益活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の役割や市の責務、その推進のための基本となる事項を定めることにより、「健幸」で活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(解説)

本条例に規定する事項（基本理念、市民、市民公益活動団体、事業者、学校等、保健医療福祉関係者の役割や市の責務、健幸まちづくり推進のための基本となる事項）を明らかにし、「健幸」で活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 「健幸」 市民一人ひとりが、健康で幸せに暮らし続けることをいう。
- ② 健康づくり 心身の健康の保持・増進を図るための取組をいう。
- ③ ライフステージ 妊娠・出産期、乳幼児期から高齢期にわたる人の生涯における各段階をいう。
- ④ 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- ⑤ 市民公益活動団体 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO等の団体をいう。
- ⑥ 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- ⑦ 学校等 市内の保育所、認定こども園等の就学前児童が通所する施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校をいう。
- ⑧ 保健医療福祉関係者 市内で保健医療福祉サービスを提供する個人又は法人その他の団体をいう。

(解説)

この条例で使用する用語の定義を定めたものです。

- ① 「健幸」 一人ひとりが健康かつ生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を営むことのできることを表す新たな用語です。
- ② 健康づくり 健康づくりは、単に「病気にならないための取組」ではなく、また、病気や障がいの有無にかかわらず、生涯にわたっていきいきと安心して暮らすため、個人の状況に応じた運動、バランスの取れた食事、歯及び口腔のケア、快適な睡眠の確保、疾病の予防及び治療、リハビリ等を通じて、「心身の健康の増進を図るための取組」です。（兵庫県健康づくり条例の解説より引用）
- ③ ライフステージ 市では、ライフステージを「妊娠・出産期」、「乳幼児期」、「少年・思春期」、「青年期」、「壮年期」、「高齢期」に区分し市民の主体的な健康づくりを支援しています。
- ④ 市民 市内に居住する者、市内にある事務所または事業所に通勤する者、市内にある学校や幼稚園、保育所、施設などに通学、通園・通所する者としてします。
- ⑤ 市民公益活動団体 「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」に基づき定義しており、「市民公益活動」とは、市民の自発的及び自主的な様々な活動のうち、不特定かつ多数のものの利益（＝公益）の実現をめざすもので、社会貢献的な活動（＝社会・地域の課題解決を目的とした活動）をその対象としています。
- ⑥ 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う企業、商店等をいいます。
- ⑦ 学校等 市内の保育所、認定こども園、地域保育園、認可外保育施設、小規模保育事業所等の就学前児童が定期的に通所・通園する施設や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、短期大学、大学等をいいます。

- ⑧ 保健医療福祉関係者 市内で活動する医療機関、保健医療福祉分野の職能団体や法人、保健医療福祉に関する専門職をいいます。

(基本理念)

第3条 健幸まちづくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- ① 市民一人ひとりが主体となって、自らの健康や生活習慣に関心を持ち、それぞれの健康状態やライフステージに応じて生活の質を高めるよう取り組むこと。
- ② 地域社会全体の取り組みとして、市民、市民公益活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者と市が相互に連携を図りながら協働して推進すること。
- ③ 歩くことをはじめとする身体活動や運動及び食を通じて、個人の健康意識を高めるだけでなく、出会いや交流を深めることにより、地域の活性化を促すものであるという認識のもとに推進すること。

(解説)

健幸まちづくりを推進するにあたり、3つの基本理念を定めています。

- ① 健康は、個人の健康観に基づき、一人ひとりが主体的に取り組むことによって実現されるものです。
自らが積極的に健康や生活習慣に関心を持つとともに、それぞれの健康状態やライフステージに応じた生活の質の向上を目指して継続的に生活習慣を改善し、健康の保持・増進に取り組むこととしています。
- ② 個人の健康は、家庭、学校等、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、地域社会全体が相互に支え合いながら、官民協働により健幸まちづくりを推進することとしています。
- ③ 歩くことをはじめとする身体活動や運動、食生活の改善は、生活習慣病や介護予防、健康増進等に効果があると指摘されています。さらに、市民がまちを歩くことや行き交うこと等によって、挨拶や会話等市民同士の交流を生みだし、地域の活性化を促すことになるという認識のもとに、健幸まちづくりを推進することとしています。

(市民の役割)

第4条

- (1) 市民は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する理解を深め、それぞれのライフステージで人及び家族の状況に応じた健康づくりを積極的に実践するよう努めるものとする。
- (2) 市民は、基本理念にのっとり、学校等、地域、職場等において行われる健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する事業に参加するよう努めるものとする。

(解説)

市民が、健康づくりへの理解を深めるとともに、自らの健康状態を把握し健康的な生活習慣を身につけることで、それぞれのライフステージにおける個人や家族の状況に応じた健康づくりを積極的に実践するよう努めることを明記しています。

また、学校等や地域、職場等において行われる健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する事業に参加するよう努めることを定めています。

(市民公益活動団体の役割)

第5条

- (1) 市民公益活動団体は、基本理念にのっとり、地域のつながり並びに自らの持つ知識及び専門性を生かし、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。
- (2) 市民公益活動団体は、事業者、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(解説)

それぞれの持つ地域とのつながりや知識、専門性を生かして、市民公益活動団体が健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めることを明記しています。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、市民公益活動団体が協力するよう努めることを定めています。

(事業者の役割)

第6条

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、従業員等が健康づくりに取り組みやすい職場環境の整備に努めるとともに、自らの活動を通じて、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、市民公益活動団体、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(解説)

事業者は、従業員等が受診しやすいように配慮した健康診断、検診等の機会の確保や健康に配慮した職場環境の整備等に努めるとともに、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めることを明記しています。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、事業者が協力するよう努めることを定めています。

(学校等の役割)

第7条

- (1) 学校等は、基本理念にのっとり、幼児、児童、生徒及び学生に対し、健康教育を推進することにより、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。
- (2) 学校等は、市民公益活動団体、事業者又は保健医療福祉関係者が行う健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(解説)

子どもたちの基本的な生活習慣は、家庭とともに学校等においても培っていく必要があります。特に、学校等は教育の場でもあり、心身の健康の保持増進を図るために必要な知識態度を習得させるための健康教育を実践することにより、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めること

を明記しています。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、学校等が協力するよう努めることを定めています。

(保健医療福祉関係者の役割)

第8条

- (1) 保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、自らの活動を通じて保健医療福祉に関する正しい情報を提供し、それぞれの個人に応じた適切な保健医療福祉サービスの提供を受けられるよう努めるものとする。
- (2) 保健医療福祉関係者は、市民公益活動団体、事業者又は学校等が行う健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(解説)

それぞれの専門性を活かし、保健医療福祉に関する正しい情報を市民に提供するとともに、保健指導、健康診断、検診、栄養・食事相談、介護予防、その他の保健医療福祉サービスを市民がそれぞれの個人に応じ適切に受けることができるよう努めることを明記しています。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、保健医療福祉関係者が協力するよう努めることを定めています。

(市の責務)

第9条

- (1) 市は、基本理念にのっとり、健幸まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。
- (2) 市は、前項に規定する施策を策定し、実施するにあたっては、検証等による評価及び見直しを行い、効率的かつ効果的な施策の推進を図るものとする。

(解説)

市は、健幸まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施するものとし、実施するに当たっては、検証等による評価、見直しを行い、効率的かつ効果的な施策の推進を図ることを明記しています。

(基本計画)

第10条

- (1) 市長は、健幸まちづくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ① 「健幸」につながるまちづくりの推進に関すること。
 - ② からだと心の健康づくりに関すること。
 - ③ 歯と口の健康づくりに関すること。
 - ④ 食育の推進に関すること。
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- (3) 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、川西市付属機関に関する条例（昭和52年川西市条例第3号）別表に規定する川西市健康づくり推進協議会の意見を聴かなければならない。
- (4) 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (5) 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（解説）

健幸まちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定し、重点的に取り組む4分野（「健幸」につながるまちづくりの推進、からだと心の健康づくり、歯と口の健康づくり、食育の推進）及びその他必要と認める事項についての施策の基本的な方針等を定めています。

なお、第3項では、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ健康づくり推進協議会の意見を聴くこととしています。

（「健幸」につながるまちづくりの推進に関する施策）

第11条 市は、「健幸」につながるまちづくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- ① 運動の習慣化を促進するため、楽しく歩くことを基本とした市民が主体的に行う健康づくりの取組の奨励に関すること。
- ② 生涯にわたりいきいきと元気に過ごすため、多様な地域交流と社会参加ができる環境の整備に関すること。
- ③ 健康づくりを支援する生活環境、交通環境その他の環境の整備に関すること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、「健幸」につながるまちづくりを推進するために必要な施策

（解説）

個人の健康は社会環境の影響を大きく受けることから、健康づくりに取り組みやすい環境を整えることが重要です。ここでは、市が行う『「健幸」につながるまちづくり』を推進するための施策を規定しています。

- ① 運動の習慣化を促進するため、楽しく歩くことを基本とした、市民が主体的に健康づくりに取り組む意欲が喚起される施策を実施することとしています。
- ② 人と人のつながりの力が高い地域に住んでいる人ほど健康度も高いと言われていることから、生涯にわたっていきいきと元気に過ごすために、多様な地域交流と社会参加ができる環境の整備に関する施策を実施することとしています。

健康につながる視点からも、コミュニティ活動、自治会活動、社会教育活動、ボランティア活動等への参加機会を促進し、交流の場づくりをすることが必要です。

また、遊歩道や公園など身近な地域で出会った人との挨拶や会話といった、小さな出会いがある「外出することが楽しいまち」も、人と人とのつながりの力が高まり地域の活性化にもつながります。

- ③ 外出を促す歩行空間の形成や公共交通の利用環境を高めるなど、健康づくりを支援する生活環境や交通環境その他の整備に関する施策を実施することとしています。

健康づくりのため、市民の外出を促すためには、誰もが安心して快適に歩ける歩道や安全に通行できる自転車通行空間、沿道景観、休憩場所、公園、利用しやすい公共交通等の環境整備が必要です。

(からだと心の健康づくりに関する施策)

第12条 市は、からだと心の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- ① 生活習慣病、感染症その他の疾患の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- ② 健康診査、がん検診等、予防接種及び保健指導その他の保健事業に関すること。
- ③ 心の健康づくりに関する知識の普及及び啓発、相談に関すること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、からだと心の健康づくりを推進するために必要な施策

(解説)

少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持していくことが重要です。社会生活を営むために必要な機能を維持するためには、ライフステージに応じたからだの健康と心の健康が重要です。

市が行う生活習慣病等の予防に関する健康づくりと心の健康づくりを推進するための施策を規定しています。

① 「生活習慣病等の予防に関する知識」には、具体的には以下のものがあげられます。

- ・ライフステージに応じた適切な運動や健全な食生活など好ましい生活習慣
- ・特定健診・がん検診及び特定保健指導の有用性
- ・喫煙・飲酒による健康被害
- ・感染症（インフルエンザ等）の予防

第1号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ホームページや広報媒体等を通じた広報活動の実施
- ・講演会や教室等の開催

② 市が行う主な保健事業は以下のものです。

これらは、(一社)川西市医師会や関係機関と連携し行うものです。

- ・健康増進事業（健康手帳交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導、がん検診、健康診査等）
- ・予防接種事業（予防接種法に基づき実施される「定期接種」および「臨時接種」等）
- ・母子保健事業（母子健康手帳の交付、乳用児健康診査、健康相談、健康教育、家庭訪問等）
- ・介護予防事業（転倒予防・運動機能向上、認知症予防、うつ・閉じこもり予防、口腔ケアなどのプログラムを取り入れた介護予防教室の開催等）

③ 心の健康とは、人がいきいきと自分らしく生きるための重要な条件です。うつ病をはじめとする心の病気は、自殺との関連が深いといわれています。心の健康を保つには、休養の重要性を認識し、十分な睡眠をとり、ストレスと上手に付き合うことが大切です。そして、本人はもとより、周囲の人も心の不調に早めに気づき、声かけするなど、社会全体での支えあいが必要です。そのために、一人ひとりが心の病気に対する正しい知識をもち、適切なストレスマネジメントを施すことができるよう知識の普及及び啓発を行うこととしています。

また、虐待やいじめ、DV（ドメスティックバイオレンス）、うつ病等、個々に応じた相談事業や支援に取り組むとともに、不安や負担を抱え孤立しやすい子育て中の保護者や高齢者等の介護者が気軽に悩みを相談することができる体制の整備に取り組むこととしています。

(歯と口の健康づくりに関する施策)

第13条 市は、歯と口の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- ① 生涯にわたる歯と口の健康の保持の重要性や健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- ② 歯科健診、歯科保健指導、歯科相談その他の歯科保健事業に関すること。
- ③ 障がい者、介護を必要とする高齢者その他の歯科保健医療サービスを受けるにあたり特に配慮を要する者に対する支援に関すること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりを推進するために必要な施策

(解説)

歯と口の健康は、糖尿病などの生活習慣病の予防はもとより、全身の健康の保持増進にも深くかわり、生涯自分の歯で「よく噛んでおいしく食べる」「会話を楽しむ」などといった生活の質の向上のためにも重要です。

市が行う「歯と口の健康づくり」を推進するための施策を規定しています。

- ① 市民の歯と口の健康づくりに対する意識を高めると同時に 8020 運動のさらなる推進を図るため、「歯と口の健康」の重要性や、全身疾患との関係、予防方法などの必要な情報や知識をセミナーの開催などを通じて普及啓発することについて定めたものです。
- ② 市が行う歯科保健事業は以下のものです。
これらは、(一社)川西市歯科医師会や関係機関と連携し行うものです。
 - ・健康増進事業(歯周疾患健診、健康教育、歯科相談等)
 - ・母子保健事業(妊婦・乳幼児歯科健診、健康教育、歯科相談等)
 - ・学校歯科保健事業(学校歯科検診、啓発事業等)
 - ・歯科診療事業(要介護高齢者、障がい児者、休日歯科応急等)
- ③ 川西市ふれあい歯科診療所において、障がいや全身疾患に配慮した治療が必要な人や、介護の必要な高齢者が安心して歯科治療を受けたり相談したりできる歯科保健医療サービスを実施します。

また、治療後の健康の維持や誤嚥性肺炎の予防、口腔機能の維持向上のために定期検診を行うとともに、(一社)川西市歯科医師会立「訪問歯科センター」との連携により、継続した口腔ケアの実施や訪問歯科診療など、途切れることのないサービスを提供するものです。

(食育の推進に関する施策)

第14条 市は、食育を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- ① 食を通じた健康に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- ② 心豊かな食文化の醸成や食環境づくりに資するための事業に関すること。
- ③ 前2号に掲げるもののほか、食育を推進するために必要な施策

(解説)

私たちの生活において「食」は生産から流通・消費・廃棄・再生など、あらゆる分野に関わります。近年、生活習慣病の慢性化、食文化の継承や食の安全について不安が高まるなど、社会的な警鐘が鳴らされるなか、生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むために、国・県・市等では各地域特性を踏まえた食育の推進が地域協働で図られているところです。

ここでは市が行う「食育」を推進するための施策を規定しています。

- ① 健康を維持・推進するうえで健全な食生活の営みは不可欠です。市民自身が食生活を振り返ることで食への関心を持ち、食に関する判断力を養うことができるよう、知識の普及啓発に関する施策を定めています。

規則正しい食習慣や栄養バランスの取れた食生活の実践につながる啓発事業には「生活習慣病予防教室」などの事業や、広報誌での啓発記事の連載などがあげられます。

- ② 食は多岐の分野に接点を持つことから、地域協働や庁内連携のもと、多様な食育の推進に取り組んでいます。

人が健やかで心豊かな人間性を育むために、様々な食体験や食を通じてのコミュニケーションを進めることで、食の楽しさを実感するとともに、自然や食に関わる様々な人との共生の大切さ、食文化の伝承、食の安全安心に関する知識等について学ぶことを定めています。代表的な事業に「かわにし食育フォーラム」「親子料理教室」などがあげられます。

(人材の育成及び活用)

第15条 市は、健幸まちづくりの推進を図るため、地域等において健幸まちづくりに資する活動を自主的に展開できる人材の育成及び活用に努めるものとする。

(解説)

地域等において健幸まちづくりに資する活動を自主的に展開できる人材の育成及び活用に努めることとしています。

また、市のスポーツ推進委員や市内に在住する県の健康づくり推進員などの活用も必要です。

(普及活動の推進)

第16条 市は、健幸まちづくりについての理解を深めるため、その普及活動を行うものとする。

(解説)

健幸まちづくりに関する市民の理解と関心を深めるため、様々な機会を通じて普及活動を行います。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(解説)

条例の施行に関し必要な事項については別に定めることとしています。

付 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。



川西市市民憲章

平成29年1月1日 公示

私たちは、ふるさと川西への誇りを胸に、幸せが実感できるまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- か 語りあう 未来の希望 あしたの話
- わ 分かちあう 豊かな自然 住みよいまち
- に 担おう 賑わいと発展 清和源氏のふるさと
- し 信じよう 平和と共生 育むところ

川西市健幸まちづくり計画

平成30年(2018年) 4月

発行 川西市 健康増進部 健幸政策課

〒666-0016

兵庫県川西市中央町12番2号(保健センター内)

TEL 072-758-4721

FAX 072-758-8705

E-mail kawa0032@city.kawanishi.lg.jp

この計画書は、市役所内で印刷しています。